≪第16版≫ 2015/4/14 発行

MD 336

運営マニュアル

MANAGING MANUAL

2015～2016

〈第 16 版〉

ライオンズクラブ国際協会336複合地区

目　　次

クラブについて

第1章　クラブ運営の基本的原則　1
(1) 民主主義
(2) 自由と平等
(3) 多数決の尊重
(4) 開かれた組織　2
(5) 代議制
(6) ライオンズクラブのアクティビティ
①ボランティアとは
②ライオンズクラブのアクティビティ　3
③会員の質について　4
④メンバーに望まれる人間像
第2章　クラブ運営について　5
1. 定期的な会合（例会）
(1) 定期的な会合（例会）の意義と重要性
(2) 例会の開催について
(3) 例会の司会・進行について　6
(4) 例会のシナリオ　7
(5) その他
2. 特別会合
(1) 特別会合の開催について
3. 理事会
(1) 理事会とは
(2) 理事会の任務および権限　8
(3) 理事会と例会の関係
(4) 理事会と委員会の関係
(5) 準備理事会について　9
(6) クラブ理事の呼称について
①【参考】クラブ役員構成表の記載例
②【参考】クラブ理事の呼称（複合地区会則委員長連絡会議の決定）　10
(7) 理事会決議のみで執行できること
①人事
②財務
③運営
(8) 理事会で立案後、例会決議を要するもの　11
4. 委員会
(1) 常設委員会の設置
(2) 常設委員会の構成員数
(3) 特別委員会の設置　12
(4) その他
5. あなたのクラブ、あなたのやり方で！
第3章　会則について　13
1. 会則の種類
(1) 標準版 単一および準地区会則および付則
(2) 標準版 クラブ会則および付則

目　　次

(3) 標準版 複合地区会則および付則
2. クラブ会則について
(1) ライオンズクラブ会則および付則標準版の冒頭の字句について
①ライオンズ必携第27版（1987～88年）まで
②ライオンズ必携第28版（1988～89年）より　14
③ライオンズ必携第37版（1997～98年）より現在
(2) クラブ会則改正について
(3) クラブ理事会と委員会の関係について
(4) 委員長を理事会構成員とすることについて
(5) 改正案作成の例（336複合地区ガバナー協議会の統一見解）　15
3. クラブ内規の必要性とその取り扱いについて
(1) ライオンズクラブの運営と会則
(2) クラブ運営に当って
(3) 会則と規則（内規）の関係　16
(4) クラブ内規に取り上げる項目（例）
4. 会則改正の届出について
第4章　会員資格の喪失　17
(1) ライオンズクラブ会員の資格
(2) 会員資格の喪失・除名について
(3) クラブ納入金の滞納の場合
(4) Board Policy Manual（国際理事会方針書）による解釈　18
①「善良な特性の持ち主で、地域社会において声望のある」という語句の解釈
②方針上の解釈
第5章　会員増強（GMT）・指導力育成（GLT）　19
第6章　クラブ会員委員会について　20
(1) クラブ会員委員選出の要点
(2) クラブ会員委員会委員選出の手順
(3) クラブ会員委員会についてのケース・スタディー
第7章　クラブ役員の選出について　22
1. クラブ役員の役職並びに資格について
2. 選出について
(1) 年次選挙
(2) 理事の選挙
(3) 指名委員長並びに指名委員の任命　23
(4) 指名委員会
(5) 指名会
(6) 選挙会
(7) 投票　24
(8) 投票要件
(9) 就任不可能の被指名
第8章　クラブ役員の欠員補充について　25
(1) 任期途中の役員の欠員補充
(2) 役員予定者の欠員補充
第9章　会合の出席および出席メーク・アップ　26
第10章　クラブ会費・その他の拠出金について　28
(1) クラブ会費

目　　次

①クラブ会費決定の際の留意点
②会費値上げの前に
③会費改正の手続き
④クラブ経常年間会費に含まれる納入金（参考）
(2) その他の拠出金
①事業資金の徴収
②周年記念積立金の徴収 29
③その他の拠出金の徴収
第11章 ドネーションとファイン 30
(1) ドネーション Donation（寄付金）について
(2) ファイン Fine（罰金）について
第12章 クラブ事業資金の獲得 31
(1) 資金獲得事業の意義
(2) 資金獲得事業に関する規定および制限
(3) 資金獲得事業の種類
(4) 成功する資金獲得事業
(5) 資金獲得事業のテーマ選択 32
第13章 決算およびクラブ財産の引き継ぎ 33
(1) 決算
(2) クラブ財産の引き継ぎ
第14章 監査について 34
(1) 監査に関する規定
(2) 監査委員の任務と選任
(3) その他
第15章 クラブ周年記念について 35
(1) 提言の趣旨
(2) 周年記念の会合について
(3) 周年記念式典開催の際の注意事項
(4) 周年記念事業について
第16章 L の呼称について 37
(1) L の呼称廃止の理由と現状対処
(2) L に代わる呼称の一例
第17章 クラブの責務と禁忌事項 38
(1) クラブの責務
(2) 国際会則付則第 11 条第４項「クラブの責務」
(3) 禁忌事項 39
第18章 会員カード（オフィシャル・メンバーシップ・カード）について 40
(1) 身分証明書としての会員カード
(2) 入手方法並びに会員への配布
第19章 終身会員の取り扱いについて 41
(1) 終身会員とは
(2) 終身会員内規の一例
(3) 終身会員資格の変更 43
(4) 会費の取り扱いに関する原則
(5) 終身会員の例会出席の義務について
(6) 終身会員のこれからの取り扱いについて 44

目　　次

(7) 終身会員の取り扱いについての質疑応答
第20章　クラブ会員の再入会について　46
(1) 再入会員の奉仕歴維持書式
(2) その他の会員（転籍会員）について
付. 再入会員の奉仕歴維持（書式例）　47
第21章　元役職等の経歴保持について　48
付. 元役職の証明　49
第22章　クラブ名称と境界線について　50
(1) クラブ名についての規定
(2) ライオンズクラブ名称変更の手順
(3) クラブ境界線について　51
(4) クラブ境界線の変更
(5) クラブ境界線について、国際本部よりの回答文書　52
第23章　クラブ合併の進め方について　53
1. ライオンズクラブの合併手順
第24章　新クラブ結成申請書・報告書の送付先　55
第25章　マンスリー・レポート等の IT 化　56
1. 国際本部におけるマンスリー・レポート等の IT 化
2. マンスリー・レポート等報告用ページについて
(1) 会長または幹事の会員番号・パスワードでログインできるページ
(2) 会計の会員番号・パスワードでログインできるページ
第26章　会員種別について　57
(1) 国際付則およびクラブ付則による会員種別の定義
(2) 会員種別による比較
(3) 準会員について　58
(4) 賛助会員について
第27章　クラブ支部について　59
第28章　クラブ副会長について　60
第29章　ライオネスクラブ会員の実績加算　61
1. ライオネスクラブとは
2. ライオネス変換プラン
3. ライオネス・ブリッジ･プログラム　62
(1) クラブ名の中に「ライオネス」を使用できる
(2) ライオネス入会金免除プログラム
(3) ライオネス変換プログラム
(4) 特別ライオネス・ライオン・ピン
第30章　レオクラブ会員がライオンズクラブ会員になった時の国際協会入会金の免除について　63
1. レオクラブとは
2. レオ変換プログラムについて
第31章　国旗およびクラブ旗の取り扱い　64
(1) 国旗について
(2) 国旗とクラブ旗の掲揚について
(3) 日本国政府が定めている日本国旗の行事別サイズ
(4) ライオンズクラブ役員必携記載「国旗の取り扱い注意」
第32章　プロトコール・役職呼称について　66
(1) 公認プロトコールの採用

目　　次

(2) 役員および来賓の席順（国際協会公認プロトコール方針）
(3) 役職の呼称について 67
第33章　紛争処理手順について 68

地区について

第1章　地区ガバナー・キャビネット 1
(1) キャビネット組織の際の留意事項
(2) 336-　地区キャビネット事務局規定の例
(3) キャビネット事務局長の報酬支弁について 2
(4) キャビネット事務局長の任務に関する規定（一例） 3
(5) 国際本部への質問状とその回答
(6) 地区ガバナー・キャビネット構成員とその任務 4
(7) 地区役員の任務
①地区ガバナー
②第１副地区ガバナー 5
③第２副地区ガバナー
④リジョン・チェアパーソン 6
⑤ゾーン・チェアパーソン
⑥キャビネット幹事及びキャビネット会計
⑦他の地区キャビネット構成員
第2章　キャビネット会議 7
(1) 第１回キャビネット会議の議事次第例
(2) 第２回キャビネット会議の議事次第例 8
(3) 第３回キャビネット会議の議事次第例 9
(4) 第４回キャビネット会議の議事次第例
第3章　地区委員長・地区委員 11
1. 地区委員長について
(1) 地区委員長の性格付け
(2) 地区委員長の数について
(3) 任期３年の地区委員長（地区コーディネーター）
2. 地区委員について 12
3. 地区委員長・コーディネーター一覧（2015-2016 年度） 13
第4章　地区役員・委員の任命について 14
1. 地区役員・委員の人選について
(1) 人選は第１副地区ガバナーの任期中に
(2) 過渡的には一部推薦制併用も
(3) 推薦を求める場合の注意事項
(4) 地区監査委員の委嘱 15
2. 地区役員・委員就任時の資格について
(1) 336 複合地区の統一見解
(2) RC、ZC の資格に関する国際理事会方針 16
3. RC、ZC の補佐について
4. 次期地区役員・委員の人選に当たっての留意事項 17
5. 次期地区役員・委員等選考要領について

目　　次

付. 次期地区役員・委員等選考関連書式 19
第5章 リジョンとゾーンの構成 22
1. 複合地区会則による規定
(1) クラブ数との関係
(2) 分割・再編成について
(3) リジョン・ゾーンの適正規模
(4) リジョン・チェアパーソンの設置状況
2. 336 複合地区内準地区の R・Z 構成一覧（参考資料） 23
第6章 地区における研修会 24
(1) 毎年度実施される研修会
(2) 開催時期
(3) 開催場所
(4) 出席者
(5) 講師
(6) 研修の内容 25
(7) 研修の方法
(8) 研修時間
(9) 経費の節減
(10) 各種研修会のプログラムについて
(11) 新会員オリエンテーション・プログラム 26
(12) クラブにおける新会員オリエンテーション
付. 地区における新会員オリエンテーション実施要領 27
第7章 PR・情報セミナー資料 29
1. PR と情報
(1) 定義
(2) ライオンズ活動における PR と情報
2. 理想的な人選 30
3. 用語の定義 31
4. 情報資源
付. ライオンズクラブ国際協会ホームページ　サイトマップ（一部抜粋） 32
第8章 ゾーン・チェアパーソンへの期待 35
1. ZC の責務について
2. 地区ガバナー諮問委員会について 36
(1) 必須課題
(2) 開催の時期とその内容 37
(3) 各会議の議題例
(4) 注意事項 38
第9章 キャビネット副幹事・副会計 39
(1) 会則上の規定
(2) 留意点
(3) 任命の方法と報告
(4) 参考（国際本部の見解） 40
第10章 地区ガバナーの公式訪問 41
1. 公式訪問実施上の留意点
2. 公式訪問ガバナー質問書（例） 42
第11章 地区費について 46

目　　次

1．各地区における地区費・地区大会費の決定
2．地区会費一覧表（参考）
第12章　地区ガバナー・第１および第２副地区ガバナーの選出　47
1．地区ガバナーの選出と資格について
2．第１および第２副地区ガバナーの選出と資格について　48
3．第１および第２副地区ガバナー候補者の人選に当たって　49
（1）候補者の基本的条件
（2）候補者の選び方
（3）キャビネット推薦候補の決め方　50
4．第１および第２副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例
付．地区ガバナー（第１・第２副地区ガバナー）立候補届出書付属書類一式　56
付．指名委員会チェックリスト　62
付．標準投票用紙　65
第13章　地区ガバナー候補者・第１および第２副地区ガバナー候補者の資格者名簿作成　67
付．資格者名簿一覧表（記入例）　68
付．資格所持者の報告書一式　69
第14章　地区ガバナー・地区ガバナーエレクト・第１および第２副地区ガバナーの空席補充　72
（1）地区ガバナーの空席補充
（2）地区ガバナーエレクトの空席補充
（3）第１および第２副地区ガバナーの空席補充　73
第15章　地区年次大会での指名・選挙委員会　74
1．地区会則標準版「指名および選挙」の要点
2．地区における対応の例
第16章　地区スローガンと地区ガバナー・スローガン　76
付．歴代国際会長のキーワード　77
第17章　役員の任期　78
（1）国際役員
（2）地区ガバナー
（3）第１および第２副地区ガバナー
（4）地区キャビネット構成員
第18章　地区名誉顧問会制度　79
1．定員について
2．任務を明確にする
3．地区名誉顧問会について検討した資料
（1）複合地区会則第21条「地区名誉顧問会」の解釈
（2）問題点　80
4．地区名誉顧問会内規の一例　81
第19章　ゾーン・レベル会員委員会　83
1．ゾーン・レベル会員委員会設置要領
第20章　グローバル会員増強チーム（GMT）、グローバル指導力育成チーム（GLT）、
地区ガバナー・チーム、家族及び女性チーム（FWT）　85
1．GMT と GLT
2．GMT と GLT はライオンズクラブの発展を担う新体制　86
3．GMT について　87
4．GLT について　89
5．GMT と GLT の協力関係　91

目　　次

6. 地区ガバナー・チーム 92
7. 家族及び女性チーム（FWT） 94

複合地区について

第1章　複合地区について 1
1. 複合地区とは
(1) 複合地区の定義
(2) 複合地区の目的
(3) 日本の複合地区の構成 2
(4) 複合地区の運営
(5) ガバナー協議会の権限 3
(6) ガバナー協議会議長の解任
2. 336 複合地区の定例会議
(1) 336 複合地区ガバナー協議会
(2) 336 複合地区ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議 4
(3) 事務局運営委員会
3. 全日本レベルの会議 5
(1) 複合地区議長連絡会議・各種委員長連絡会議
(2) 全国共通の委員会
(3) 全日本レベルの委員長連絡会議
第2章　336 複合地区役員 6
1. 複合地区役員選任の手順
2. 336 複合地区役員の構成について（ローテーション） 7
3. 336 複合地区組織表（2014～2015 年度）（参考資料） 9
4. 336 複合地区歴代議長・ガバナー（参考資料） 10
5. 複合地区各種委員会の運営について 11
第3章　複合地区の委員長の任務 13
(1) 会則委員長
(2) 運営マニュアル編集委員長
(3) GMT（会員・EXT・会員維持）委員長
(4) GLT（指導力育成）委員長
(5) PR・ライオンズ情報委員長 14
(6) IT 委員長
(7) YCE 委員長
(8) 国際関係委員長
(9) 青少年委員長
(10) ライオンズクエスト委員長
(11) 大会参加委員長
(12) 迎接委員長 15
(13) プロトコール委員長
(14) 環境保全委員長
(15) 保健福祉委員長
(16) GMT コーディネーター
(17) GLT コーディネーター

目　　次

（18）FWT コーディネーター
（19）LCIF コーディネーター
（20）事務局運営委員長
第4章　複合事務局固定化について　16
（1）結論
（2）理由
（3）結果
付．336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定　17
付．336 複合地区ガバナー協議会事務局規定　18
付．336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則　19
第5章　地区・複合地区大会議案の取り扱い　24
1．議案の決定
2．複合地区大会と準地区大会の議案の分類
（1）原則として複合地区大会において審議すべきもの
（2）その他のもの　25
3．議案審議の方法
4．決議の方法
5．大会報告　26

国際協会関係

第1章　国際大会について　1
第2章　代議員の投票　2
（1）「本人の意思」についての解釈
（2）国際大会開催地
第3章　国際大会、地区大会または複合地区大会代議員　3
（1）国際大会代議員
（2）地区大会、複合地区大会代議員
第4章　国際理事立候補の手続について　4
（1）国際理事の定数
（2）国際理事候補者の資格
（3）候補者の推薦および証明　6
付．国際理事立候補者推薦手続規則　7
付．国際第２副会長立候補者推薦手続規則　9
付．2008～2022 年国際理事ローテーション合意　12
付．「国際役員立候補者資格と手続きの規則」について国際本部よりの指示　13
第5章　東洋東南アジア・フォーラム（OSEAL FORUM）　17
（1）エリア・フォーラム（Area Forum）の目的
（2）東洋東南アジア・フォーラムの開催地　18
第6章　ライオンズクラブ国際財団（LCIF）　19

≪第16版≫ 2015/4/14 発行

クラブについて

第1章 クラブ運営の基本的原則

ライオンズクラブの運営に当っては、いくつかの基本的な原則があります。それを踏まえて、運営のための会則や各種の取り決めがなされています。まずその原則をよく理解し、クラブ運営に反映させることが大切です。

ここにその基本的原則の主なものを列記します。

(1) 民主主義

ライオンズクラブは民主主義を基本において運営されます。いかなる場合でも民主的な運営をしなければなりません。

まず、クラブは会員自らのものであるという意識を明確に持ちましょう。

「主権者は会員である」。このことが根本になって、集団としての運営がなされます。そしてライオンズクラブは、「全員参加」の最も民主的な集団です。民主主義を否定されるところにライオンズクラブは存在しません。東欧諸国にライオニズムが広がったのも、民主主義が取り入れられたからです。

ライオンズクラブにおける主権者は、クラブにおいてはメンバーであり、国際協会、複合地区、準地区においては、それぞれのクラブであります。

【参考】

民主主義（democracy）の語源は、ギリシャ語の demokratia（デモクラティア）から来ています。Damos（人民）と Kratia（権力）の結合で、権力が特定階級あるいは単独者に属することを否定し、人民が権力を所有し、その運営にも自発的に参加することで、人民の主権が確立されることです。

(2) 自由と平等

民主主義の基本は「自由」と「平等」です。何者にも拘束されない自由な意思表示（発言）と平等な権利が保障されています。また、その前提として義務の履行が求められています。義務を忘れ、権利のみを主張することは許されません。

ライオンズクラブでは、グッド・スタンディングである限り、自由な意思表示が平等に認められ、特権階級は存在しません。もちろん役職上の権限は尊重され、ライオン歴には敬意が表されますが、クラブにおいては、あくまでも全員が平等の「一会員」であります。

(3) 多数決の尊重

会員一人一人の意見が尊重されることが、民主的運営の第一歩です。

そのためにお互いの意見を述べ合いましょう。最初からみんなの意見が同じだという、かつての「金太郎アメ」の時代は過ぎました。ニーズの多様化はライオンズクラブのメンバーの間にも顕著です。少数意見、反対意見にも充分耳を傾けましょう。

そして、何よりも大切なことは、多数の意見に従うという「多数決方式」の尊重であります。このことをよく銘記しておきましょう。

(4)　開かれた組織

ライオンズクラブは開かれた「ヨコ社会」です。クラブ内に秘密は存在しないことになっています。あらゆるライオンズ情報に全会員がアクセスできる仕組みになっています。「知らせること」と「知ること」が、民主的運営には不可欠な要素です。

また、どんな会合にも特別な理由のない限り、会員の誰でもが出席あるいは陪席できるというのが原則です。会議構成員以外の陪席は、あらかじめ主催者の許可を得ておきましょう。その場合、主催者の許可を得て発言はできますが、議決権はありません。

(5)　代議制

代議制（Representative）は民主主義における政治体制の特色のひとつです。政策の決定とその政策の執行者の選択を「代表」を通して行うもので、代表は国民自らが選出し、そのことによって主権が保障される仕組みになっています。

ライオンズクラブの国際大会や複合地区、準地区の大会も、クラブが派遣した代議員によって、議案の決定、国際役員や地区ガバナーの選出が行われています。このやり方は民主的な代議制によるものです。

(6)　ライオンズクラブのアクティビティ

① ボランティアとは

ボランティア活動は人間だけができる行為です。それは自由を前提とした行為だからです。自由のないところにボランティアはありえません。

ボランティア（Volunteer）は、自らの意思で決意するという意味をもっていますが、適当な日本語訳がないままに、いまでは日常会話で十分使用されるまでになりました。辞書によりますと「自由な意思で、何かのサービスに関わる人」と記載されてあります。

よく「ボランティアの三原則」と言われていますのは、次の三つの原則を指す場合が殆どです。

- 自主性
- 公益性
- 無償性

これらの点から、ボランティアのあり方、期待されるボランティア像を考えてみますと、以下の通りとなります。

1. ボランティアは自主的でなければならない

   命令されたり、強制されてやるのは、真のボランティアではありません。あくまで自主的であることが原則です。

   自主性とは、社会的危機や社会的な問題などの発生を見たとき、じっとしておれない行為、他人がどう言おうと行動に移していく好意を意味しますが、実際には、このような高度な意識に基づかなくても、仲間に誘われたり、ちょっとした動機のもとにかかわった活動であっても、当事者から得られた学習活動などによって、問題の大きさや活動の意義を自覚させられ、自主性を呼び覚まされることも、ライオンズ活動ではよく見受けられます。

2. ボランティアは公益的でなければならない

つまり、私利私欲を図ってはなりません。ボランティアという行為は、その成果が多くの人や社会に寄与することを目指していなければいけません。

ボランティア活動の領域は、具体的には社会福祉、公衆衛生、社会教育、交通、文化、環境問題などなど幅広く人間生活のすべての領域におよびますが、公益性というのは、どんな小さな活動でも、基本的人権の擁護や社会の福祉や文化や自治を高める方向性をもつものでなければならない、ということです。公共性、社会性を欠いたボランティアはあり得ません。

3. ボランティアは無償でなければならない

ボランティア活動が有給ではなく、職業でないということ、つまり非営利的な行為、金銭的報酬を期待しないで行動することを指します。時に活動相手の状況や問題の大きさによっては、むしろ経済的に犠牲になってでも、支援しなければならないこともあるのだと言うことを、十分に自覚しておく必要がありましょう。

その他に、国の法律や制度の不備、欠陥をついて、社会的な不公平や差別の解決を独自に展開する意味での「先駆性」や、ボランティア活動が自己の持つ能力や時間を、問題解決を求めている相手に継続的に提供し支援する、分かりやすく言えば、思いつくままに単発的に始めて自分の都合で勝手に中止したりしないための「継続性」を挙げる人もいます。

以上、ボランティアの原則について述べましたが、結論としては「ボランティアとは、誠実さを持って問題にかかわり、つながりをつけようと自ら動くことによって、新しい価値を発見し、自己開発から自己拡大につなげる行為である」といえましょう。

②ライオンズクラブのアクティビティ

どんな団体でも、それぞれ目的を持って結成されます。ライオンズクラブが社会から高い評価を得ているとすれば、それは我々が立派な目的を持ち、その目的実現のために日夜精進しているからこそといえなくもありません。

我々がメンバーになりますと、まず「ライオンズ必携」を頂きます。そこには一番最初に、「ライオンズクラブ国際協会の目的」として６項目が明記されています。

1. 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
2. よい施政とよい公民の原則を高揚する。
3. 地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
4. 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
5. 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
6. 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

この目的を達成するための具体的な会員の奉仕活動を、ライオンズクラブの「アクティビティ」と呼んでいます。

世間でもし、ライオンズクラブが慈善団体であると誤解されているとすれば、我々会員がこの目的から遊離したところで活動しているか、あるいは活動がマンネリ化して、社会に感動を呼ばないからに他なりません。つまりクラブの目的を見失った行動に対する世間の批判だと謙虚に受け止めて、深く反省すべきでしょう。

繰り返しますが、ライオンズクラブは目的達成のための行動（アクション）に会員が一致して

当たって、はじめて社会的な評価を受けることを、肝に銘じて頂きたいと思います。

③会員の質について

ライオンズクラブのモットーに「We Serve」（われわれは奉仕する）とありますように、「I Serve」（私は奉仕する）を一歩進めて We と言うところに、ライオンズクラブの精神が凝縮して表現されていると考えます。

たしかに一人でする奉仕より、多数で集まってする奉仕の方が、インパクトが強いことは自明の理です。しかし、すでに「目的」の項で述べましたように、ライオンズクラブの活動は非常に広範囲で、単に金銭の額だけで目的は達せられるものではありません。当然「われわれ」という言葉には、全員の汗と知恵を集約することが不可欠である事を理解していただきたいものです。

よく会員の「量」と「質」の問題が討議されますが、会員の「質」とはなんぞやとなると、なかなか明解な答えが見られません。

そこで、一つの考え方として述べてみますと、次のように考えては如何なものでしょう。

会員の一人ひとりに奉仕の心がなければ、「われわれは奉仕する」との国際協会の目的は、実現不可能ですから、ライオンズ会員の望ましい人間像としては、根本に人類愛などの価値観、人生観とボランティア精神が不可欠な要素だと思います。そしてその上に平和な家庭、安定した生活と健康があって、はじめてライオンズのクラブライフを楽しむことができ、その間に生まれた会員同士の強固な連帯感が、国際協会の目的を具体化した奉仕活動として結実するものと信じます。

④　メンバーに望まれる人間像

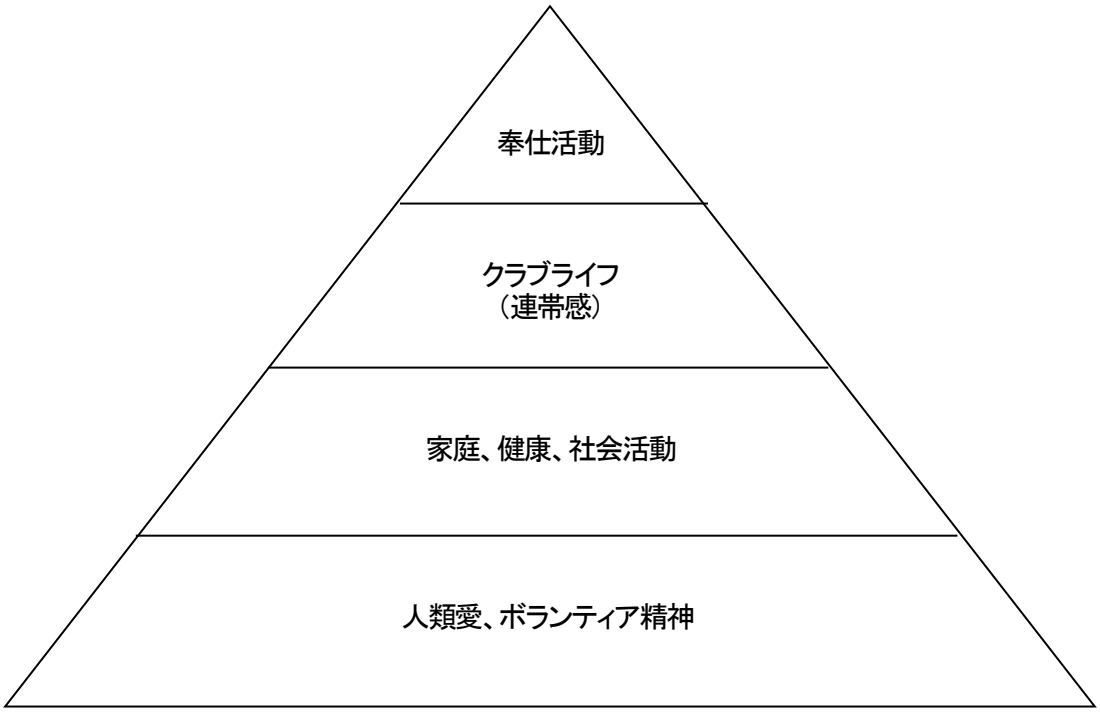

第2章 クラブ運営について

多くの団体は､役員のみによって通常の運営がなされることが多いのですが､ライオンズクラブは､会員全員によって運営されるのが特色です。全員が平等の権利と義務を持って「全員参加」と「民主的ルール」によって運営されます。これがライオンズクラブの基本的なあり方です。

クラブには、理事会によって推薦され、クラブで承認された日時および場所で、毎月少なくとも２回開くよう推奨される定期的な会合「例会」（クラブ付則第５条３項）と、理事会の決定する日時および場所で毎月少なくとも１回開くよう推奨される定例理事会（クラブ付則第５条１項)、及び、会長または３名以上の理事会構成員の要求があったときに開催される臨時理事会（クラブ付則第５条２項)、そして必要な都度開かれる委員会があります。例会、理事会、委員会はクラブ運営の正式機関としてそれぞれの役割を持ち、いずれも不可分な関係にあります。そして例会と委員会は、ライオンズクラブ特有の「全員参加」の仕組みになっております。

1. 定期的な会合（例　会）

(1) 定期的な会合（例会）の意義と重要性

定期的な会合（以降例会と称す）はクラブの最高議決機関です（クラブ会則第８条３項（a))。新しい企画や内規の制定、改廃をはじめ理事会で決定したことでさえ、例会の承認なしには実行できないことが数多くあります。このように、例会は制度上最も重要な機関であり、なによりも「例会があってこそクラブがあるのだ」という、いわばクラブの根源にかかわる大切な位置付けを持つものだと言えるでしょう。

従って、例会出席は会員の重要な義務であり（二人目以降の家族会員を除く)、例会の欠席は会員としての「権利放棄」につながるものです。例会の実出席率はクラブ活性化の第一のバロメータになります。このことをよく銘記しておきましょう。

クラブ付則第５条８項で､いかなる会合もグッド･スタンディングの会員の過半数の出席をもって、定足数としていますので、出席者がそれに満たない場合、例会は成立しません。

また、ライオンズクラブのあらゆる会合（国際協会、複合地区、準地区を含む）では、委任状の制度は認められていません。例会はもちろんのこと、理事会や各種委員会においても、委任状は無効です。また、代理投票も禁止されています（国際会則第６条第５項)。従って、他に特に規定する場合を除き、定足数を満たしているいかなる会合においても出席した会員の過半数の決議が、クラブ全体の決議となります（クラブ付則第５条８項)。

(2) 例会の開催について

例会の開催については、クラブ付則第５条３項で次のようなことが定められていますので、新年度のはじまる前のクラブ準備理事会とその直後の例会で、毎年確認しておく必要があるでしょう。

（ア） クラブ例会は少なくとも月 2 回は開くよう推奨されています。その日時および場所は理事会の推薦によりクラブ例会で決定されます（クラブ付則５条３項)。

（イ）　定刻通り開会、閉会されるよう時間厳守のこと。
（ウ）　例会の通知は、特に規定する場合を除き、理事会が適当と認めた方法で各会員に対して行われます。

このほかには、例会をどのように開催するか等について特段の定めはありませんので、クラブが自主的に取り決めればよいわけです。

【参考】クラブ例会（例）

12：15	ゴング・会長による開会のことば
	国旗敬礼
	国歌斉唱
	ソング
	（黙祷）
12：19	紹介・あいさつ（会長、ゲスト）
12：30	報告事項・審議事項並びに協議事項
	ライオニズムについて（ライオンズ情報委員会より）
13：20	テール・ツイスターの時間
13：25	閉会ソング
	（ライオンズ・ローア）
13：30	閉会・ゴング

※ 夜の例会（18：30 または 19：45）でも同様なスケジュールで行うことができる。（座が白けてきたときには歌で雰囲気を盛り上げる。出欠をとるときには会員が隣の人の氏名を言っていくのも一案である。会合の時間は厳守すること。）

これは一例ですが、クラブによって伝統や個性がありますので、自分のクラブの実情に適した方法をとり、クラブの個性が失われないよう留意する必要があります。とくに規則正しい時間の中で、適宜食事をとりながら、楽しさが失われないようにすること。ライオニズムの高揚と会員の知的向上に役立つ例会にするよう工夫することが大切です。

(3)　例会の司会・進行について

例会の司会は、クラブによって全くまちまちです。幹事、ライオン・テーマー（設置は任意、以下同じ）、あるいはテール・ツイスター（設置は任意、以下同じ）といったように。ところが、会則的に判断しますと、クラブ付則第３条１項で「会長は本クラブおよび理事会のすべての会合を主宰する」とありますので、会長が自ら例会の主導権をとって司会、進行を合わせて行うのが、正しいあり方だと言えるでしょう。

日本のライオンズクラブでは、会長が自ら例会を、また地区ガバナーが自らキャビネット会議や地区大会をリードする姿はまだ少ないといえましょう。ところが、国際大会や国際理事会は、国際会長が自ら司会席に着いてマイクを持ち、出席者の紹介を含めて司会、進行に努めておられます。日本においても主宰者が司会、進行の役目を果たすようになれば、そのこと自体、活性化への第一歩となるのではないでしょうか。

その場合、クラブにおいては幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターは、会則に書いてあ

る本来の役割を中心に考え、例会を盛り上げる工夫をこらすことになります。

(4) 例会のシナリオ

例会シナリオの担当委員会は計画委員会ですから、会長や理事会の意を汲んで、まず計画委員会で年間行事予定を立案しておくべきでしょう。毎回のものは、会長、幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターと綿密な直前の打合せが必要です。

その際の留意点としては、毎回同じ筋書きにならないよう気を配ることが第一です。たとえば有名なゲストスピーカーを招いた場合は、前段の形式的行事を省略し、会長の開会あいさつの後、直ちに食事をとってゲスト・スピーチに移り、スピーチのために充分な時間を取るというやり方。このように、その時その時の主目的に合わせた時間割を組むやり方が必要なのではないでしょうか。

例会では、特に定められたやり方はありません。クラブが一番効果的だと思う方法をとればよいわけです。

(5) その他

花見例会や納涼例会などで、定例の日時・場所を変更する場合には、出席者がグッド・スタンディング会員の半数以上が出席することに留意しなくてはなりません。また、他クラブからのメーク・アップのことも考えて、例会の日時・場所の変更は必ず、ZC、RC、キャビネット事務局に２週間前には届け出るようにしましょう。

2. 特別会合

(1) 特別会合の開催について

特別会合の開催については、クラブ付則第５条４項で次のように定められています。

（ア） クラブ特別会合は、会長が必要と認めた場合に会長によって招集されます。

（イ） また理事会の要求があった場合は、会長はこれを招集しなければなりません。

（ウ） 特別会合の開催日時および場所は、それぞれの場合において会長または理事会が決定します。

（エ） 特別会合の目的、日時および場所を記載した通知書は少なくとも 10 日前にクラブの各会員に送付されなければなりません。

3. 理事会

(1) 理事会とは

理事会はクラブの執行機関です（クラブ会則第８条３項（a））。これは、クラブの意志を実際に執

行する機関であるという意味です。

構成員は会長、前会長、副会長（複数）、幹事、会計、ライオン・テーマー（設置は任意）、テール・ツイスター（設置は任意）、会員委員長、支部長（任命された場合）、およびすべての選出された理事とされています（クラブ会則第８条１項）。理事の定数はクラブで決めればよいことになっていますが、少なくとも４名（会員委員長を含めると５名）を置き、会員委員長以外は任期２年で半数ずつ毎年改選されます（クラブ付則第２条２項）。

クラブ理事は１年目の理事を１年理事、２年目の理事を２年理事と呼称しています。

理事会の定例会合は、理事会の決定する日時および場所（クラブ付則第５条１項）、臨時理事会は、会長または３名以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が決定する日時および場所（クラブ付則第５条２項）で開かれます。理事会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数とし、特に規定する場合を除き、出席構成員の過半数による決定をもって理事会全体の決議とします（クラブ会則第８条２項）。

また理事会は、少なくとも月１回は、会議を開くように推奨されています。

(2)　理事会の任務および権限

理事会の任務および権限は、クラブ会則第８条３項に「本会則および付則で他に規定された任務および権限に加えて、理事会は次の任務および権限を持つ」と記されているように、かなり広範なものがあります。たとえば、

「理事会の過半数の承認を得た場合は、新会員候補者は本クラブの会員となるよう入会の招請を受ける」（クラブ会則第３条２項）

「理事会全構成員の３分の２の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができる」（クラブ会則第３条３項）

と規定されているほか、クラブの新企画および新施策の検討、立案、すべての支出の承認、役員の職務遂行上の行為の修正または取消、クラブの資金を預金する銀行の指定、ライオンズクラブ各種大会に派遣する代議員および補欠の指名と任命等々、その任務と権限は大きなものがあります。

(3)　理事会と例会の関係

例会などのクラブ会員による会合と理事会との関係は、「立法は会員の合意によって成され､行政は理事会が執行する」ということになるでしょう。従って、既にクラブとして合意されている事柄は、改めて承認を受ける必要はありませんが、新しく企画することは必ず会員の合意が必要であると考えておきましょう。クラブ内規なども、もちろん会員の合議事項です。

しかし、突発的な緊急処理を要する事項は、タイミングを失うことのないよう、「誰しもが、正当と考える通り」に理事会が執行しておけばよいでしょう。クラブ会員も事後報告で了承してくれるはずです。そのためには、会長をはじめ各役員は、日ごろから適用会則や慣例をよく勉強しておく必要があります。

(4)　理事会と委員会の関係

以上のように、理事会は重要な機関ですが、もともと事案を調査したり、資料を集めたり、文案を

まとめたりする仕事には向いていません。そこであらかじめ各委員会にそうしたことを付託し、その答申をもって結論を出すようにしましょう。

まず、各委員会での検討、委員会間の調整を経て理事会へ答申、理事会はそれを審議し、必要なものを例会へ提案して、クラブの最終決定とします。このやり方がクラブ運営の基本的なパターンです。理事会は各委員会を充分活用し、「全員参加」の実をあげるように心得ましょう。

(5) 準備理事会について

準備理事会はクラブの次期役員が選出されると、次期会長によって開かれるもので、できるだけ早く開いて年間計画などをあらかじめ立てておくようにしておくことが必要です。正式に役員に就任するまでは、準備理事会での取り決めは仮決議であり、クラブを拘束することはできませんが、就任後の第１回理事会で正式に採択すればよいわけです。必ず準備理事会を早く開いて、次期の準備体制を確立しておくようにしましょう。

336 複合地区の統一見解

1. クラブ理事は、「1 年理事」「2 年理事」の呼称をやめて、会員理事を除くすべての理事を「クラブ理事」と呼ぶことにしているが、役員必携に沿った命名も妨げられない。
2. 会員委員長は正規の理事会構成員で、特別任務を持つ理事として、プロトコールはクラブ理事の筆頭とする。

(6) クラブ理事の呼称について

クラブでは通常、２年間務める理事を「2 年理事」、1 年間のものを「1 年理事」と呼んでいます。これがクラブ付則第２条２項に「本会則採用後の第１回選挙では、２年任期および１年任期の理事を各半数ずつ選出する」とあるところから、このように呼ばれてきたものと思われます。

ところが、新しいクラブ会員委員会制度の発足に伴い、クラブ付則第４条２項に「1 年目委員、2 年目委員、3 年目委員」の呼称が生まれました。また国際理事は、1 年目の理事を「1 年理事」、2 年目の理事を「2 年理事」と一般的に呼称しています。このため理事会と会員委員会の１年、２年の呼び方を統一しては、という意見が出ていました。

しかし、クラブ理事に１年、２年の呼称を付しているのは、慣習上そうなっているに過ぎず、会則上の根拠は見当たりません。従って１年、２年の呼称をやめ、全員「クラブ理事」と呼び、任期２年間で、毎年半数改選するという解釈が正しいといえるでしょう。強いて「何年」という呼び方が必要な場合、その時に限って、「2 年任期の１年目の理事を１年理事、２年目の理事を２年理事」と呼ぶことにします。

① **【参考】クラブ役員構成表の記載例**

会長	前会長	
第一副会長	第二副会長	（第三副会長）
幹事	会計	
ライオン・テーマー（設置は任意）	テール・ツイスター（設置は任意）	
会員委員長	理事（2 年目）	理事（1 年目）

② 【参考】 クラブ理事の呼称（複合地区会則委員長連絡会議の決定）

日本では残任期間を基準として、今後２年間務める理事を２年理事、１年間務める理事を１年理事としてきましたが、1994 年４月 27 日開催の第４回複合地区会則委員長連絡会議において、国際理事と同様に「1 年目の理事を１年理事、２年目の理事を２年理事」と呼称するよう改められました。

1989 年６月フロリダ・オーランドで開催の国際理事会において決定された「会員委員長」は正規の理事会構成員となり、特別任務を持つ理事として、プロトコールは理事の筆頭となります。

(7) 理事会決議のみで執行できること

① 人事

- 不在会員、優待会員、新会員（正会員・家族会員・学生会員・準会員・賛助会員・支部会員（クラブ会則第 11 条２項）（クラブ付則第１条１項））、再入会員、転籍会員、退会会員の認否（クラブ付則第１条当該各項，クラブ会則第３条２項）
- 会費滞納会員の進退（クラブ付則第１条７項，クラブ会則第３条３項）
- 会員除名の認否（クラブ会則第３条３項）
- 会長、第一・第二副会長と前会長、定足数を欠く理事補充を除く役員の欠員補充（クラブ付則第２条 10 項）
- 引き続き会合または活動に参加しない会員の進退については、幹事がその氏名を理事会に提出するまでに、クラブ付則第１条８項に基づき、規則正しい参加を励行するよう、クラブはあらゆる努力を尽くす

② 財務

- 転籍会員、再入会員の入会金免除（クラブ付則第６条１項）
- 会費前納時期の認定（クラブ付則第６条２項）
- すべての支出に関する認否（クラブ会則第８条３項（b））
- 用途を指定されていないドネーションの事業費または運営費繰り入れ(クラブ会則8条3項(i)）
- 資金を預金する銀行の指定（クラブ会則第８条３項（e））
- その他資金の適正運用（クラブ会則第８条３項（d）（g））
- 会計および執行について監査を受ける（クラブ会則第８条３項（d））
- 一般的に認められた会計原則に基づいて、少なくとも２つの資金を別々に管理する（クラブ会則第８条３項（i））
- テール・ツィスター（設置は任意）が課すファインの額を定める（クラブ付則第３条８項）

③ 運営

- 新企画新施策の委員会付託並びに答申（クラブ会則第８条３項（a））
- 特別会合、年次会合の日時場所の決定（クラブ付則第５条４項，５項）
- 指名会、選挙会の日時場所の決定（クラブ付則第２条４項，６項）
- 特別委員会設置の認否（クラブ付則第４条３項）
- クラブ役員の職務遂行処理の修正または取消（クラブ会則第８条３項（c））

- クラブ支部の解散（親クラブ理事会構成員の３分の２の賛成を要す）（クラブ会則第 11 条５項）

(8)　理事会で立案後、例会決議を要するもの

- 入会金、年間会費の決定（クラブ付則第６条）
- すべての新企画、新施策の承認（クラブ会則第８条３項（a））
- 各大会派遣代議員および補欠の指名と任命（クラブ会則第９条３項）
- 定例会の開催日時、場所の決定（クラブ付則第５条３項）
- クラブ会則および付則の改正（クラブ会則第 13 条１項，クラブ付則第９条１項）
- 予算案（クラブ会則第８条３項（ｂ））
- 決算書の承認
- 終身会員の推薦（クラブ付則第１条１項（e））
- 名誉会員の入会承認（クラブ付則第１条１項（c））
- クラブ支部の設置（クラブ会則第 11 条１項）

4.　委員会

(1)　常設委員会の設置（クラブ付則第４条１項）

クラブの常設委員会は、すべて会長の職権によって設置されます。

クラブ付則第４条１項には、出席委員会など 10 種の運営委員会と、地域社会奉仕委員会など９種の事業委員会があげられています。

そのうち会長の意志によって、必要ないくつかの委員会を設置すればよいわけですが、運営委員会と事業委員会の二つだけというのは極端に少なすぎ、それだけ理事会に負担がかかるわけで、もう少し細分化した方がよいでしょう。（クラブ付則　別紙Ｃ ライオンズクラブの標準組織機構を参照）

といって、列記された委員会全部を設置したのでは、委員会当たりの委員数が少なくなりすぎて、これもまた運営上好ましくありません。

そこで、「会則・接待・指導力委員会」のように、複数の委員会を組み合わせて一つの委員会とするような方法をとるのも一策です。あるいは、市民奉仕委員会の名称で、その委員会の任務の中に社会奉仕、レクリエーション、地域奉仕などの任務を包含するという取り決めをあらかじめしておくことも一つの方法です。

(2)　常設委員会の構成員数

委員会の構成員は３名から６名程度が適当とみられるので、自クラブの会員数に応じて委員会の数、構成員の人数などを考える必要があります。

いたずらに委員会の数を増やすことよりも、事業委員会の場合、その年度の重点目標に対応した委員会を設置することの方が好ましいでしょう。要はクラブの実情に適した、実効のあがる委員会設置

を行うべきです。

(3)　特別委員会の設置

これらの常設委員会の他に、当面必要な問題処理のため、会長または理事会の判断により必要と思われる特別委員会を設置することができます（クラブ付則第４条３項)。この場合、理事会の承認が必要ですが、短期間で任務の終わることが前提条件となります。任務が終わり次第、特別委員会は解散します。ただし、仕事の性格によっては、会長の任期を超えて存続することも可能です。

事案によってですが、各委員長は口頭または文書をもって、毎月理事会に報告することが義務付けられています。いずれの委員会も会長が割り当てた委員会を各副会長が分担して指導、管理することになっています。

(4)　その他

会長は、どの委員会にも職権委員（Exofficio Member）として出席し、意見を述べる資格がありますが、委員会の決議には参加できません。副会長も、できるだけ担当の委員会に出席しますが、投票には加わりません。

各委員会の任務は、ライオンズ必携の「ライオンズクラブにおける常設委員会の任務の概要」に列記されています。間違った解釈をしないよう注意しましょう。

会員委員会については、第６章クラブ会員委員会（20 頁～21 頁）に詳細に記載してありますので、ご参照下さい。

5.　あなたのクラブ、あなたのやり方で　！

2014 年９月にライオンズクラブ国際協会　地区及びクラブ行政部より「あなたのクラブ、あなたのやり方で！」という冊子が発行され、クラブに合った例会づくりの指針が出ました。

「例会は、変えられます。クラブは、メンバーに最適なクラブ例会の形を自由に選ぶことができるのです。いままでの伝統のほとんどは義務ではありません。」となっていますが、参考とされ、主権在クラブであることを念頭に置いた新しい例会の在り方を考える機会ととらえて戴きたいと思います。

第3章 会則について

1. 会則の種類

すべてのライオンズクラブは「ライオンズクラブ国際協会会則および付則」（通称、国際会則および付則という）に従い、国際理事会の全面的な管轄下に置かれることになっています。

ライオンズクラブの運営は、すべて国際会則および付則を遵守することは当然ですが、それを各レベルにおいて補完、普遍するため各レベルごとの会則が定められています。

Board Policy Manual（国際理事会方針書）の第7章「会則および付則」の項に、次の三つの会則を示すとともに、標準版の主権について規定しています。

(1) 標準版 単一および準地区会則および付則

国際理事会は、これを単一および準地区用として採用することを決議しています。

(2) 標準版 クラブ会則および付則

各ライオンズクラブは、これを公式の会則および付則として採択するよう奨めます。独自の会則および付則を採択していないクラブは、この会則および付則標準版とその改正条項に従わなければなりません。

(3) 標準版 複合地区会則および付則

国際理事会は、これをすべての複合地区用として採用することを決議しています。

※ 日本のライオンズ

日本の8複合地区35準地区においては、標準版を採択せず、独自の複合地区会則を採用している地区もあります。従って、日本の複合地区会則に定められていない運営事項で、標準版に定められている事柄に関しては、標準版に従わなければなりません。

また、年々改正される国際会則・付則および随時決定される国際理事会の方針に反しない会則を採択しなければならないことは勿論のことです。

2. クラブ会則について

(1) ライオンズクラブ会則および付則標準版の冒頭の字句について

① ライオンズ必携第27版（1987～88年）まで

独自の会則および付則を採用していないライオンズクラブは、このライオンズクラブ会則および付則標準版に基づいて運営しなければなりません。

② ライオンズ必携第 28 版（1988～89 年）より

各ライオンズクラブは、このライオンズクラブ会則および付則標準版をそれぞれ公式の会則および付則として採用するよう勧めます。

【注】 「勧めます」とあるのは「望ましい」のであって、もっと強い意味で採択を希望している。採択されるのがベストだということです。

（1988 年 4 月 21 日 国際協会ロイ・シェッツェル事務総長の日本各複合地区委員長との質疑応答より）

③ ライオンズ必携第 37 版（1997～98 年）より現在

各ライオンズクラブは、このライオンズクラブ会則および付則標準版を、それぞれ公式の会則および付則として採用するよう勧めます。

クラブが採択した直後に、このクラブ会則および付則の永久保存用写しは、クラブ幹事によって記録簿に保管されなければなりません。

独自の会則および付則を採用していないクラブは、このクラブ会則および付則標準版とその改正条項に従わなければなりません。

クラブ運営に関し、それが国際会則および付則に反しておらず、またそのクラブの会則および付則で規定されていないが、標準版には規定がある場合は、国際理事会の方針として、クラブは標準版の規定に従うものであることとします。

【注】 クラブ会則および付則についても「標準版の主権」が明記されたもの。

(2) クラブ会則改正について

クラブ会則第 13 条に改正についての条項が設けられ、付則についても第９条に改廃の項が設けられています。それぞれの条項で定められた手続きを遵守することによって、クラブ会則および付則の改正が可能なわけです。

ただし、標準版をそのまま採用することがベストですから、著しく実情に合わない部分に限って、改正を検討すべきでしょう。その場合、国際会則、複合地区会則、国際理事会方針等に反する改正はできないことになっています。

なお、日本で独自の会則を採用しているクラブは、全体の 1 割程度ですが、それらのクラブ会則の標準版と異なる点は、そのほとんどが各種委員会の委員長を投票権のある理事会構成員としている点です。

(3) クラブ理事会と委員会の関係について

理事会は「執行機関」であって（クラブ会則第８条３項（a））、委員会は理事会よりの付託事項を検討し答申する、所謂「検討機関」というべきでしょう。（クラブ会則第８条３項（h）による）

従って、委員長を理事会構成員とすることは、会員委員長である会員理事の他は認められません。（クラブ会則第８条１項）

(4) 委員長を理事会構成員とすることについて

336 複合地区よりの「ライオンズクラブ会則および付則標準版を採用しているクラブにおいて、各

委員会の委員長を投票権のある理事会構成員とすることができるでしょうか」という質問に対し、国際本部ゲアリー M. ラペティナ法律部長は次のように回答しています。

「クラブは会則および付則標準版の中に、『各委員会の委員長はクラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加えて標準版を改正することができます。」（1992 年 3 月 23 日）

(5)　改正案作成の例（336 複合地区ガバナー協議会の統一見解）

国際本部の回答によると「『各委員会の委員長は、クラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加え……」とあります。「みなされ」とは、正式な理事ではない者に投票権を与えるための表現であるといえます。

従って、正式なクラブ役員にする必要はないので、クラブ会則第７条、第８条、付則第２条を改正しないで、付則第４条５項に「各種委員会の委員長は、クラブ理事会構成員とみなされ、投票権が与えられる」を加えればよいことになります。

【注】　上記の改正は付則第９条１項によるので、例会または特別会合で、定足数（グッド・スタンディングの会員の過半数）の出席があれば、投票した会員の多数決により決められます。

3.　クラブ内規の必要性とその取り扱いについて

(1)　ライオンズクラブの運営と会則

ライオンズクラブの運営は、下記の３点が基本です。

（ア）　国際協会の会則および付則による
（イ）　国際理事会の定める規定に従う
（ウ）　国際理事会の全面的管轄下に置かれる

また、国際会則・付則に基づいて

（ア）　複合地区（含準地区）のための複合地区会則
（イ）　クラブのためのクラブ会則

の二つの会則が設けられています。

(2)　クラブ運営に当って

クラブ運営に当っては、国際・複合地区・クラブの三つの会則に従い、更に具体的な取り決めが必要となります。

クラブ会則は、各クラブにおいて独自のものを設けることができますが、独自性の幅は極めて限られています。また、国際協会は、クラブ会則は標準版の採用を進めています。従って、クラブ会則標準版を採用しながら、具体的事項についてクラブの規則（内規）を設けることが望ましいでしょう。

(3)　会則と規則（内規）の関係

会則を適用するうえの具体的細則が規則（内規）です。従って、規則（内規）において、会則の内容を変更することはできません。

(4)　クラブ内規に取り上げる項目（例）

- 優待会員
- 終身会員
- 入会金・会費について
- 国際大会、複合・地区大会代議員派遣について
- クラブ理事会と委員会について

4.　会則改正の届出について

クラブ会則および付則を変更した場合には、地区ガバナーへの届け出が必要です。

なお、クラブ会則および付則を変更した場合、チャーターに記載されたものと違うことになるため、従来は国際協会の了承を得ることになっていましたが、現在ではその必要はなくなっています。（1992 年 1 月 19 日、336 複合地区第 3 回ガバナー協議会にて、菊地伸治国際理事により確認）

第4章 会員資格の喪失

(1) ライオンズクラブ会員の資格

ライオンズクラブ会員の資格は、国際会則第８条第２項、クラブ会則第３条１項に「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人」であると規定されています。

このような資格の持ち主が、クラブ理事会の過半数の承認を得た場合（クラブ会則第３条２項）、入会の招請を受けることになっています。

(2) 会員資格の喪失・除名について

会員資格の喪失とは、本来の資格である「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人」であることを失った場合を指すものです。そのような会員に対しては、クラブ会則第３条３項で「理事会全構成員の３分の２（2/3）の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則および付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これに反することはクラブ解散処分にあたる。」（クラブ会則第３条３項）となっています。

会員の入会は、構成員の過半数の出席をもって成立した理事会の過半数の賛成によって決定することができます。ところが、除名の場合は、理事会全構成員の３分の２の賛成投票が必要です。これは、会員除名は慎重のうえにも慎重を期する必要があるということです。

本来、会員の除名はあってはならないことで、そのようなことの起きないように、クラブは「会員の質の向上」について、あらゆる指導を行うことになっています。とくに会員委員会（GMT）、指導力育成委員会（GLT）、出席委員会などでの、日常の指導教育活動がクラブに義務付けられていることを忘れないようにしましょう。

(3) クラブ納入金の滞納の場合

クラブ付則第１条７項では、クラブ納入金を請求受領後 60 日以内に支払わない会員について、幹事は理事会に氏名を提出し、理事会は、その会員の進退を決定することになっていますが、2014 年９月からクラブ附則第１条２項が改正され、幹事からの文書による請求受領後 30 日以内にクラブ納入金を支払わない会員は直ちに、全額を納入するまでグットスタンディングでなくなりました。

「速やかな会費納入」は、あらゆる任意団体の会員にとって最優先的義務であります。なぜなら、これが守られないと、その団体は成り立たなくなるからです。とくに奉仕団体においては、会費の滞納は奉仕活動を弱体化させる原因になります。幹事は、会員個々の会費納入状況を日頃からよく把握し、事前に問題の発生を食い止めるようにしましょう。

(4) Board Policy Manual（国際理事会方針書）による解釈

① 「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある」（国際会則第 8 条第 2 項, クラブ会則第 3 条 1 項）という語句の解釈

「この語句は、ライオンズクラブ入会見込み者だけではなく、現在の会員にも該当する。また、ライオンズ会員が、裁判所において道徳的に卑劣な罪に問われ、有罪を認めたか、有罪の判決を受けた場合、同会員は善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のあるとの条件を満たしていないので、ライオンズクラブから除名されるべきである。さらに、道徳的に卑劣な罪に対し有罪判決が下された場合、課せられた刑を勤め上げ、これ以上の制約が課されていなければ、その個人はライオンズクラブ入会の招請を受ける資格を持つ。」

② 方針上の解釈

国際会則、理事会方針、ライオニズムの目的に対する会員による違反行為について、個々の会員が国際会則および付則、理事会方針またはライオニズムの目的に反する行為をしたと国際理事会によってみなされた場合、次の処置が取られます。

(a) その会員と所属クラブに対して違反を通告し、その行為の即時中止を言い渡す。

(b) その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合、その会員を退会させるようクラブに通告する。

(c) クラブが上記通告を受けてから 30 日以内にその会員を退会させなかった場合、クラブはステータス・クオに処せられる。

第５章 会員増強（GMT）と指導力育成（GLT）

(1) これまで、336 複合地区運営マニュアルにおいては、グローバル会員増強チーム（GMT）とグローバル指導力育成チーム（GLT）を、「クラブについて」の第５章で取り上げていました。

クラブに、GMT、GLT を作ることは可能ですが、実際には、クラブは、地区の GMT、GLT コーディネーターから情報の提供を受け、アドバイス、助力を得ていることが多いので、FWT の組織が始まったのを機会として、今回から「地区について」の第 20 章に場所をかえて説明することとします。

(2) 古くから指摘されているとおり、会員増強、指導力育成が現実に実践され、力を発揮していく場面はクラブです。

クラブでの会長そして関係役員、関係委員長が、どれくらい熱意を持って取り組むかによって成果に違いが出てきます。逆に言うと、これらの人達の熱意に、火をつけることによって、成果があがるのです。

第6章 クラブ会員委員会について

クラブ会員委員会の制度を変更するため、ライオンズクラブ会則および付則標準版の一部が改正され、1990年7月1日より発効しました。これは、1989年7月の国際理事会で決定されたもので、会員状況への対応を強化するためにとられた措置であります。

クラブによっては、順調に会員増強が進められているところもあるでしょうが、さらに対策に一貫性と継続性を持たせるため、会則改正が行われたものであります。その趣旨を理解され、会則に従って新しい制度を導入して下さるようお願いします。

新制度の要点と実施に当っての具体的な手順は、おおむね次の通りです。

(1) クラブ会員委員選出の要点（クラブ付則第4条2項）

- 会員委員会は選出された3人の委員で構成され、その任期は3年間です。
- 会員委員会メンバーは､クラブの実情により､会則に定められる3名を増やしてもよいという、国際本部の了解を取り付けています。
- 最初の年度は、メンバーの全員を選出します。その場合、3年目委員、2年目委員、1年目委員と、それぞれ任期を定めて選出します。
- 3年目委員から委員長、2年目委員から副委員長を各1名、クラブ指名会の際に指名して選びます。副委員長は、翌年委員長となります。
- 会員委員長は理事となり、クラブ理事会構成員となります（任期 1 年)。同時に、ゾーンレベル会員委員会委員になります。
- 選出の方法は、クラブ付則第4条2項によります。

(2) クラブ会員委員会委員選出の手順

（ア） まずクラブの指名委員会で、他のクラブ役員候補者とともに会員委員会メンバーの候補者を決めておきます。会員委員会メンバーの数は、クラブ会則標準版では3名ですが、クラブの実情により増やしても結構です。

（イ） その候補者名は、3 月に開かれる指名会に、他の役員候補者名とともに提出されます。指名会の席上、会員は他の候補者を指名することもできます。

（ウ） 最終的には、他の役員候補者と同様に、選挙会（4 月 15 日までに開かれる）において選出されます。

(3) クラブ会員委員会についてのケース・スタディー

≪問≫ 会員委員の数ですが、従来から6名となっていますが、それでもよいでしょうか。

≪答≫ 会則は3名となっていますが、国際本部の了承を得ていますので、3名以上の数であれば5名でも 6 名でも結構です。「全員が選任であり、3 年目委員から委員長、2 年目委員から副委員長各 1 名が選ばれ、委員長がクラブ理事となる」という原則が満たされていればよい、

ということです。

≪問≫　構成員を６名とした場合、具体的に各委員の任期等はどうなりますか。

≪答≫　会員委員会のメンバーを６名とした場合、最初の年度に指名会に上程する候補者記載の例をお示ししておきます。これで任期なども明確になります。

会員委員会	理　事	・	委員長	・ ３年目委員	氏　名
				３年目委員	氏　名
			副委員長	・ ２年目委員	氏　名
				２年目委員	氏　名
				１年目委員	氏　名
				１年目委員	氏　名

各年目委員の割り振りは、実情に応じてクラブが決めます。任期、役職を明記して、指名・選挙を行います。次年度からは、毎年３年目委員として任期を終えた構成員の数だけを、新しい 1 年目委員として選出し、ローテーションを確立します。なお、会員理事の任期は 1 年です。

≪問≫　従来から会員、出席、会則各委員会を組み合わせて１つの委員会としていますが、どうでしょうか。

≪答≫　会員委員会は、あくまで上記の原則により選任されます。選任された会員委員会のメンバーに出席、会則の両委員会を兼務してもらうことになります。兼務については、クラブ会長の委員任命権によって行われますので、従来通りの委員会の組み合せでも結構です。
いずれにせよ、委員会の組み合せ等は、クラブの実情に応じて、クラブが独自の判断で行ってください。

≪問≫　任期の途中でやむを得ず辞任する構成員があった場合、どうなりますか。

≪答≫　他の選任されたクラブ役員と同様の扱いをしてください。クラブ付則第２条 10 項により、クラブ理事会がその役職の残任期間の後任者を任命することになります。

≪問≫　会員委員会ほか２つの委員会を組み合せ、９名で１つの委員会とした場合、会員委員会の仕事は９名全員で行うことになりますか。

≪答≫　会員委員会の仕事は、会員委員会構成員として選挙会で選出されたメンバーのみが携わります。ご質問のケースの場合、９名全員を選任していれば、９名で会員委員会の仕事を行うことになります。

≪問≫　GMT・GLT との関連はどうしたら良いのでしょうか。

≪答≫　会員委員会はGMT、指導力育成委員会はGLT と関連があることから、名称変更が望ましいでしょう。移行期においては（　）書きで記載することが適切です。

第7章 クラブ役員の選出について

1. クラブ役員の役職並びに資格について

クラブ役員とは、クラブ会則第７条１項に定められている次の役職のことです。

会長、前会長、副会長（複数）、幹事、会計、ライオン・テーマー（設置は任意）、テール・ツイスター（設置は任意）、会員委員長およびすべての選出されたその他の理事。

また、クラブ付則第２条３項では、「グッド・スタンディングの正会員の他は役員に選出されない」と明記されています。ただし、正会員同等の義務を果たしている終身会員も役員に選出される権利があります。（国際付則第 11 条第７項，クラブ付則第１条１項（e））

クラブ役員は、そのクラブの執行部となってクラブ発展の重責を担うもので、単なる名誉職ではありません。年功序列や論功行賞的な意味で選ぶのは間違いです。クラブのため情熱を燃やし、十分に働いてもらえる人を選ぶようにしましょう。

また、クラブ役員の経歴は、地区ガバナー候補者の資格とも関係しますので、会則に定められた手続を踏んで選出するよう心掛けましょう。

2. 選出について

ライオンズクラブの役員選挙は「指名・選挙」という最も民主的な方法が、基本の考え方となっており、その手続が規定されています。一言でいうと、まず自分が良いと思う候補者を自由に指名することができます。そして、みんなで出し合った指名候補者の中から、最適任者を選び出すやり方です。言い換えれば、最も良い人を選ぶため「指名する自由と選ぶ自由」が完全に保障された制度です。

日本においては、このやり方は、なじみにくいのでしょう。椅子を争うかたちの選挙は、後遺症があり、事後のクラブ運営に支障をきたすという理由から、事前調整による円満な“無投票選挙”が多いようです。

その傾向は、今のところやむを得ないとしても、民主的な指名・選挙制度の本質を理解し、必ずクラブ付則第２条選挙による手続きをとるようにしましょう。

以下、順を追ってその手続きを説明します。

(1) 年次選挙

理事を除くすべての役員は毎年選出され、７月１日に就任する。任期は７月１日から１カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は選挙後 15 日以内に、国際本部へ選出された新役員を速やかに報告する。

(2) 理事の選挙

理事は半数ずつ毎年選出され、選挙直後の７月１日に就任する。任期は７月１日から２カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第１回選挙では、２年任期および１年任期の理事を各半数ずつ選出する。

(3)　指名委員長並びに指名委員の任命

2 月に（1 月でもよい）会長は指名委員長並びに指名委員を任命します。3 月に開催される指名会に上程する、次期の役員候補者名を提出させるための委員です。委員の数は、会員数に応じ、5 名から９名程度が適当でしょう。

委員の選任は、あくまで会長の任命権に基づくものですが、通常次のことが配慮されます。

- 継続性を維持するためクラブの実情に精通した会員
- 各年齢層を代表する会員
- ライオン歴の長い者、短い者、それぞれの声を反映できる会員

なお、指名委員の任命が終わったら例会で発表し、クラブ内に周知させておきましょう。

(4)　指名委員会（クラブ付則第２条５項）

2 月中に指名委員会を開きます。招集者は会長あるいは指名委員長です。会長は次期役員を選出する責任者ですから、必ず職権委員として出席し、指針を示すようにします。また、指名委員会の委員長は、会長が任命しておきます。この委員会では通常、役員の定数だけ候補者を選考します。

開会に当たり、クラブ会則第７条役員、第８条理事会のところを読み上げ、クラブ役員の任務について認識を深めておくことも必要でしょう。

役員候補者を選ぶ基準としては、まず「グッド・スタンディングの正会員および正会員と同等の義務を果たしている終身会員の中から」クラブのため積極的に働いてもらえる責任感の強い人を、ということになるでしょう。いずれにしても会議の時間は十分に取っておくように配慮しましょう。

(5)　指名会（クラブ付則第２条４項）

指名会は毎年３月または理事会の決定により開かれます。その日時、場所は理事会で決め、少なくとも 14 日前に会合の案内を普通郵便または電子的手段で、あるいは直接、本クラブの各会員に通知します。

指名会は会長が主宰し、以下のことを行います。

① 指名委員会でとりまとめた役員候補者名を指名委員長または会長より報告する
② 会員は自ら、あるいは指名委員会の発表した以外に推薦したい人があれば、その場においてのみ、自由に候補者を指名することができる
③ 以上で指名会は終わり、役員候補者の指名は締め切られる
④ ただし、指名会から選挙会にいたる間に、指名された候補者がなんらかの理由によって役員就任が不可能になった場合で、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出することになる

(6)　選挙会（クラブ付則第２条６項）

選挙会は毎年４月または理事会の決定により開かれます。その日時や場所は理事会で決定し、幹事は、その日時の少なくとも 14 日前に会合の案内を普通郵便または電子的手段で、あるいは直接、各会員に通知します。

この通知書には、指名会で承認された全候補者の氏名を記載します。そして上記④の追加候補者のある場合を条件に、選挙会ではこれらの候補者のみに対して投票が行われることを明記しなければなりません。選挙会において、会員は候補者を指名することはできません。

定数通りの候補の場合、投票は省略し、会長が候補者の氏名を読み上げて確認します。候補者が定数を上回る場合は、その役員についてのみ無記名投票により、最高得票者を選出します。

≪参考≫

- クラブ付則第４条２項会員委員会委員の選出については、第６章で詳しく記載しましたが、他の役員候補者と共に、指名会、選挙会において選任されます。
- 選出された役員のうち会長、幹事、会計の氏名は５月 15 日国際本部に必着するよう報告を要します。同時に地区キャビネットへも報告しておきましょう。

(7)　投票（クラブ付則第２条７項）

選挙は出席している有資格者が無記名投票によって行うものとする。

(8)　投票要件（クラブ付則第２条８項）

役職候補者が選出されたとみなされるためには、過半数の得票が必要である。このような選挙の場合、過半数とは白紙および棄権を除く有効な投票合計数の半分を超える数を意味する。もし、第１回目投票および続く投票において、いずれの候補者も過半数を得られない場合、最小得票の候補者を除いてから、１名の候補者が過半数票を得るまで投票を続けて行う。いずれの投票においても同数得票の場合は、同数得票者の間で１名が選出されるまで投票を継続して行う。

(9)　就任不可能の被指名（クラブ付則第２条９項）

指名会から選挙会に至る間に、指名された候補者がなんらかの理由によってその役職への就任が不可能になった場合、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出する。

第8章 クラブ役員の欠員補充について

クラブ役員がなんらかの理由で欠員を生じた場合は、クラブ付則第２条10項、11項の規定によって、速やかに欠員を補充し、クラブ運営に支障をきたさないようにしましょう。

(1) 任期途中の役員の欠員補充（クラブ付則第２条10項）

（イ） 会長、副会長が欠員となった場合

1. 副会長が順位に従って昇格する。
2. この昇格規定によって会長職または、第１副会長または第２副会長職が埋まらない場合は、理事会は直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時および場所を決定し、14日前にグッド・スタンディングの各会員に会長職（または第１・第２副会長）を埋める選挙が行われる旨、通知し選挙で選ばれる。

（ロ） その他の役員（幹事、会計、ライオン・テーマー、テール・ツイスター）に欠員が生じた場合

1. 理事会においてその残任期間の後任者を任命する。ただし、ライオン・テーマー、テール・ツイスターの選任は任意である。

（ハ） 理事に欠員が生じ、理事会の定足数（構成員の過半数）を満たすことができなくなった場合

1. 例会における選挙で空席を埋める。
2. その通知は残りの役員または理事によってなされる。ただし、役員が残っていない場合は、会員の誰でもよい。
3. 通知の方法は、下記（2）役員予定者の欠員補充の例による。

(2) 役員予定者の欠員補充（クラブ付則第２条11項）

（イ） 役員に選出された者が７月１日の任期の始まる前までに就任が不可能になったり、就任することを拒否した場合

1. 会長は特別指名会および選挙会を招集する。
2. その手続きとして、会長は14日前に目的、日時、場所を記載した通知書を各会員に送付する。
   選挙は、指名締切後、直ちに行い最高得票者を当選とする。

第9章 会合の出席および出席メーク・アップ

ライオンズクラブの正・準会員および正会員と同等の権利を望む終身会員は、例会に出席する義務があります（準会員は、正会員籍のある第１クラブで、第２クラブでは不要)。また、理事会、委員会構成員として、選出または任命された会員は決められた日時、場所の会合に努めて出席すべきです（国際付則第11条７項,クラブ付則第１条８項)。

ライオンズクラブは任意の奉仕団体であり、それゆえに厳正なる出席がクラブ運営や活性化の重要な基本であります。

出席を厳しくすると退会者が出るという説もありますが、厳正な出席が定着すればクラブの運営が容易になり活性化につながります。

年間皆出席賞は、12 ヵ月間本クラブの定例の例会に出席しているか、または例会を欠席した時は規則に従ってメーク・アップをした会員に与えられます。

クラブによっては、年間純出席賞を設けているところもあります。

出席メーク・アップ規則

(1) 例会の前後それぞれ 13 日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。

a. 他クラブの例会または特別会合への出席
b. 所属クラブの理事会の会合への出席
c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
d. 所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
f. 国際大会、東洋東南アジア・フォーラム、複合地区、地区大会、またはその他の正式なライオンズの会合への出席
g. 前記期間中における国際本部、外国の地区または複合地区事務局訪問（訪問の証明書が用意されている）

(2) 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。

(3) 証人として裁判所出席、公務出張、条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
公務とは、公職選挙法による自治体の首長および国県市町村の議員をいう。

(4) 職務の関係で相当日数にわたる出張のため、例会に出席不可能であり、クラブが正当と判断した場合は出張と見なされる。

(5) メーク・アップが極端に多いのも問題である。例えメーク・アップにより 100%出席を達成しても例会出席者が定足数に達しないときは会合は成立しない。

(6) 近親者（配偶者、２親等内の血族および１親等内の姻族）の喪に服する場合、10 日間以内は出席と見なされる。

(7) 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席しなければならない場合、クラブ理事

会とその会員が適切であると合意した期間は、出席したものと見なされる。

⑻ 会員が出席並びにメーク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事である。幹事は、出席・会員委員長と協力して厳正な運営をすることである。

⑼ 例会出席は、クラブとして例会が成立するか否かの必須要件であり、メーク・アップは会員個人の会員資格に関する要件である。従って両者を同一視することのないよう、充分に留意しなくてはならない。

第10章 クラブ会費・その他の拠出金について

(1) クラブ会費

クラブの会費はクラブ運営の根幹となるものであり、その徴収は公平平等をむねとし、支出については細心の注意を払って合理的な支出を心がけなくてはなりません。適切な事務局運営を、クラブ幹事を中心にして検討しなければなりません。国際付則第 11 条第４項 クラブの責務 (a) では、「国際会費、地区（単一／準／複合）会費、およびクラブ運営に必要な経費など、最小限度の年会費を会員から徴収する。」と規定しています。

① クラブ会費決定の際の留意点

クラブ会費は、それぞれのクラブがその額を自主的に決めることになっています（クラブ付則第６条)。

② 会費値上げの前に

クラブの運営自体が財政的に困難になった場合には、直ちに値上げに走らないで、まず支出予算の切り詰めと合わせて、クラブ内でそのために必要な募金計画（臨時会費の徴収、運営寄付金の募集も含む）を例会の承認を受けて実施すべきでしょう。会費の値上げには慎重を期しましょう。

③ 会費改正の手続き

会費を改正する場合は、クラブ付則第６条２項の改正となりますので、クラブ会則第 13 条の手続によらなければなりません。このことは厳守してください。

④ クラブ経常年間会費に含まれる納入金（参考）

（ア）	国際会費	国際付則	第 12 条第２項	(a)
（イ）	国際大会費	国際付則	第 12 条第２項	(c)
（ウ）	ライオン誌購読料	国際付則	第 12 条第２項	(d)
（エ）	ライオン誌日本語版特別負担金	複合地区会則	第９条５	
（オ）	複合地区費 （日本ライオンズ連絡事務所費を含む）	複合地区会則	第 12 条３	別表２
（カ）	複合地区大会費	複合地区会則	第 12 条３	別表２
（キ）	地区費	複合地区会則	第 24 条３	
（ク）	地区大会費	複合地区会則	第 24 条３	

(2) その他の拠出金

① 事業資金の徴収

事業資金を会費と同時に一定額を事前に徴収することは、国際付則第 11 条第４項 (a) およびクラブ付則第６条２項に照らして疑義があることは、ライオンズ必携前文でも指摘されている通りです。会費は必要最少限の額で明確な目的のもとに徴収するのが建前ですが、多くのクラブが明確な目的の決まっていない事業資金を積み立てている現状を考えて戴き、この際アクティビティの実施方法と合わせて、このような事業資金の徴収方法を改めるよう検討すべきです。

② 周年記念積立金の徴収

周年記念積立金を特別会費等の名目で、一般会費と同時に徴収しているクラブが多く見受けられます。これも前述の事業資金の問題と同様に一考を要するところです。周年記念のあり方と合わせて再検討すべきでしょう。

③ その他の拠出金の徴収

その他の拠出金の徴収についても、この際、真に必要であるか、また会則との関係においても問題はないかなど、検討が必要でしょう。

第11章 ドネーションとファイン

(1) ドネーション Donation（寄付金）について

一般市民からの寄付金は、すべて事業資金に入れられるべきです。会員の寄付に関しては、特に奉仕事業のためにと指定された場合には必ず事業資金に入れるべきですが、会員が特に目的を指定しないで寄付した場合には、運営資金に入れてもよいことになっております。

つまり、会員からの寄付は、その目的が指定されていない限り、どちらに入れてもよいということです。しかし、いったん運営資金に入れられたものを事業費に回すことは許されても、その逆は許されません。（1981 年 5 月 29 日付国際本部よりの書簡より）

また、会員がドネーション（寄付）をする場合、用途をはっきりさせておけば問題はありませんが、明確にされていないまま寄付された場合、事業資金とするか、運営資金とするか、その取り扱いを理事会で決定するようにすれば、問題はありません。

(2) ファイン Fine（罰金）について

例会その他の会合で、その場の空気を沸き立たせ、会員相互の親睦を図る目的で、テール・ツイスター（設置は任意）はファインを課す権限をもっています。

1 会合で同一会員に 2 回を超えてファインを課してはいけません。また、テール・ツイスターからファインを取るには、満場一致でなければなりません。ファインは金額的にも僅少なので、アクティビティ資金の当てにするべきでなく、運営費に繰り入れるのが原則です。

ファインの額は、従来は 1 回 100 円を超えてはならないとクラブ会則で決められていました。1996 年 7 月のクラブ会則の改正により、ファインの額はクラブ理事会がその上限を定めることができることとなりました。ただし、ファイン（罰金）の性質からして、あまり高額に定めることは避けるべきでしょう。

例会に出席した会員全員の賛成がない限りテール・ツイスターにファインを課すことはできません（クラブ付則第 3 条 8 項）。

第12章 クラブ事業資金の獲得

(1) 資金獲得事業の意義

ライオンズクラブにおける奉仕事業の資金は、資金獲得のための事業を行い、その純益を当てるのが本来のあり方です。

ところが日本の多くのクラブは、会員の拠出金や会員の寄付金（ドネーション）に頼り、資金獲得のための事業は、それほど活発ではありません。それは国情の違いから来るものかもしれませんが、欧米のライオンズクラブでは「奉仕事業は資金獲得活動から始まる」と考えられています。

(2) 資金獲得事業に関する規定および制限

「資金獲得事業の手引き（Fund Raising Manual）」（国際協会発行）によると、以下のようなことが書いてあります。

- 事業資金は資金獲得運動を行って、広く地域社会の協力を得て集めるものであり、その金額をクラブ会員の選んだ奉仕活動に割り当てなければならない。
- 一般人から集めた資金は、一般人の利益のために、また寄付募集の際に説明した資金募集の目的そのもののために使われなければならない。この資金からは資金獲得事業に直接関係した経費だけ差し引くことができる。従って資金の一定率を運営費に回すことも禁止されている。
- クラブの運営に必要な資金は、会員からの会費や寄付（ドネーション）から成る。運営資金を事業費に回すことはできても、事業資金を運営費に回すことは、たとえ一部でも許されない。

また、資金獲得のために販売する商品に、ライオンズの名称または紋章をつけることは禁じられています。ただし国際本部法律部の許可を得れば、資金獲得用の特別シールを使うことができます。

アメリカ等では、このシールの貼られた商品は、ボランティアの目的のためであることが一目でわかり、その品物を普通の値段より高く買う習慣が定着しています。そうしたこともあって、悪用されないように、名称および紋章の使用が厳しく制限されています（国際付則第１条）。

(3) 資金獲得事業の種類

最近のアメリカの調査によりますと、地区ガバナーの 45%が地域社会の行事を最善の方法として選び、次に 10%がビンゴゲーム等を最善とし、続いて食料品販売、商品販売、募金運動の順で選びました。しかし、その純益額の順位は１位運試し等のゲーム、２位募金活動、続いて地域社会の行事、食料品販売、商品販売となりました。

最低と見られた募金運動が２番目に純益を得られるという結果になったことで、大いに見直されています。以上の点は日本でも参考になると思われます。

(4) 成功する資金獲得事業

資金獲得事業において重要なことは、クラブ会員の全員が協力することと、地域社会内で広報活動を上手に行うことです。どのような資金獲得事業を行うにしても、その目的を一般市民に PR する必

要があります。事業終了後にも、寄せられた資金がどう使われたか報告する義務があります。

またクラブの会員にも、事業内容とその目的が十分に説明され、理解されなければなりません。単に仕事を振り当てるだけでは駄目です。仕事の結果、どのような人道主義的奉仕が施されるかが理解されれば、会員の熱意は増して来るでしょう。

事業計画の際には、地域社会の調査も重要です。クラブの境界線外で資金募集を行う場合、関係クラブの了解を得ておく必要があります。また地元の商店などと競争するような状態にならないよう注意することも必要です。

アクティビティは「地域社会への奉仕である」そして「単年度の事業が好ましい」として、複数のクラブによる広範囲の協同、統一的なものや長期にわたる継続的なものの展開がタブー視されてきたきらいがあります。しかし、ゾーン、リジョンあるいは地区の統一アクティビティをはじめ多数のクラブの共同によるものは、それなりに成果が大きいといえるでしょう。また“継続は力なり”単年度のものを積み重ねる継続アクティビティも必要であります。

しかし、いずれの場合でも、アクティビティの実施主体は各クラブであることを、しっかり認識しておかなければなりません。

(5)　資金獲得事業のテーマ選択

テーマの選択に当っては、時代の求めるものを選びましょう。また、実際の計画の調整や準備などの作業において、クラブの全員参加の実を発揮できるようなものを選ぶべきです。

以下に、その参考例を列記します。

- 住民の集まる場でのチャリティバザール
- クラブ例会その他の会合でのオークション
- チャリティー美術展
- チャリティソフトボール大会
- チャリティー歌謡ショウ、劇団公演、映画
- チャリティーゴルフ
- クラブ主催のチャリティー大会（ダンスパーティ、カラオケ大会）の参加料徴収
- 団体簡易保険料の手数料収入
- クラブ菜園の収穫売却収入
- 市民茶会の利益収入

第13章 決算およびクラブ財産の引き継ぎ

(1) 決算

- 会計年度末において、各経常会計は決算を行わなければなりません。
- 決算に当っては、負担金の完納はもちろん、引継ぎを容易にするため、未払い金、未収金、仮払金、仮受金などの未処理勘定をできるだけ整理しなければなりません。
- 幹事は会計と協力して、年度終了後できるだけ早い機会に決算書を作成して監査を受けたうえ、前年度の理事会に提出します。
- 前年度理事会はこれを採択した後、例会に報告してその承認を求める。報告は次年度第２例会終了までに行なわれることが望ましく、報告者は直接担当者の前年度幹事が適当でしょう。

(2) クラブ財産の引き継ぎ

- 前年度理事会は、例会の承認を受けたクラブ財産（財産目録）を当年度理事会に申し送り、当年度理事会が帳簿上の処理を行うのが妥当です。
- 会食費会計の当年度収支差額は繰越とせず、運営費会計または事業費会計に繰り入れるべきです。
- 事業費会計の残高は、資金の性質上、次年度の事業費会計へ繰り越すべきです。
- 運営費会計の当年度収支差額は、次年度の運営費会計へ繰り越す。但し、当年度収支差額が多額の場合は、次年度会費の改正を検討すべきです。繰り越される金額は、年間収入の 2～3 カ月分が適当です。
- 従前に繰り入れた積立金は運営予算の枠外に置かれたもので、それが運営費のみからなっていてもこの使用は運営費のみに限る必要はないと解されます。但し、その使用は例会の決議を要します。
- クラブ財産の引継ぎは、決算が例会の承認を得次第、遅くとも７月中には行なわれるべきです。
- 前年度幹事は自己の管掌する一切の帳簿および書類を幹事に、前年度会計は、その保管する現金、預金通帳および自己の管掌する一切の帳簿・書類を会計に、前年度ライオン・テーマーはその管理する物品を什器備品台帳とともにライオン・テーマーにそれぞれ引き渡します。その際、必要な説明を付し、会長および前会長はこの引き継ぎに立ち会います。
- 正式な引継ぎが行なわれる以前に、当座の運営費に引き当てるため、前年度理事会は、運営予算繰越金の一部を次年度理事会に前渡するようにします。
- 帳簿、その他書類の保存期間は、５ヵ年程度が適当でしょう。
- **詳細については、役員必携「第３編 クラブ会計」を参照してください。**

第14章 監査について

(1) 監査に関する規定

理事会は、年１回または理事会の判断により必要と認めたときは、クラブの会計およびその執行について監査を受けます。また、クラブ役員、委員会または会員の扱っているクラブ資金について会計報告を求め、または監査を受けさせることができます。グッド・スタンディングの会員は妥当な日時および場所において、上記監査または会計報告について調査することができます。（クラブ会則第８条３項（d））

(2) 監査委員の任務と選任

監査委員の仕事は、クラブの会計およびその執行について監査するもので、会計監査のみではありません。

監査は本来、公認会計士によるのが理想ですが、必ずしもそこまでする必要はありません。クラブ活動に精通し、会計のこともよくわかる者を、会員中から２名程度、監査委員に選任して、監査させるのがよいでしょう。

監査委員の選任は、ことの性質上、選挙によるのが最善です。従ってクラブ役員の選挙の際、同時に選挙しておくことです。

(3) その他

- 12 月末および６月末の会計報告には、監査結果の意見を付すこと。
- 財務委員会は、幹事および会計が会計監査または財務報告の準備をする場合、助言と援助を行うこと。
- 会計は監査に当っては、銀行の残高証明を用意するようにしましょう。

第15章 クラブ周年記念について

(1) 提言の趣旨

クラブ運営の活性化と、会費の値上げ抑制を図ることを主眼に、周年記念会合と周年記念事業のあり方について提言します。

(2) 周年記念の会合について

クラブ付則第５条７項には「チャーター・ナイト記念会を毎年開催し、ライオンズの目的、道徳綱領および本クラブの歴史を特に強調する」とあります。クラブ周年記念の会合を開催する本旨は、クラブが毎年催すべきチャーター・ナイト記念会の目的を、より一層強調することにあるといえます。

ところで、周年記念大会は５年または10年目の区切りのよい年に開催されるので、勢い演出や趣向を凝らしたお祭り的な傾向が強くなりがちです。そのこと自体は一概に否定できないにせよ、会員の一人一人が大会の本旨をわきまえ、余りにも盛大華美な催しを競い合うような風潮に陥らないように心しなければならないと思います。

なお、5 年刻みの記念式典は、チャーター・ナイトとは全く趣を異にするものです。クラブの記念式典は、どこまでもそのクラブ自体が今日まで発展しつづけてきたことを会員同士が喜び合い、さらに将来への発展とライオニズムの高揚を再認識しあうものと理解し、クラブ結成 5 年、15 年は別として、以後は10年刻みにしてもよいと思われます。

ただし、25年・50年はシルバー、ゴールド・アニバーサリーであることから、国際会長を招待することもできる重要な式典です。該当クラブは十分その趣旨を生かした、意義ある企画を行うようにしてください。

(3) 周年記念式典開催の際の注意事項

- クラブ会員同志の祝い事とする。
- 記念にふさわしいアクティビティを考える。
- 家族の協力に感謝し、より認識を高める計画を考える。
- 招待者の範囲はクラブの自主性によるがその一例は次の通りである。
    ① 地区ガバナーおよび随行者
    ② 第１・第２副地区ガバナー
    ③ 元地区ガバナー（当該リジョン内）
    ④ 開催地を管理するリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
    ⑤ 開催クラブに特別関係のあるスポンサークラブの会長、幹事、および地域の有志

(4) 周年記念事業について

わが国が経済大国として発展した今日、旧態依然として行政への寄付行為を周年記念事業に取り上げることは、奉仕団体たるライオンズクラブを、単なる寄付団体として地域社会に印象づける要因と

もなるので、十分配慮して安易に採り上げることのないようにしたいものであります。

なお、具体的に確定していない記念事業の資金に充てるため、周年金事業積立金を事前に一般会費と同時に徴収することは、クラブ付則第６条２項の規定に照らし合わせて見ても、決して妥当な措置ではないので、検討を要します。

第16章 Ｌの呼称について

(1)　Ｌの呼称廃止の理由と現状対処

ライオンズクラブ会員の氏名の前にＬ（ライオン）の文字を付けたり、氏名の前後に「ライオン」という呼称を付ける習慣は、336 複合地区および同複合地区内準地区キャビネット主催の諸会合では、廃止しようと申し合わされています。

使用しなくなった主な理由としては、次のようなことが考えられます。

- 国際的交流の多いライオンズクラブの諸会合で、名前の前に Ｌ を書き加えると、英文の場合、名前のスペルを間違えたことになる。
- 女性会員にＬの呼称を付けることに違和感を覚える。
- 一般の人に奇異な感じを与え、ライオンズクラブに対し閉鎖的組織の印象を与える。

336 複合地区内のクラブにおいても、「ライオン」の呼称を廃止するクラブが増えてきており、例会などでも、親しみやすい「さん」付けで呼ぶといった傾向になってきています。

しかし、全日本レベルの会合においてＬの呼称が使われている、あるいは、ライオン誌日本語版で氏名の前に「ライオン」という文字が付けられている、また、ライオンと呼ばれることに誇りを感じている等の理由で、Ｌ（ライオン）の呼称を使用しているクラブもあります。

また他クラブ訪問時や、初対面あるいは年の差が歴然としている時など「○○さん」と呼ぶことに抵抗感を覚える場合も多く、その場合Ｌ ○○や○○Ｌ と呼称した方が無難と判断する傾向もあり、全てにＬの呼称廃止には至ってない実情もあります。

いずれにしても、クラブ・メンバーの自主性を尊重すべき問題ですが、基本的にライオンズ会員以外の方が同席されている場合には使用しないというのが、最低限のマナーではないかと思われます。

(2)　Ｌに代わる呼称の一例

Ｌ の呼称の取り扱いは各クラブが自主的に判断すべきものですが、参考までに、Ｌ を廃止した場合の呼称の例を記しておきます。

① 例会等で呼ぶ場合の例　　○○○○さん

② 例会を含む公式会合で、役職者を紹介する場合　　○○○○会長
（※ 役職名を氏名の後へ付ける）

③ 出席者名簿に記載例　　地区ガバナー　○○○○
（※ この場合は、（敬称略）の記載が必要）

出席者名簿に従って紹介の場合は、②の例（役職名を氏名の後へ付ける）が望ましいでしょう。③のように敬称省略を断り、記載通り読み上げる方法は、一般的にはあまり行われません。

第17章 クラブの責務と禁忌事項

(1) クラブの責務

ライオンズクラブは結成手続を終わり、チャーター（認証）された時、正式に発足したことになります。クラブがチャーターを受理することは、国際協会会則および付則を批准し、それに従うことに同意したことを意味します。また同時に、クラブは国際理事会の全面的管轄下に置かれるので、国際理事会の方針に従う義務が生じます（国際会則第８条第１項）。

国際付則第 11 条第４項「クラブの責務」は、国際協会が定めた単位クラブの責務でありますから、クラブ運営上必ず遵守しなければならない、大変大切な事項です。

(2) 国際付則第 11 条第４項「クラブの責務」

各クラブがグッド・スタンディングであるためには、下記事項を遵守していなければなりません。

(a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区（単一、準、複合）会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最少限度の年間会費を会員から徴収する。

(b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局へ提出する。

(c) 会則及び付則並びに国際理事会の方針に従う。

(d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

上記以外にクラブの責務として

(e) クラブの例会は毎月少なくとも２回、理事会によって推薦され、クラブで承認された日時、場所で、決定された時刻どおり速やかに開会し、また閉会することが推奨される。（クラブ付則第５条３項）。

(f) クラブ正会員および正会員同等の権利を希望する終身会員に対し、クラブの会合と活動への規則正しい参加を奨励する（クラブ付則第１条１項（a）(e)）。

(g) 会員に対して、本クラブが地域社会によい印象を与えるような言動を求める（国際付則第 11 条第７項，クラブ付則第１条１項）。

(h) クラブは定数全員の代議員を地区・複合地区大会・国際年次大会に派遣しなければならない。また、そのために必要な経費を支払う権限と能力を持たなければならない（クラブ会則第９条１・２項）。

(i) 毎年４月または理事会の決定により開かれる選挙会において次年度のクラブ役員を選出し、７月１日に就任させる（クラブ付則第２条）。

(j) チャーター・ナイト記念会を毎年開催し、ライオンズの目的、道徳綱領および本クラブの歴史を強調する（クラブ付則第５条７項）。

(k) クラブの年次会合を毎年６月に理事会の決定する日時および場所で開催する。この会合で役員は任期中の最終報告を行い、新しく選出された役員を披露する（クラブ付則第５条５項）。

(3) 禁忌事項

(a) 会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。また、クラブの会合中に経常以外の臨時支出の要請または提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会または理事会に付託する（クラブ付則第８条６項)。

(b) 幹事からの文書による請求受領後 30 日以内に本クラブ納入金を支払わない会員は直ちに、全額を納入するまでグッド・スタンディングでなくなる。グッド・スタンディングの会員のみが本クラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる（クラブ付則第１条２項)。

(c) クラブは公職の候補者を後援または推薦してはならない。また、クラブの会合において政党、宗派のことを会員に討論させてはならない（国際会則第２条 (g)、クラブ会則第２条 (e)、クラブ付則第８条３項)。

(d) クラブの役員および会員は自らのライオン歴を累進させる場合を除き、いかなる個人的、政治的、その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない（クラブ付則第８条４項)。

(e) 国際会則第４条並びに国際付則第１条の規定に従い、国際理事会の文書による同意と認可なしには、国際協会およびチャーター・クラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。

(f) 名誉会員および準会員を除くすべての会員は、同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない（国際付則第 11 条第８項、クラブ付則第１条３項)。

(g) 会員名簿は理事会の承認なしには、濫りに他人に配布してはならない。

(h) ライオンズクラブが、活動の過程で得られた会員、寄付者、人道援助の受益者、その他の人々の個人情報を使用する場合には、その行為がプライバシーの侵害に当たらないかを考慮するとともに、共通の指針に従う必要があります。

(i) クラブおよび会員は、他のクラブおよび会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。（文書には、郵便のほか電子メール、ファックス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段を含む)。

(j) 「会員が同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の団体の会員になることはできない。」の規定は、2003 年デンバー国際大会で附則の改正により削除された。

（ ライオンズクラブ国際協会 プライバシーに関する方針 参照）

第18章 会員カード（オフィシャル・メンバーシップ・カード）について

(1) 身分証明書としての会員カード

会員カードは、公式に会員を証明する唯一のもので、極めて重要なものであります。ライオンズクラブのメンバーとして公式な行動をとるときは必ず携行するようにしましょう。

メンバーが常に身に着けて出かけるようにする三つの重要なものがあります。それは襟に付けるライオン・ピンと貴重品とともに携行する会員カード、そしてもう一つはライオンズ必携です。

このうち、会員カードはライオンズクラブ会員の身分証明書であると同時に、その会員がグッド・スタンディングであることを証明するものでありますから、発行の際、十分注意してください。

(2) 入手方法並びに会員への配布

会員カードの用紙は、WMMR 報告を実施しているクラブには、WMMR サイトから会員カードが印刷できるようになっているため、会員カードは WMMR 報告を実施していないクラブのみキャビネットが代理でプリントアウトして送付されます。

クラブ幹事は、年度初めに 1 年間の身分を保証する意味で、必要事項と翌年 6 月 30 日の期限を明記して手渡します。その際、カード裏面の本人署名欄には必ず自署するよう指導してください。

なお、国際大会参加の際は必ず携行するよう指導してください。代議員資格証明書とともに提示を求められることがあり、その場合は下半期（6 月 30 日迄）グッド・スタンディングであることを証明したものが必要となります。

（役員必携「第 2 編 クラブ運営　6. 会員の維持、増強および移動（1）会員の維持　ニ. 会員カード参照」）

第19章 終身会員の取り扱いについて

(1) 終身会員とは（国際付則第 11 条第 7 項，クラブ付則第 1 条 1 項（e））

終身会員の有資格者、その申請手続き、および権利・義務などは下記の通り。

1）20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者（25 年が 20 年に短縮。第 73 回国際大会 '90/7）

2）病気で重篤である者（第 74 回国際大会 '91/6）

3）15 年以上正会員であり、少なくとも 70 歳に達している者（第 66 回国際大会 '83/6）

〔備考〕① 正会員としての在籍年数が継続でなく通算でよいことになる（第 77 回国際大会 '94/7）。

② 賛助会員の在籍年数も終身会員の対象となる（第 80 回国際大会 '97/7）。

上記の有資格者は次の手続きにより、終身会員となることができる。

a. 国際協会に対するクラブの推薦
b. 今後の国際会費の代りに、650 ドル相当額をクラブから納入（納入義務はクラブにあるがその負担を本人がするか、クラブがするかはクラブ内規で決定する）。
c. 国際理事会の承認

また、元ライオネス会員で、2007 年 6 月 30 日までにライオンズクラブの正会員になった者は、以前のライオネス奉仕歴を終身会員の資格に適用することができる。しかし、2007 年 6 月 30 日を過ぎてからライオンズクラブの正会員になったライオネス会員は、ライオネスの奉仕歴を終身会員の資格に適用することはできない。

終身会員について

＊ クラブは終身会員に対して適当な額の会費を課すことができる。

〔備考〕正会員同等の権利を保持したい者以外は、名誉会員および優待会員との均衡も勘案して、必要最小限度の額が望ましい。

＊ 正会員と同じ義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての権利を持つ。

＊ 国際会長は任期満了と同時に、自動的に所属クラブの終身会員となる。ただし、この場合国際協会の納入金は免除される（国際付則第 11 条第 7 項）。

＊ 終身会員が他クラブに転籍した場合は自動的に新クラブの終身会員となる。

＊ 終身会員用タブは、クラブ用品部で販売している。

(2) 終身会員内規の一例

日本にライオンズクラブが結成されてから 60 年を過ぎた現在、「終身会員」の資格をもつ会員も増え、多くのクラブがこの問題に直面することになります。そこで、各クラブ内規作成の参考に一案を掲載します。

○○ライオンズクラブ終身会員内規（参考例）

（この内規例は、一つの例として示したものです。従って、各クラブの実情に応じて多少の修正は可能ですが、国際会則・付則に抵触しないよう慎重に行ってください。）

1. 資格（条文自体はクラブで勝手に変更できない）

(1) 20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し、会員としてその功績の著しい者。

(2) 病気で重篤である者。

(3) 15 年以上正会員であり、少なくとも 70 才に達している者。

功績の著しい者とは、下記のいずれかに該当する者をいう（ある程度可能）。

① 国際協会から表彰された者

② 本クラブの会長、幹事または会計を務めた者

③ 本クラブのチャーター・メンバー

④ 地区の役職を務めた者

⑤ その他功績が著しいとクラブ理事会が認めた者

〔注〕以上いずれも条文の修正は出来ないが、内規は国際会則・付則および国際理事会の方針に反しない限り可能である。(1) の功績の著しい者には⑤を、また、(2) の重篤である者についても「(医師の診断書に基づき) 理事会が重篤と認めた者」という内規を作って適用するのも一法である。

2. 手続［第 1 項 (2) を除く］

(1) 前項該当者は、クラブ会長に、終身会員となることを申し出ることができる。

(2) 終身会員となることを申し出た会員については、クラブ会長は、次の理事会に提出して推薦を求める。

(3) クラブ会長は国際付則第 11 条第 7 項に定める 650 ドル相当額を国際協会に納入し、送金控えの写しを添付のうえ、所定の書式をもって国際理事会の承認を求める。

3. 権利・義務（国際付則第 11 条第 7 項，クラブ付則第 1 条 1 項 (e)）

終身会員は不在会員、賛助会員などと並立する会員種目の一つであり、原本の国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項 (e) 表示の通り、通常の終身会員の権利・義務は、正会員と同一ではなく別個のものである。ただし、正会員同等の義務を遂行していれば、正会員の持つすべての権利を持つことができる。正会員同等の義務を果たしているかどうかの判定はクラブ理事会が行う。

4. 改正

本内規は本クラブのいかなる例会または特別会合においても、定足数の出席があれば、会員の多数決により改正することができる（クラブ付則第 9 条 1 項）。

5. 施行

この内規は○年○月○日より施行する。

［注］ 名誉会員および準会員を除くすべての会員は、同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない（国際付則第 11 条第 8 項）。

(3) 終身会員資格の変更

これまで国際会則がしばしば改正され、そのたびに終身会員になるための資格が緩和されています。

① **第 73 回セントルイス国際大会（1990 年 7 月）**
「25 年以上継続して正会員」→「20 年以上継続して正会員」
「200 ドル相当額をクラブから納入」→「300 ドル相当額をクラブから納入」（50%アップ）

② **第 74 回ブリスベン国際大会（1991 年 6 月）**
「病気で重篤である者」が加えられた。

③ **第 77 回フェニックス国際大会（1994 年 7 月）**
「継続して正会員」→「継続」が削除された（通算でよいことになった）。

④ **第 80 回フィラデルフィア国際大会（1997 年 7 月）**
「賛助会員の在籍年数も終身会員の対象」として加算される。

⑤ **第 88 回香港国際大会（2005 年 6 月）**
「将来にわたる国際会費の代わりに 300 ドルを一括で支払う」→「500 ドルを一括で支払う」（60%アップ）

⑥ 第 93 回ハンブルグ大会（2013 年 7 月）
「US500 ドルを支払う」→「US650 ドルを支払う」（77%アップ）

⑦ **月例会員報告書（マンスリー・レポート）のクラブ例会出席率の算出方法**

※ 2013.2.26　国際本部太平洋アジア課

「クラブ例会出席率の算出方法につては、国際会則及び附則及び理事会方針に規定はない。一つの考え方としてはクラブ例会出席義務のある会員種別の会員（正会員＜第一クラブでの＞準会員）を計算する際の分母にし、会則上で出席義務の無い種別の会員は出席時のみ含めて計算することが可能。従って、出席率の計算は各地区あるいは各クラブで決定してもかなわないが、褒賞の対象にしたり、その記録を地区やクラブの運営に役立てるためには、その中で算出方法を統一しておくことが重要と思われる。」

(4) 会費の取り扱いに関する原則（クラブ付則第 6 条）

- すべての会費はクラブが徴収します。
- 国際・複合地区・地区の会費はすべてクラブから納入します。
- 会費の種類・額の決定はすべて、それぞれのレベルの最高機関決定です。
（国際会費は国際大会、複合地区会費は複合地区大会、地区会費は地区大会、クラブ会費はクラブ例会）

(5) 終身会員の例会出席の義務について

第 84 回インディアナポリス国際大会（'01/7）での会則の改正により終身会員の権利義務が一層明瞭になり、原本の国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項（e）に示す通り、終身会員は正会員ではないから、「例会出席は不要」「クラブ活動参加は可能な時」となっています。

正会員同等の権利を保持したい終身会員は、当然のことながら例会出席の義務があります。

また、マンスリー・レポートの当月の平均出席率（正会員のみで算定）は、地区ガバナーのための

情報として設けられているので、正会員のみで算定とすることに地区で統一すべきでしょう。従いまして、終身会員で正会員としての義務を果たしていれば、正会員としての算定に入れることとなります。なお、変更する場合はキャビネット会議で議決することが必要です。

(6)　終身会員のこれからの取り扱いについて

高齢その他の理由で退会を希望する会員も、条件さえ整っていれば正会員としての義務から解放される終身会員に出来るだけなって頂いて、世代交代を計ることもクラブ活性化に繋がるものと考えます。正会員並みの権利を求めない終身会員に対しては一種の称号であって、名のみの会員と心得、会費も最小限度に止めるのがよいと思います。この点、クラブも反省し、例会出席にも参入されない終身会員を当てにすることなく、正会員こそがクラブ運営、活動の中核であり、根幹をなすことを銘記し、少なくとも終身会員に移行した会員数だけは優秀な会員獲得を目指して努力する心構えが必要であると思われます。

なお、正会員の原文はACTIVE MEMBERなので、活動会員と翻訳した方が通りが良いでしょう。

(7)　終身会員の取り扱いについての質疑応答

日本において結成20年を経過したクラブが既に半数を超え、そのクラブの幹事が直面した色々なケースに関する質問と国際本部回答は、要約するとおおむね次のとおりです。

① **終身会員が、クラブから課された義務を果たさない場合、資格を喪失させることができるか？　できるとした場合、本人と国際協会の関係はどうなるか？**

※ 1978/6/23　国際本部回答

できます。除名権利はクラブにあります。

② **終身会員となる条件のうち、15年以上70歳とあるのを、クラブ・レベルでの終身会員申請方法はクラブに任されているとのことで、15年以上75歳としたいが？**

※ 1984/12/3　国際本部回答

クラブは勝手に75歳と決める権限は与えられていない。あくまで国際会則に基づいて適用しなければならない。ただし、終身会員を申請するか否かを決めるのはクラブの自由である。

③ **国際会則に「…200ドル相当額（現行650ドル）をクラブから納入」とあるが、「終身会員を希望する会員が、彼の所属するクラブを通じて納入」と解釈すべきではないか？**

※ 1988/4/21　国際本部ロイ･シェツェル事務総長回答

国際協会の会員はクラブである。従って、クラブが国際協会の会員として支払うもので、本人が支払うという意味ではない。終身会員は栄誉ある会員であって、クラブに所属する。クラブがその人を特別な栄誉ある会員として選び、クラブが国際協会に申請する。従って200ドル（現行650ドル）は本人からもらってもよいが、クラブが決める問題である。

④ **青年会議所（Jaycee）の会員の在籍年数をライオンズクラブの在籍年数に加えたライオンの取り扱いについての質問**（2000.1.11）

ある人物があるクラブに本年正会員（Active Member）として入会し、Jayceeの20年間

の在籍期間をライオンズクラブの在籍年数に加えることが認められたとします。

一方、クラブの会員が終身会員（Life Member）になるためには20年以上正会員（Active Member）として、クラブに在籍しなければならないという規定があります。

さて、質問ですが、上記Jayceeの在籍年数を加えた会員がこれからクラブに10年間正会員として在籍すれば終身会員として認可を得る申請をする資格が生ずるでしょうか?

もし資格を生ずるとすれば、この場合、Jayceeの10年間の実績がクラブの正会員の10年間の実績と等価（Equal Value）ということになります。

※ 2000/1/13 国際本部回答（幹事兼法律部長 ゲアリーM. ラペティナ弁護士）

青年会議所での活動年数は、終身会員資格年数に加算されません。「ライオンズクラブに正会員」として所属されていた年数のみが資格年数として考慮されるため、青年会議所での年数はその対象とならない。

第20章 クラブ会員の再入会について

クラブ付則第１条５項に次の通り記載されています。

「グッドスタンディングで退会したいかなる会員もクラブ理事会の承認を得て再入会することができ、退会前の奉仕記録を自己の全奉仕記録の一部として保持する。ただし、退会後 12 ヵ月を超えた会員は、会則第３条２項の規定に従わなければならない。」

2008-2009国際理事会決議により、12ヵ月以内の再入会の場合は国際協会の入会金は免除される。クラブを退会してから長期間が経過した場合は、クラブ理事会の判断に従ってクラブ会則第３条２項による新しいスポンサーにより再入会することが妥当である。

更にクラブは、退会会員の再入会を想定して、すべての退会会員の記録を保持しておかなければならない。尚、転籍等により元のクラブが複数である場合、何れのクラブへも再入会できる。

(1) 再入会員の奉仕歴維持書式

再入会した会員の以前のクラブにおける経歴加算の申請は、別紙の「再入会員の奉仕歴維持」書式によります。再入会した会員は必要事項を記入し、クラブ会長とクラブ幹事の証明をもらい、クラブ幹事は、これを国際本部へ送付します。

その際、12 ヵ月を超えて再入会した会員は25 ドルの国際協会入会金が必要です。

(2) その他の会員（転籍会員）について（クラブ付則第１条６項）

退会後 12 ヵ月以内の転籍会員は「転籍会員用書式」を使用しますが、退会後 12 ヵ月を超えて他のクラブへ移った会員には経歴加算の申請用紙がありません。そこで、別紙の「再入会員の奉仕歴維持」書式をそのまま使用して国際本部へ送り、承認を受けることができます。

再入会員の奉仕歴維持（書式例）

以前の奉仕活動を誇りに思うグッド・スタンディングの会員として、下記の通りの活動年数を合計年数に加えたいと思います。記録に加える年数は、グッド・スタンディングで活動した年数でなければならないことを理解します。下記情報は、私が知る限り、正確で完全なものです。正確な時期がわからない場合は、大体の時期を記入しました。

名前（ふりがな）		会員番号
クラブ番号		地区
現在の所属クラブ名		
都道府県		JAPAN

以前所属したクラブ名、地区、入会日、退会日、退会の理由を、下の空所に記入して下さい。

ライオンズクラブ名	地区	入会年月	退会年月および退会理由

現在のクラブ活動年数を除き、「グッド・スタンディング」で活動した合計年数 _____

現在所属のクラブへの入会年月 _____

_____ ライオンズクラブに対して正確さを保証します。 年月日 _____

本人の署名 _____ 年月日 _____

クラブ会長署名 _____ 年月日 _____

クラブ幹事署名 _____ 年月日 _____

- 国際本部では、コンピューター、マイクロフィルム、月例報告書、転籍書類などを使って、上記情報の正確さを調査します。
- クラブの会長と幹事が証明する署名をつけたら、月例報告書をともに提出します。
- 「再入会員の奉仕歴維持」の「再入」には「転籍」も含まれます。

第21章 元役職等の経歴保持について

再入会、転籍、その他、何れの場合もクラブに復帰した会員は、以前の役職など、すべての経歴を保持することができます。

このことについて国際本部は、日本ライオンズ連絡事務所宛に「クラブに復帰した会員は、前に会員であった期間に務めた役職に伴う資格を保持します。」と回答（1985 年 12 月 19 日ゲイリー・ラ・ペティナ顧問弁護士）しています。

(1) 会員の在席年数、各種役職、アワード等はすべて前のものを保持することができます。
(2) スポンサーした会員数も、新しくスポンサーしたものに加算されます。
(3) クラブ会員についての証明は、クラブ幹事が行うことになっています。以前のクラブの経歴に関することは、現所属クラブ幹事より、前に所属したクラブ幹事に照会し、証明してもらうことになっています。
(4) 他クラブの会員歴を持つ者が入会した場合、直ちに別紙「元役職の証明」の書式を使って以前のクラブの証明を求め、クラブ奉仕記録表の別表として保存してください。
(5) チャーター・メンバーは一度退会しても、元のクラブへ再入会して、奉仕経歴維持書式によって国際本部へ申請すれば、再びチャーター・メンバーとなります。

元 役 職 の 証 明

名前（ふりがな）				
以前の所属	地区	R	Z	クラブ
	入会年月日			
	退会年月日			
現在の所属	地区	R	Z	クラブ
	入会年月日			

当人が務めたクラブ・地区・複合地区の元役職

任命年月日 退任年月日	役　職　名

上記の通り証明します。

以前所属のクラブ幹事署名 _____　　年　月　日

現在所属のクラブ幹事署名 _____　　年　月　日

第22章 クラブ名称と境界線について

(1) クラブ名についての規定

クラブ名については、国際付則第 11 条第２項で、次のように定められています。

（1） 「各クラブは、そのクラブが所在している地域の名をつけなければならない。」
日本においては市町村名とか郡の名前をクラブ名としているのが一般的です。

（2） 「そのような地域に二つ以上のクラブがある場合には､各クラブはそれぞれを区別するための名称を付け加えなければならない。」

従って、○○市内に３クラブが結成された場合、最初のクラブは○○クラブとし、他の２クラブは○○松クラブ、○○竹クラブというようにそれぞれが別個のクラブ名をつけます。

さらにクラブ名が所在の市町村名と同じでなくなった場合どうするかという問題が生じます。クラブ発足後、市町村合併等により所在の市町村名が変わったことなどから生ずるケースです。

国際本部は「理由のいかんにかかわらず、クラブ名が所在の市町村名と同じでない場合は、クラブ名を変更することが望ましい。それが協会の規定である。」と公式見解を示しています。

(2) ライオンズクラブ名称変更の手順

(1) クラブ名称変更申請書は、ライオンズクラブ役員必携に掲載されている。
(2) 新しいクラブ名称が国際理事会方針に沿っているかどうかを確かめる。
(3) クラブ理事会で新しい名称を決議し、決議録を作成する。クラブ例会で承認を得る。
(4) 隣接クラブ会長らの承認を得たことを証明する署名付の文書を作成する。
(隣接クラブについては、次項「(3) クラブ境界線について」を参照)
(5) 新しいクラブ名称のチャーターを希望する場合は、25 ドルを国際本部へ送金する。
(6) 地区ガバナーへ①クラブ名称変更申請書、②クラブ理事会決議録、③隣接クラブ会長承認、④25 ドル送金の受取書を送付する。
(7) 地区ガバナーは書類を確認し、⑤ガバナー署名を付した承認書を添えて、国際本部新クラブ課あてに提出する。提出後、①～⑤の書類（写し）を日本ライオンズ連絡事務所へ送る。
(8) 国際本部に届いた書類に不備がなければ、新名称承認後、本部記録が変更される。
(9) 地区ガバナーは、新クラブ課から名称変更を国際本部が承認した通知書を受け取る。
(10) 25 ドルの費用を支払ったクラブには、新しいチャーターが発行、送付される。
(11) 通知を受け取った地区ガバナーは日本ライオンズ連絡事務所へ写しを送るとともに、地区内の全クラブへ新しいクラブ名を周知する（地区誌に掲載する)。日本ライオンズ連絡事務書は通知（写し）を日本事務所およびライオン誌日本語版事務所へ送り、国内の記録を新しいものに変更する。
(12) 市町村合併によってクラブ名称を変更する場合は、クラブ境界線を同じにするクラブの同意を得る必要がある。大規模な合併によっては、多数のクラブが名称を変更することも予想されるので、新市町村に所在することとなる全部のクラブで新しいクラブ名称を考える会合を行うなど十分な話し合いを持つことが望ましい。

(3)　クラブ境界線について

1993 年 11 月、米国コロンバスで開かれた国際理事会において、「クラブ境界線は、クラブが所在している市町村またはこれと同等の政府区分の境界線と同じである」と決議されました。クラブ数や市町村の広さに関係なく、同一市町村内のクラブはすべて境界線、すなわち、クラブの管轄区域を同一のものとして共有するという決定です。

従来は同一市町村内のクラブはそれぞれ管轄区域を重複しないように設定してきました。ところが同一市町村内にクラブ数が増加するにつれ、管轄区域が縮小されるので、現状では重複しているところもかなりあります。その現状を受けてこうした決定に至ったわけで、その意味をよく理解したうえで、実情にあった効果的な対応を心掛けるべきでしょう。

(4)　クラブ境界線の変更

現状を変更する場合は、以下の手続きが必要です。

(1)　関係クラブの合意を得ること。

(2)　ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソンを経て地区ガバナーに報告する。

(5)　クラブ境界線について、国際本部よりの回答文書

1993 年 11 月 17 日
地区ガバナー各位

新クラブ課課長
マーティ　ペルシュワ

クラブ境界線について
最近アメリカのオハイオ州コロンバスで開かれた国際理事会会議では、下記が決議されました。
「クラブの境界線は、クラブが所在している市町村またはこれと同等の政府区分の境界線と同じである」
それぞれの地域に存在するライオンズクラブの数には関わらず、ライオンズクラブの境界線はクラブが存在する市町村またはこれと同等の政府区分の境界線と同じであるという方針が、この決議によって定められました。

協議会議長　植本　辰雄　様

ライオンズクラブの管轄地域に関するご質問にご返事申し上げます。

1. 決議の理由は、担当委員会の報告書によりますと、以下の通りになっております。
   - 各クラブの管轄地域は、クラブの数が多くなるにつれて縮小し、世界的にみて厳密には守られていなくなってきている。
   - 更に、この件は国際会則で決められているわけではない。
   - 従って現実に即応するほうがよいと考えられる。
2. 理由のいかんにかかわらず、クラブ名が所在市町村と同じでない場合は、クラブ名を変更することが望ましく、また協会の規定でもあります。
   クラブ名の変更は次の手続が必要です。次の書類を添えて、変更の申請を国際本部へ提出してください。
   - 変更を希望するクラブ理事全員の承諾書
   - 地区ガバナーの許可書
   - 隣接のクラブの承諾書

これらの書類は、特定の書式はございませんので、適当に作成されて結構です。但し署名をお忘れなく。日本語で大丈夫です。

クラブ地区行政部部長　　薫　アンダーソン

第23章 クラブ合併の進め方について

最近、会員数の少ない新クラブの結成が目立ち、適正な会員数に近づけることができず、少数会員のためクラブ運営に困難をきたしているところが増えつつあります。

その対策として、クラブ間の合併により、クラブ運営の活性化を図ることが重視され、ライオンズクラブ必携に国際本部作成の「クラブ合併の手順」を掲載することになりました。

このことは、当複合地区でも今や重要課題の一つとなっています。

1. ライオンズクラブの合併手順

2クラブまたはそれ以上のライオンズクラブを合併する際は次の手順による。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開き、次の事項を決定する。
   a. どのクラブを解散するか。
   b. 存続するクラブの名称を変更するかどうか。変更する場合はふさわしい名称を決定する。変更された名称は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。
   c. 存続するクラブの境界線を変更するかどうか。変更する場合は境界線の案を決定する。境界線案は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。
   d. 存続するクラブの役員と委員を任期満了まで務めさせるか、合併承認後に新しい役員、委員を選出するか。選出する場合は、その場所、日時を決め、結果を地区ガバナーと国際本部に報告する。
   e. 合併後に存続するクラブの理事会と例会の場所、日時を決定し、合併するどのクラブのチャーター日をそれとして存続させるか、または合併が承認された日をチャーター日とするかを決定する。
2. 合併を考慮している各クラブの会員は、合併を決議しなければならない。
3. 解散に同意したクラブは合併前に更に次の事項を完了しなければならない。
   a. すべての未払金を支払う。
   b. 運営口座および事業口座に残っているいかなる資金も存続するクラブの適切な口座に振り替える。
   c. すべてのクラブ所有物を然るべき方法で処分する。
   d. 存続するクラブへ移行する会員の名簿を添えて、最後の月報を国際本部の太平洋アジア課に提出する。
   e. チャーターを地区ガバナーに返却する。
4. 合併後存続するクラブは次の書類と資料を国際本部の太平洋アジア課に提出しなければならない。
   a. 各クラブが採択した合併の決議書。
   b. 合併を承認した地区キャビネットの決議書。
   c. 解散したクラブからの転籍会員の名簿を添付した月報。

5. 合併後にクラブ名称を変更し、変更後の新名称でチャーターを希望する場合には、国際本部に連絡すると、新しいクラブ名称の記されたチャーターが交付される。但し、その作成費用として25ドルがクラブへ請求される。

第24章 新クラブ結成申請書・報告書の送付先

新ライオンズクラブ結成手順はライオンズ必携内参考資料に詳しく記載されています。

結成会終了後、新クラブの会長は結成会の日付でチャーター申請書（TK38A, JA）、チャーター・メンバー報告書（TK21A, JA）、チャーター費振込送金受取書の写しを国際本部へ送付すると同時に、その写しを地区エクステンション委員長（地区キャビネット事務局気付）、および複合地区事務局、そして日本ライオンズ連絡事務所に送付します。また、結成会では定められた諸事項を行い、公式議事録を作成します（JA EX-534 参照）。

第25章 マンスリー・レポート等の IT 化

1. 国際本部におけるマンスリー・レポート等の IT 化

国際本部では 2000 年より、月例報告書（マンスリー・レポート）・年次アクティビティ報告書・役員報告書（PU-101）を、従来の紙書類による提出から、インターネット経由でのデータ提出にも対応するよう、システムの構築を行いました。その後 2001 年 10 月に、全世界のすべてのクラブに対してアクセスパスワードの一斉交付を行い、IT 化の促進を図りました。現在は月例報告書（マンスリーレポート）・年次アクティビティ報告・役員報告書（PU-101）もオンライン化され、各種通信も電子メールが中心となっています。

また、国際協会では現在 MyLCI へ移行しています。

2. マンスリー・レポート等報告用ページについて

ライオン誌日本語版ウェブサイトの eMMR ServannA では、下記の各種情報の閲覧および報告が行えます（https://www.servanna.net/general/common/login.php）。各クラブで設定した ID とパスワードによりログインします。

詳細は、ライオン誌日本語版ウェブサイトの「eMMR ServannA 操作マニュアル」、および国際協会ウェブサイト「WMMR マニュアル」を参照ください。

(1) 会長または幹事の会員番号・パスワードでログインできるページ

- 「会員」をクリック→会員動静の報告。会員情報の管理。
- 「クラブ」をクリック→クラブ例会に関する情報の更新。クラブ役員の管理、クラブ情報の管理。クラブ・レベルで使用する種々の報告書の作成及びデータのダウンロード。
  なお、インターネット上のオンライン報告は当月分を当月末までに行います。

(2) 会計の会員番号・パスワードでログインできるページ

- 上記情報等の閲覧

第26章 会員種別について

(1) 国際付則およびクラブ付則による会員種別の定義

ライオンズクラブの各会員は、クラブ理事会の承認に基づいて、正会員、賛助会員、準会員、名誉会員、終身会員、不在会員、優待会員に分類されます。それぞれの会員には、次の表が示す権利と特権、義務があります。

家族会員プログラムに規定された有資格の家族会員、並びに、学生会員プログラムに規定された有資格の学生、元レオおよび若年成人会員は正会員であり、正会員としてのすべての権利および特権、義務があります。

会員種別のうち、名誉会員および準会員はクラブ代議員数算出の対象になりません。

どの種別の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い(クラブが会費を払う名誉会員を除く)、地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければなりません。終身会員の場合には、将来の国際会費全額の代わりに US$650 が支払われなければならず、この地位は国際理事会の方針に従って承認されます。国際会長は誰でも、その任期が終了すると同時に、会費の支払いや承認なしで、自動的に終身会員となります（国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項)。

(2) 会員種別による比較

◆ 義務

会員の種類	(例会) 定期的な出席	会費（国際、地区、クラブ）の即時支払い	クラブ 活動参加	良好のイメージを示す言動
正会員	要	要	要	要
一人目の家族会員/世帯主	要	要	要	要
二人目目以降の家族会員	（可能な限り）	国際会費半額	可能な時	要
賛助会員	不要	要	可能な時	要
準会員	第 1 クラブでは要、 第 2 クラブでは不要	要 クラブ会費のみ支払う	可能な時	要
名誉会員	不要	不要 クラブが該当する国際および地区の会費を支払う	不要	要
終身会員	不要	要 地区およびクラブの会費を支払い、国際会費は払わない	可能な時	要
不在会員	不要	要	可能な時	要
優待会員	不要	要	可能な時	要

◆ 権利と特典

会員の種類	国際協会、地区、クラブの役職に立候補	投票権	国際または地区の大会で代議員
正会員	可	可	可
一人目の家族会員/世帯主	可	可	可
二人目目以降の家族会員	可	可	可
賛助会員	不可	クラブ事項のみ可	不可
準会員	不可	地区大会（第 1 クラブ)、 クラブ事項のみ（両方)	不可
名誉会員	不可	不可	不可
終身会員	正会員の義務を果たしていれば可	正会員の義務を果たしていれば可	正会員の義務を果たしていれば可
不在会員	不可	可 (ただし、クラブ関係の事項のみ)	不可
優待会員	不可	可	可

会員の種類の制限
名誉会員：実質的な会員数の 5%までとし、その端数につき更に 1 名とする。
賛助会員：実質的な会員数の 25%までとする。

(3) 準会員について

1996 年 7 月の第 79 回モントリオール国際大会で、国際会則が改正され、全く新しい概念の準会員というクラブ会員の種類が加えられました。(国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項(ｆ))

- 準会員は、一つのライオンズクラブの正会員で、他の地域にも住居または職場を持っており、その地域のライオンズクラブでも活動した場合、準会員になることができる。
- 準会員は、クラブ例会に出席している際、その例会で提出される事項について投票することができる。しかしそのクラブの代議員になることも、そのクラブを通して、クラブ、地区、複合地区役員・委員になることもできない。
- 国際会費および地区会費は、正会員の籍があるクラブを通してだけ徴収される。また、準会員の籍があるクラブは、月例報告書でその会員を報告することができない。

このような新しい会員分類が設けられたのは、住所や職場が、所属クラブから離れたところにある会員の利便を図るためにクラブ理事会が招請して入会してもらうものですが毎年検討されなければなりません。クラブ付則第 1 条 1 項（1）

準会員の取り扱いについては、あらかじめ元のクラブと新しい所属クラブの間で、次の事項について協議、決定しておくことが望ましいという統一見解が、複合地区会則委員長連絡会議（1996 年 12 月 10 日）で取りまとめられています。

(1) 会員の新クラブの例会出席について、元のクラブへの月々の報告
(2) 原則として徴収しないが、必要な場合の新クラブへの入会金
(3) 新クラブへ納入する準会員の年額運営費、アクティビティ資金など

(4) 賛助会員について

1997 年 7 月の第 80 回フィラデルフィア国際大会において、国際会則が改正され、新しいカテゴリーの「賛助会員」の項が設けられました（国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項（ｇ))。

賛助会員とは、現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブを賛助したい地域社会の優れた人物をクラブ理事会が招請して入会してもらうものです。

賛助会員には、正会員同様の例会出席義務は負わせていませんが、出席した会合での議決権は与えております。但し、クラブの委員になることはできますが、地区、複合地区、国際協会の役員並びに委員になることはできません。この会員は地区会費、複合地区会費、国際会費その他クラブの課す会費は払わなくてはなりません（国際付則第 11 条第 7 項, クラブ付則第 1 条 1 項（ｇ))。

現在クラブに在席している正会員、不在会員、優待会員から賛助会員に転向することはクラブ理事会の承認があれば可能です。しかし、日本の現状からして、賛助会員を安易に増やすことはクラブ活性化の観点からすれば疑問のあるところです。クラブ理事会の慎重な取り扱いが望まれます。

第27章 クラブ支部について

(1) クラブは、従来のようなクラブを結成するには人口が少なすぎるような地域にもライオニズムを拡大させるために、支部を作ることができる。支部は親クラブの一委員会として会合し、その地域で奉仕活動をしなければならない（クラブ会則第 11 条 1 項）。

(2) 支部の会員は親クラブの理事会の招請により、支部と親クラブの会員となる。この会員はクラブ付則第 1 条 1 項に列挙されている会員の種類の一種となる（クラブ会則第 11 条 2 項）。

(3) 支部の構成員は支部長、幹事、会計を選出しなければならない。上記三役は支部連絡員とともに支部の執行委員会を組織する。支部会長は親クラブの理事会構成員となり、親クラブの例会、理事会に出席し、支部の記録、支部のアクティビティ計画の報告、月例財務報告を提出して開かれた討論を奨励し、支部と親クラブの交流を図る。支部の会員は親クラブの会合に出席するよう奨励される（クラブ付則第 7 条 1 項）。

(4) 親クラブは、支部の発展状況を注視し、必要な場合は支部を援助する。この役割を遂行する会員は支部の四番目の役員となる（クラブ付則第 7 条 2 項）。

(5) 支部の会員は支部のアクティビティを決定するに当たって表決権を持ち、親クラブの会合に出席した場合は親クラブにおいて表決権を持つ。支部会員は親クラブの会合に実際に出席した場合にのみ、親クラブの会合の定足数に加算される。支部会合への出席はクラブ例会出席と見なされる（クラブ付則第 7 条 3 項）。

(6) 支部が社会的支持を求めて集めたアクティビティあるいは社会福祉資金は、その目的を明記した口座に保管される。この資金は、他に特定されていない場合は、支部の存在する地域社会のために使われる。親クラブの理事会は、支部長が親クラブ理事会によって支払いを承認された小切手および関係書類に副署することを認めることができる（クラブ会則第 11 条 3 項）。

(7) 支部は親クラブ理事会全構成員の 3 分の 2 の賛成投票によって解散することができる（クラブ会則第 11 条 5 項）。クラブ支部が解散になった場合は、地区キャビネットと国際本部へ届け出なければならない。

(8) クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、国際及び地区（単一または複合）の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。

第28章 クラブ副会長について

標準版クラブ会則第７条１項で、従来、第３副会長まであったものが、1995～96 年度より「副会長（複数)」と改められました。

国際協会役員のうち第３副会長は、1997 年国際大会終了時に廃止されましたが、それに先立ちクラブの副会長は複数であればよいということになりました。

これに伴い複合地区会則委員長連絡会議（1995 年 10 月）は「日本のクラブ実情を考慮すると、第１副会長、第２副会長までとするのが望ましいであろう」という統一見解を示しました。クラブ会則第７条１項に、副会長（複数）となっていますので、副会長は 2～3 名を選出してください。「複数とはいいながら、4 名以上の選任はしないようにしてほしい」見解を複合地区会則委員長連絡会議（1997 年 10 月）が示しています。

日本のクラブの実状とは、日本のクラブの平均会員数が 50 名余であることから判断したもので、その後かなりのクラブが第２副会長までとしています。副会長の数は、理事会で検討し、例会へ提案して決定します。副会長は、会長の指示のもとに、会長が割り当てたクラブの委員会の活動を整理することになりますが、その場合、主として第１副会長は運営部門を第２副会長は事業部門を担当することになります。

336 複合地区では、申し送りとして事項として第３副会長を置くことは自粛しておりましたが、現在第３副会長を選任しているクラブもあることと、2015 年ホノルル国際大会で国際協会も第３副会長を選出する状況に鑑み、第３副会長を選出されるクラブは、現在の第２副会長担当委員会を適宜分けられることを推奨します。

〔一例〕

第１副会長担当委員会	出席、会則および付則、財務、IT、ライオンズ情報、会員、計画、PR およびコミュニケーション、接待、指導力育成
第２・３副会長担当委員会	地域社会奉仕、災害対応と救援、環境保全、糖尿病教育、聴覚・言語障害者福祉、視覚障害者福祉、国際関係、ライオンズ青少年奉仕の機会、ライオンズ児童奉仕

第29章 ライオネスクラブ会員の実績加算

1. ライオネスクラブとは

ライオンズクラブが奉仕活動を行うに当たって女性の協力を得るとともに、地域奉仕の機会を作ることなどを目的として結成されるもので、ライオンズクラブのアクティビティの一つです。ライオネスクラブは、ライオンズクラブのスポンサーおよび管理のもとに、主としてそのライオネスクラブの理事会が適当と認める地域社会の成年女性をもって組織されます（男性も入会することができます）。

2. ライオネス変換プラン

1995 年 10 月の国際理事会は、1996 年 1 月 1 日に有効となる「ライオネス変換プラン」を承認しました。これは、ライオネスクラブ会員からライオンズクラブ会員になった場合、ライオネス時代の実績がライオンズクラブ会員としての実績に加算されることになったものです。

具体的には、以下のように定められています。

- 加算対象となるのは、ライオネスとしての在席年限と例会出席への実績の２点
- 上記はそれぞれ、長期在籍賞（シェブロン）、長期出席賞の対象となる
- ただし、ライオネスとしての役員歴は加算されない

また、過去のライオネスとして奉仕を認める印として、ライオネスのマークのついた特別なライオン・ピンが贈られます。

手続は、「ライオネス奉仕歴報告書」に必要事項を記入し、クラブ幹事よりライオンズクラブの月例報告書、既存のクラブ名簿、あるいは新ライオンズクラブ結成のチャーター申請書と共に国際本部に送ってもらうことになっています。

◆ 国際本部よりの通達文書

重要な発表事項　ライオネスの変換

国際理事会は、1995 年 10 月に開かれた理事会会議で 1996 年 1 月 1 日に有効となる「ライオネス変換プラン」を承認した。

ライオネス（元または現在の）は全員、ライオンズ会員になった新しいライオンズクラブを結成した場合、ライオネスとしての奉仕歴を認めてもらえる。

過去の奉仕を認める印として、ライオネスのマークがついた特別なライオンズ・ピンが、ライオンズになったライオネスに贈られる。

裏面にあるライオネスの経歴記録用紙に必要事項がすべて記入された場合、ライオンズクラブ国際協会はこれを使って本部の記録を調整し、以前の奉仕の記録を加える。既にライオンズになった女性も、これからライオンズクラブに入会する女性も、この用紙を使うべきである。

経歴記録用紙に記入するのは、下記の人たちである。

- 現在ライオンズになっている元ライオネス
- 既存のライオンズクラブに入会した時点で現ライオネス会員
- ライオネスクラブをライオンズクラブに変えようとしているか、新しいライオンズクラブを結成しようとしているライオネスクラブ会員

この用紙を、クラブの会員およびクラブ活動状況報告書、既存のクラブ名簿、あるいはチャーター申請書に添付する。ライオンズクラブ国際協会の入会費、チャーター費、会費は、規定通りに徴収される。

国際理事会は、是非ライオンズクラブに入会するか自分たちのライオンズクラブを結成するよう、ライオネス全員に呼びかけている。

なお、このプランの詳細については、国際本部のエクステンションおよび会員部に問い合わせてください。

以上につき、ライオネスクラブおよび個々のライオネスに伝えるようお願いする。

3. ライオネス・ブリッジ・プログラム

2001 年 11 月のライオンズクラブ国際理事会において決議された「ライオネス・ブリッジ・プログラム」は、ライオネスクラブの誇り高い過去に敬意を表し、ライオンズクラブ会員の仲間となることにより、その利点、権利および特権全ての享受が可能となります。

(1) クラブ名の中に「ライオネス」を使用できる

ただちに有効なのは、ライオンズクラブはそのクラブ名に「ライオネス」という単語を使ってのチャーターが可能となります。

(2) ライオネス入会金免除プログラム

ライオネス入会金免除プログラムは、2001 年 11 月 30 日～2003 年 6 月 30 日の期間再開されました。このプログラムは、現・元ライオネスクラブ会員が既存のライオンズクラブに入会する際の入会金を免除し、また（現・元）ライオネスが新しいライオンズクラブを結成するか、また現在のライオネスクラブをライオンズクラブやクラブ支部に変換する際、そのチャーターフィを免除したものです。（所定の用紙により申請）

(3) ライオネス変換プログラム

1996 年 1 月に始まったライオネス変換プログラムは、ライオネスがライオンズ会員になるか、ライオンズクラブを新しくチャーターしたときに、ライオネスでの奉仕歴を加算できるものです。

(4) 特別ライオネス・ライオン・ピン

ライオンズ会員となるライオネスは、過去にライオネスで奉仕していたことを表現する、ライオネスの「L」ロゴを特色とする特別なライオン・ピンを受け取ります。

第30章 レオクラブ会員が ライオンズクラブ会員になった時の 国際協会入会金の免除について

1. レオクラブとは

ライオンズクラブのスポンサーおよび管理のもとに、スポンサーライオンズクラブのレオクラブ・プログラム委員会が適当と認めた青少年男女によって、クラブの所在する地域に組織され、青少年に指導力、(Leadership)、経験 (Experience)、機会 (Opportunity) を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進し、会員の間に友情、親善および相互理解の精神を育成することを目的としています。毎月 2 回以上例会を開き、スポンサーライオンズクラブが適当と認めた額の会費を会員から徴収します。

2. レオ変換プログラムについて

1996 年 10 月 13 日以降グッド･スタンディングでレオクラブを退会した元レオクラブ会員に対し、特別な証書が交付されることになりました。この証書は、レオがレオクラブ及び地域に対して行った奉仕をたたえることを目的としており、スポンサーライオンズクラブの会長、幹事またはレオクラブ顧問が国際本部青少年課から取り寄せることができます。特別な証書「レオ奉仕完了認定証」を申請するには、レオ変換証明書及びレオ奉仕歴報告書がライオンズクラブ国際協会に提出されなければなりません。

レオクラブに少なくとも 1 年と 1 日在籍しており、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ 30 歳以下の現及び元レオクラブ会員は、この完了認定証を提出すれば、既存のライオンズクラブに入会する時は 25 ドルの国際協会入会金が、新ライオンズクラブ結成に参加する時は 30 ドルのチャーター費が免除されます。なお、既定の国際会費の半額半額も免除されます。

1997 年 7 月 1 日より、元レオクラブ会員がライオンズクラブ会員になった場合、あるいはなる場合、レオクラブでの奉仕活動年数をライオンズクラブ会員の活動歴に加えることができるようになりました。レオとしての奉仕活動年数が認められるためには、レオ変換証明書及びレオ奉仕歴報告書がライオンズクラブ国際協会に提出されなければなりません。

レオとしての奉仕活動年数がライオンズクラブの会員歴の一部として認められるためには、現レオ及び元レオは少なくとも 1 年と 1 日レオとして在籍していなければなりません。

第31章 国旗およびクラブ旗の取り扱い

(1) 国旗について

国旗とは国の旗（National Flag）ということで、その国を象徴するシンボルともいえるものです。

国旗の取り扱いには、国際的に承認された一定の基本原則ないし慣行があります。

なお、国旗と団体旗を同等に取り扱うことはできません。クラブ旗は一種の団体旗として取り扱われるものであるため、国旗とクラブ旗を同等に取り扱うことは避けましょう。

国際化時代に入り諸外国との交流も活発です。国旗の取り扱いには十分注意しましょう。

(2) 国旗とクラブ旗の掲揚について

- 国旗は一国を代表するシンボルであり、国際慣例上、団体旗と併揚することは、極力避けることになっている。従って国旗は正面の壁面に掲げ、クラブ旗は三脚に立てる等の取り扱いを考慮すること。
- やむを得ず併揚せざるを得ない場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにする。
- 国旗の形はそれぞれの国によって定められているが、おおむね縦横の比率が２対３、ないしは１対２の長方形となっている。従って、縦長に掲揚することは極力避けるようにする。

(3) 日本国政府が定めている日本国旗の行事別サイズ

種　類	サイズ	使用場所
大　旗	タテ 2m×ヨコ 3m	屋外のポール（迎賓館客の宿舎）
中　旗	タテ 1m×ヨコ 1.5m	室内（20～30 人程度までの会議、会食）
高速旗	タテ 0.6m×ヨコ 0.9m	羽田空港周辺の高速道路両側の街路燈
街路旗	タテ 0.9m×ヨコ 1.35m	一般道路両側の街路燈
車　旗	タテ 0.23m×ヨコ 0.35m	車列
紙　旗	タテ 0.21m×ヨコ 0.32m	一般歓迎者

(4) ライオンズクラブ役員必携記載「国旗の取り扱い注意」

国旗の取り扱い注意（国際慣行）

イ. 国旗は一国を代表し、国家国民のシンボルであるから厳正に取り扱うこと。

ロ. 汚れたり、破損したり、色が褪せたりした場合は直ちに取り替えること。

ハ. 国旗は半旗の場合を除き竿頭に接して掲げること。

ニ. 各国の国旗を掲げる場合は同じ大きさで同じ高さにすること。

ホ. 自国の国旗を掲げることなく外国の国旗のみを掲げてはいけない（注……その国の支配下に入ったことを意味する）。

ヘ. １本のポールに２つの国旗を掲げてはならない（注……上位の支配下）。

ト. ２ヶ国、および４ヶ国以上の国旗を掲げる場合、国旗の上位は対面して最左翼である（ア

フガニスタンのみ反対)。(後掲ルおよびヲ参照)

チ. 国旗と団体旗（クラブ旗）とを併揚する場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにするのが望ましい。

リ. 日本の国旗１本を掲揚する場合は向って左にする。

ヌ. ２本の場合、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。特に、外国に敬意を表わすために外国国旗を日の丸と併揚する場合は、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。併立の場合は日の丸は対面して右にする。

ル. ３ヶ国の場合は普通、日の丸を中央にし、他の２ヶ国の分は英語の国名アルファベット順に向って左、次を向って右にする。

ヲ. ４ヶ国以上の場合には日本が主催国であっても関係なくアルファベット順に、向って左から順に羅列する。たまたまその数が奇数のときは、日の丸を中央にして向って左を①、右を②というようにアルファベット順に左右に配列するのが一般的である。

ワ. アメリカ合衆国やオーストラリアのように左上部に小区画（カントン）のある国旗を縦長に掲げるときは、必ずカントンが向って左上方にくること。

〔注〕上記の掲揚方法は、総理府主管の社団法人国旗協会発行「国旗の知識」によった。

尚、国歌を演奏する場合はアルファベット順とするが、主催国の国歌はいちばん最後とする。

（ライオンズクラブ役員必携「国旗およびクラブ旗」より）

第32章 プロトコール・役職呼称について

(1) 公認プロトコールの採用

役員および来賓の席順について、336 複合地区では、国際協会公認プロトコール方針を採用しています。国際化時代において当然のことであり、日本流の古い序列により国際舞台で困った例もあります。公認プロトコールを遵守するようにしましょう。

(2) 役員および来賓の席順（国際協会公認プロトコール方針）

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針（2014 年 10 月 8 日改訂）です。主要スピーカーだけが、スピーチの初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を述べる必要があります。

なお〔　〕内は、日本の現状に合わせて 8 複合地区会則委員長連絡会議が追加したものです。また、公認プロトコール中、20、21、34、35 の役職は、日本では一般的ではありません。

順　位　　ライオンズの順位は次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長
3. 国際副会長
   （地位の順）
4. 元国際会長（b）
5. 国際理事（a）
   （国際理事会アポインティ）
6. 元国際理事（c）
7. LCIF 地域コーディネーター及び GMT/GLT エリアリーダー
8. 複合地区協議会議長（a）
9. 地区ガバナー
10. 協会事務総長
11. 協会幹事
12. 協会会計
13. LCIF 事務総長
14. 元協議会議長（a）
15. 前地区ガバナー（a）
16. 複合地区委員長及びコーディネーター（LCIF、GMT 及び GLT を含む）
17. 第一副地区ガバナー
18. 第二副地区ガバナー
19. 元地区ガバナー（a）
20. 複合地区協議会幹事（a）
21. 複合地区協議会会計（a）
22. 地区幹事（a）
23. 地区会計（a）
    〔複合地区委員長〕
    〔複合地区監査委員・複合地区委員〕
24. リジョン・チェアパーソン（a）
25. ゾーン・チェアパーソン（a）
26. 地区委員長、地区コーディネーター（LCIF コーディネーターを含む）、地区 GMT／GLT リーダー（a）
27. キャビネット副幹事（MD336 独自）
28. キャビネット副会計（MD336 独自）
    〔地区監査委員・地区委員〕
29. クラブ会長（a）
30. 前クラブ会長（a）
    〔クラブ副会長〕
31. クラブ幹事（a）
32. クラブ会計（a）
33. 元クラブ会長（a）
34. 複合地区幹事（職員）（a）
35. 複合地区会計（職員）（a）

※ 国際理事会委員会メンバーおよび LCIF 執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。それ以外の場合（例：書状受領者の氏名を列記するような場合）にも、プロトコールに準じる。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。

※ 単一地区、準地区、複合地区の会則および付則、あるいは地元の風習および慣例に従って、5 番、6 番、および 14 番から 33 番の優先順序および（または）内容を変えることができ、また元理事会アポインティを加えることもできる。
※ 27 番、28 番は 336 複合地区独自の役職

前記アルファベットの説明

(a) 2 名以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。姓の最初の字が同じなら、姓の 2 番目、3 番目と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名による。姓も名も同じ場合には、ライオン歴の長い人が先になる。ただし、日本においては、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンはその地域の数字の若い番号順、クラブの場合は結成順にするのが一般的である。また、地区委員長の場合は地区組織表の順による。
(b) 2 名以上いる場合には、最も近年にその役を務めた人が先になる。ただし、日本においては各地区の慣例、自主性による。
(c) 2 名以上いる場合には上記 (b) によるが、同じ年度に理事を務めた元国際理事が 2 名以上いる場合には、(a) の規定が適用される。

一般的事項：

ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記の他に、それぞれの地域の習慣により、特に紹介すべき役職があれば、その地域の習慣に従ってつけ加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン・ジョーンズ・フェローも、まとめて紹介するよう奨励される。スピーカーがメルビン・ジョーンズ・フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

(3) 役職の呼称について

役職名は、役員および来賓の席順に記載されている通りに呼ぶよう心掛けましょう。特に、前と元の職名に注意すること。

国際会長、 地区ガバナー、クラブ会長	任期を終わって 1 年間は「前」を呼称、2 年目からは「元」
国際理事、協議会議長	任期終了後はすべて「元」を呼称
上記以外の役職	「前」または「元」を付すことはできない

第33章 紛争処理手順について（クラブ会則第 10 条 2・5 項）

ライオンズクラブのすべての紛争については、紛争処理手順に従って解決されなければなりません。

(1) 紛争のいかなる当事者も、紛争処理の要請の根拠となる事態の発生を知った日、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請することができます。
抗議申立て文章の写しは被申立人にも送られなくてはなりません。

(2) 地区ガバナーは、紛争処理要請受領日から 15 日以内に紛争のいかなる当事者に対しても中立な立場の調停者を 1 名（元地区ガバナー）任命し、紛争の処理または裁決をするために適切かつ必要なすべての権限を与えます。

(3) 任命された調停者に対して不服がある場合には、不服を唱える当事者が不服理由を明記した文章を、任命通知受領から 10 日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー・第一副地区ガバナー・および第二副地区ガバナー）に提出しなければなりません。

(4) 不服内容が立証された場合あるいは不服主張を退けた場合は、地区ガバナー・チームの多数決によって決定されます。

(5) 調停者は任命後 30 日以内に紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配しなければなりません。

(6) 調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければなりません。

≪第16版≫ 2015/4/14 発行

地区について

第1章 地区ガバナー･キャビネット

地区ガバナーは､地区年次大会において選出され､その年度の国際大会閉会時に正式に就任します。選出されてから就任するまでの間は地区ガバナーエレクトと呼ばれます。

就任と同時にフル回転するためできるだけ事前の準備を整えておく必要があります。事前の準備が早ければ早いだけ、任期に入ってからの仕事がスムーズに進められます。

特に自分と任期を共にするキャビネット構成員の人事。キャビネット事務局開設などは副地区ガバナーの任期中に構想をまとめておきましょう。

(1) キャビネット組織の際の留意事項

1. 地区ガバナーは就任するまでに、できるだけ早く次期地区ガバナー･キャビネット（以下キャビネットという）を組織しておきます。キャビネットは複合地区会則第 17 条の「キャビネット構成員」によって組織されます。
2. 複合地区会則第 16 条「地区ガバナー･キャビネット」の 1. に「キャビネット構成員は地区役員となる」とあります。なおリジョン・チェアパーソンは地区ガバナーが自己の任期中に任命するかどうか定める権限を持ち、任命されなかった場合は空席となります。
3. 前地区ガバナーと第 1・第 2 副地区ガバナー以外の地区役員は地区ガバナーによって任命されますが、その人選は、地区ガバナーの任務遂行に大きく影響しますので、適材を選んで、自ら納得のゆく配置を行う必要があります。
4. 地区役員は地区内のグッド･スタンディングのクラブのグッド･スタンディングの会員でなければなりません。
5. 地区役員に欠員が生じた場合、地区ガバナーは、前地区ガバナーと第 1・第 2 副地区ガバナーの場合を除いて、その役職の残任期間の後任者を任命します。
6. 地区役員は、その地区内のクラブ会員でなくなった場合、その任期は停止され、地区ガバナーは後任者を任命します。リジョン･チェアパーソンはそのリジョン内の、ゾーン･チェアパーソンはそのゾーン内のクラブ会員でなくなった場合、同様な措置が取られます。
7. 地区委員は地区役員ではありませんが、地区役員の人選と合せて内定しておく必要があります。
8. 地区のいかなる役員･委員にも給与を支給してはなりません。

(2) 336 - 地区キャビネット事務局規定の例

第１条 名 称

この事務局の名称を、336-___地区キャビネット事務局（以下事務局という）とする。

第２条 目 的

336-___地区のキャビネットの業務を処理し、キャビネットの円滑な運営を図る。

第３条 業 務

1. 国際本部、日本ライオンズ連絡事務所、複合地区、他の準地区等との連絡報告に関する事項
2. 地区内クラブの運営に関する事項

3. キャビネット会議に関する事項
4. 地区内各種セミナー、各種会議に関する事項
5. 各種委員会活動に関する事項
6. 各種経費事務に関する事項
7. 地区ニュースレターの発行に関する事項
8. 地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
9. 各種資料の継続的整理、保存
10. 国際大会、東洋東南アジアフォーラムに関する事項
11. 地区役員に関する事項
12. その他キャビネット会議またはキャビネット幹事が指示した事項

第４条　管　　理

事務局の管理運営は地区ガバナーの指示によりキャビネット幹事が行う。
その際事務局運営委員長の意見を聞くこととする。

第５条　人　　事

事務局員の任免はガバナーの了承の下にキャビネット幹事が行う。

（1）　雇用

次期キャビネット事務局の雇用は、地区ガバナー・エレクトが地区年次大会終了後１ヶ月以内に行う。

（2）　雇用の期間

事務局員の雇用期間は地区ガバナーの任期終了までとする。
尚、再雇用については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。

第６条　経　　費

事務局運営のために必要な経費は、地区会費により賄われる。

第７条　改　　正

本規定の改正は、キャビネット会議の決定による。

第８条　施　　行

本規定は　　年　　月　　日制定し、施行する。

(3)　キャビネット事務局長の報酬支弁について

クラブ会員をキャビネット事務局長に起用した場合、報酬の支給が可能かどうか、不明確でした。ところが、キャビネット事務局固定化の気運と共に、ライオンズ知識を持つ有能なクラブ会員の事務局長としての継続的常駐が求められ、この問題の対応が急がれるようになりました。

そこで、国際本部の正式見解をもとめたところ、キャビネット事務局長にクラブ会員が任命された場合でも「適切な報酬並びに必要経費を地区から受けることができる」旨の見解が示されました。また、「特別な手続きはない」としながらも、「地区キャビネット事務局の雇用者として、複合地区会則に定義されるべきである」と付記されていました。

日本の場合、複合地区会則は８複合地区共通のもので、本件に関する各地区の事情が異なり、早急な会則改正は困難と思われます。

そこで、当複合地区では、各準地区で複合地区会則に代わる地区規定を設け、キャビネット事務局

長の任務と報酬の支弁を明確にするよう対応することにしました。

(4)　キャビネット事務局長の任務に関する規定（一例）

1. キャビネット事務局長は、複合地区会則第 23 条により設置されるキャビネット事務局の事務処理責任者となる。
   （1） キャビネット事務局長の選任は、地区ガバナー・エレクトが地区年次大会終了後１ヶ月以内に行う。
   （2） キャビネット事務局長の選任期間は、地区ガバナーの任期終了までとする。
   尚、再任については地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト協議の上これを定める。
2. キャビネット事務局長は地区ガバナーの監督の下に、事務局職員を指揮して、キャビネット事務局の日常業務を行う。
3. キャビネット事務局長の勤務に関しては、キャビネット幹事が掌握し、必要な許可を与える。
4. キャビネット事務局長に対しては、ライオンズクラブ会員であると否とにかかわらず、適当な報酬並びに必要経費を地区より支弁することができる。その額は地区ガバナーが決定する。
5. 上記はキャビネット会議の議決をもって、制定、改廃することができる。
   年　　月　　日制定

以　上

(5)　国際本部への質問状とその回答

TO: Ms.Chieko Colvis,Manager
Pacific-Asian Department
FAX　NO: 708-571-8890
FROM: Atsuo FURUYA,336 Counsil Chairman
FAX　NO: 086-243-0495
DATE: 12-12-1995
MASSAGE:

役員の報酬についてお尋ねします。

国際協会役員については、国際会則第４条第９項（現行第５条８項）に定められており、クラブ役員については、クラブ会則第７条Ｃ項（現行は付則第８条５項）に定められております。しかし、日本の複合地区会則には何ら定められておりません。

今回お尋ねしたいのは、準地区内のクラブ会員が日本の複合地区会則第 23 条により設置されるキャビネット事務局の事務局長として勤務する時、その報酬並びに必要経費を地区として支弁することができるかどうか。また、支弁することができる場合、何らかの手続きが必要かどうかの 2 点です。

よろしくお願いします。

尚、ご回答は下記へお願いします。

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会事務局
FAX（086）234-0495

TO: Mr.Atsuo Furuya,Counsil Chairman,MD336
FAX NO: 81-86-234-0495
DESTINATION: JAPAN
FROM: Chieko Colvis,Manager,Pasific-Asian Department
DATE: 12/12/1995
NO. OF PAGES:1

役員の報酬について法律部から次のような回答を得ましたので、お知らせ申し上げます。

事務局長を務める会員は、適切な報酬並びに必要経費を地区から受けることができます。その場合にとるべき特別の手続きはありません。但し、本件は地区キャビネット事務局の雇用者として、その複合地区の会則および付則に定義されるべきです。

更にご質問がおありの際には、ご連絡ください。

(6) 地区ガバナー･キャビネット構成員とその任務

1. 地区ガバナー･キャビネットは地区内のライオニズム発展に関係する地区運営の方針を決定し、その実行に当たって、地区ガバナーを補佐する機関です。キャビネット会議では、複合地区会則第16条3に定められた者のみに投票権が与えられます。
2. キャビネット構成員は複合地区会則第17条に定められている次のメンバーです。
   - (a) 地区ガバナー
   - (b) 前地区ガバナー
   - (c) 第1副地区ガバナー
   - (d) 第2副地区ガバナー
   - (e) 地区名誉顧問会議長
   - (f) キャビネット幹事
   - (g) キャビネット会計
   - (h) リジョン･チェアパーソン（任命は任意、(国際付則第8条6項)）
   - (i) ゾーン･チェアパーソン
   - (j) 複合地区会則第17条1（b）に記された地区委員長のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者（委員長は地区の状況を勘案し、兼務することは差し支えない）
   - (k) その他複合地区会則第17条1（c）によって、地区ガバナーの任命する地区委員長およびキャビネット副幹事･副会計（336複合地区）

(7) 地区役員の任務

① 地区ガバナー（国際付則第10条第2項（a）,複合地区会則第15条1参照）

国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区運営の責任者として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事、及び会

計（又は幹事兼会計）、その他単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められているキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な任務は次の通りである。

(1) 国際協会の目的を推進する。

(2) 地区レベルのグローバル会員増強チーム（GMT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。

(3) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム（GLT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、クラブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。

(4) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。

(5) 地区大会、キャビネット会議及び、地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。

(6) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

② 第 1 副地区ガバナー（国際付則第 10 条第 2 項（b）,複合地区会則第 15 条 2 参照）

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次の通りである。

(1) 国際協会の目的を推進する。

(2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会員増強チーム（GMT）との主要連絡役を務め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。

(3) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、およびグローバル指導力育成チーム（GLT）と協力し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実施する。

(4) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。

(5) 地区ガバナーから割当てられる運営任務を果たす。

(6) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他の任務を遂行する。

(7) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。

(8) 必要に応じて所属する複合地区ガバナー協議会会議に参加する。

(9) 地区予算作成に協力する。

(10) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。

(11) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。

③ 第 2 副地区ガバナー（国際付則第 10 条第 2 項（c）,複合地区会則第 15 条 2 参照）

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次の通りである。

(1) 国際協会の目的を推進する。

(2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力育成チーム（GLT）との主要連絡役を務め、効果的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。

(3) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チーム（GMT）と協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。

(4) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。

⑸ 国際協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
⑹ すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
⑺ 地区予算作成に協力する。
⑻ 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。
⑼ 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。

④ リジョン・チェアパーソン（国際付則第 10 条第 2 項（ｄ）,複合地区会則第 19 条 4 参照）

リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの監督指導のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次の通りである。

⑴ 国際協会の目的を推進する。
⑵ リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーの任命する地区委員長の活動を監督する。
⑶ 地区内における新クラブ結成及びクラブ強化を含む会員増強に積極的役割を果たす。
⑷ クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
⑸ 地区役員必携及びその他を通して国際理事会が要請するその他任務を遂行する。
⑹ GMT/GLT 地区コーディネーター・チームのメンバーとして加わる。

⑤ ゾーン・チェアパーソン（国際付則第 10 条第 2 項（e）,複合地区会則第 19 条 5 参照）

地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営役員である。具体的な任務は次の通りである。

⑴ 国際協会の目的を推進する。
⑵ ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
⑶ 新クラブ結成を含む会員増強に積極的役割を果たす。
⑷ クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
⑸ 地区役員必携及びその他指示に従い、国際理事会が要請するその他任務を遂行する。
⑹ GMT/GLT 地区コーディネーター・チームのメンバーとして加わる。

⑥ キャビネット幹事及びキャビネット会計（又は幹事兼会計）（国際付則第 10 条第 2 項（f）, 複合地区会則第 19 条 2,3）

キャビネット幹事、キャビネット会計、又はキャビネット幹事兼会計は、地区ガバナーの監督のもとに役目を果たす。具体的な任務は次の通りである。

⑴ 国際協会の方針及び目的を推進する。
⑵ キャビネット幹事/会計必携その他を通して国際理事会が要求する他の任務を遂行する。

⑦ 他の地区キャビネット構成員（国際付則第 10 条第 2 項（g）,複合地区会則第 19 条）

地区ガバナーの監督のもとに、国際理事会が要求する任務、並びに会則及び付則並びに国際理事会方針に反しないそれぞれの単一、準、複合地区の会則及び付則に定められる任務を果たす。

第2章 キャビネット会議

定例キャビネット会議は、少なくとも年に4回開く。開催の時期は普通、次の通りである。（複合地区会則第16条3）ガバナー・エレクトは、第１回キャビネット会議を開く前に提案事項を地区名誉顧問会に諮問し理解を得ることが望ましい。

- 第1回定例会議は、国際大会閉会から30日以内に開く。
- 第2回定例会議は、10～11月中に開く。
- 第3回定例会議は、1～2月中に開く。
- 第4回定例会議は、複合地区又は地区の年次大会の少なくとも30日前に開く。

(1) 第１回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、及び欠席者からの通信朗読
3. 地区の行政機関としての地区キャビネットの機能について、地区ガバナーの簡単な説明
4. リジョン･チェアパーソン、ゾーン･チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計の任務説明
5. リジョン及びゾーンに関する簡単な説明
6. 地区資金が預金されている銀行承認
7. 1 年間の予算承認。地区ガバナーとキャビネット幹事及び会計が、キャビネット会議の前に、この予算を作成しておく。
8. 地区の年間目標承認
    a. 全ゾーンで、予定通りに諮問委員会々議を開く。(第1回目は8～9月に、2回目は10～11月に、3回目は3月か4月に開く)
    b. 全てのクラブが健全な財政状態にある。(会費を期日までに支払い、予算に沿って運営されている)
    c. 会員増加と育成。(各クラブ及び地区目標となる会員数を定める)
    d. 毎月、全クラブが月例会員報告書を期日までに提出する。
    e. 全クラブが地区大会及び国際大会に代表者を派遣する。
    f. クラブ例会での平均出席率を最低85%に保つ。
    g. 全クラブが、意義のある種々奉仕活動を行う。
    h. 全クラブが、少なくとも月に1回、理事会定例会議を開く。
    i. 新クラブ結成。(出来れば目標を樹立)

9. 全ゾーンで諮問委員会々議が定期的に開かれることの重要性及び必要性に関する討議。リジョン･チェアパーソンがリジョン内のゾーン･チェアパーソンと協力し、密接に連絡を取り合ってこの会議が必ず開催されるよう確認することの重要性を強調する。
10. 地区コンテストの実施、その規定に関する審議と決定
11. 他のクラブその他からの通信朗読。キャビネットの決断が必要な場合には、適当な決断を下す。
12. 会費滞納、出席率低下、活動低下、報告書未提出など、問題のあるクラブ考察。必要に応じて、リジョン･チェアパーソン又はゾーン･チェアパーソンに事態を調査させ､その結果報告と対策の勧告を地区ガバナーに提出させる。
13. 年度中のキャビネット定例会議全部の開催日時及び場所の決定
14. キャビネット構成員が出すその他の事項に関する自由討議
15. 閉会

(2) 第２回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、及び欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読及び承認
4. 前年度のキャビネット会計による地区財務報告
5. 前回会議からの継続事項審議
6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
7. 進展状況の報告
   a. 第１回諮問委員会々議の結果、並びに２回目会議の日程 (普通、11 月に開催)
   b. クラブに関する事項
      1) 地区会費及び国際会費滞納クラブとその対策
      2) クラブの目標樹立及びその達成法など会員増強の件
      3) 期日までに提出させる方法など、月例会員報告書提出に関する事項
      4) 特に大会経費など、クラブ運営資金の適切な使用
      5) 出席率 85%以下のクラブ調査など、各クラブの例会出席率
      6) クラブ活動とクラブ委員会の活用、その改善案など
      7) 新クラブ結成及びその可能性のある地域、スポンサー･クラブ、並びにガイディング･ライオンの責任などの審議
      8) 再建ライオン･プログラムの対象となるクラブために再建ライオン任命
8. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討

9. 地区大会に関する地区ガバナーのプラン報告
10. その他事項の自由討議
11. 次回の会議の日時と場所確認
12. 閉会

(3) 第３回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、及び欠席者からの通信朗読
3. 前回会議の議事録朗読及び承認
4. キャビネット幹事又は会計による財務報告
5. 前回会議からの継続事項審議
6. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
7. 進展状況の報告
    a. 第２回諮問委員会々議の結果、並びに３回目会議の日程 (普通、３月に開催)
    b. クラブに関する事項
        1) 会費滞納クラブ
        2) 会員増強
        3) 月例会員報告書提出
        4) クラブの例会出席率
        5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
        6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
        7) 再建ライオン報告
        8) ステータスクオ･クラブの考察
8. 地区年次大会提出議案について
9. 問題のあるクラブの事情調査に関し、前回会議で任務を託されたキャビネット構成員の報告考察と、必要に応じての追加措置検討
10. 地区大会に関する地区ガバナーの追加報告、並びに代表者を送ることを全クラブに要請
11. その他事項の自由討議

(4) 第４回キャビネット会議の議事次第例

1. 地区ガバナーの開会宣言
2. 出欠確認、及び欠席者からの通信朗読

3. 前回会議の議事録朗読及び承認
4. 前回会議からの継続事項審議
5. 各種通信物の朗読と必要に応じた決断
6. 進展状況の報告
    a. 第3回諮問委員会々議の結果
    b. クラブに関する事項
        1) 会費滞納クラブ
        2) 会員増強
        3) 月例会員報告書提出
        4) クラブの例会出席率
        5) クラブ活動とクラブ委員会の活用
        6) 新クラブと結成見込みのあるクラブ
        7) 再建ライオン報告
        8) ステータスクオ･クラブの考察
7. 地区年次大会提出議案について
8. 地区年次大会表彰選考について
9. 複合地区大会年次大会提出議案について
10. 複合地区大会、国際大会へ代表者を送ることを全クラブに要請
11. 次期キャビネット申し送り事項
12. その他事項の自由討議

第3章 地区委員長・地区委員

1. 地区委員長について

地区委員長は地区ガバナーが、キャビネットを組織する際、複合地区会則第 17 条に基づき任命するものであります。

主として同条 1（b）にある委員長の中から必要と認めた委員長を選びます。その他の委員長についても同条 1（c）により、キャビネット運営上必要であれば、その任務にふさわしい名称の委員長を設けることができます。

いずれも地区ガバナーによって任命され、正式なキャビネット構成員であり、地区役員となります。

地区委員長の任務は複合地区会則第 19 条「キャビネット構成員の任務」のところに列記されていますが、それ以外の委員長については、地区ガバナーが明確な任務を与えて任命することになります。

(1) 地区委員長の性格付け

地区委員長はキャビネット構成員として、地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの職が設けられた時は地区ガバナーとリジョン・チェアパーソンの監督のもとに、担当分野政策立案、推進に当たると共に、キャビネットにおける専門分野のスタッフとして、ガバナーを補佐するものであります。

地区委員長の性格付けに伴って、次の点が明確になってきます。

（イ） 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、キャビネットは指導、推進の立場にあります。

（ロ） 単一クラブとキャビネットを結ぶラインは、リジョンの運営責任者である RC とゾーンの運営責任者である ZC であります。

（ハ） 各種委員会の施策推進に当たっては、RC, ZC と地区委員長（含地区委員）の連携によって行われます。

（ニ） 従って単一クラブへの指導は、原則として ZC を通じて行われます。

(2) 地区委員長の数について

（イ） 地区委員長の人数は、地区の規模、財政状態を考慮し、合理的な兼務のかたちをとり、極力減らす方向が好ましいので、関連するものの組み合わせなど、兼務によりむしろその相乗効果のあがるよう留意する必要があります。

（ロ） 兼務のかたちをとる場合、適当な略名称を用いても差し支えありません（例：地区視聴力福祉委員長）。但し国際協会へは正式名称で報告する必要があります。（例：地区視覚障害者福祉委員長兼聴覚・言語障害者福祉委員長）

（ハ） 複合地区会則第 17 条 1（b）に列記されている以外の委員長の例としては、336 複合地区内の状況を 87 頁に記載しておりますのでご参照下さい。

なお、保健福祉委員長（当複合独自の名称）の任務は、所轄ライオンズ 4 献運動といわれる献眼・献血・献腎および骨髄提供登録促進を主奉仕目標として、さらに視力保護盲人福祉・聴力保護言語障害福祉委員長の仕事を兼務する。

(3) 任期 3 年の地区委員長（地区コーディネーター）

地区ガバナー・チーム必携によれば、レオクラブ委員長、ライオンズクエスト委員長の任期は 3 年とされています。

また、国際理事会は複合地区および準地区の GMT・GLT コーディネーター、FWT コーディネーター、LCIF コーディネーターの任期を 3 年とするよう要請しています。主として継続的効果を発揮させるためのものですから、その任務に適した人選が必要です。

2. 地区委員について

地区委員は複合地区会則第 18 条により、必要に応じ地区ガバナーによって任命されます。

キャビネット構成員に該当しないので、地区役員ではありませんが、地区委員会活動を活発にする重要な役割を担います。

1. 地区委員は各種地区委員会を構成する委員です。従って地区委員長に直属し、その指示を受けます。
2. 地区委員は担当リジョンを定めて、そのリジョンから任命されるケースが多いようですが、その委員会の各リジョンを担当する役目だという考えは基本的になくした方がよいでしょう。
3. 地区委員長は、自ら政策を立案しキャビネット会議に提案します。決定した事項のクラブへの対応は RC、ZC のルートを通じるのが本来のあり方です。お互いによく連携し、骨身を惜しまず行動することが大切でしょう。

■ 奉仕事業の実施主体はクラブ

奉仕活動の実施主体はクラブであります。本来単一クラブでやるべき行動を、地区といえども介入できないという限界があります。

地区はクラブを指導し、助言する立場にあり、アクティビティの実施はあくまでもクラブの重要な任務であります。したがってアクティビティを地区が直接担当し実施することは、原則としてはあり得ません。

しかし現状では、いくつかのクラブが合同で、あるいは他の奉仕団体や地方自治体と連携してゾーンやリジョン内のクラブが合同でアクティビティを行ったり、地区単位で行う場合があります。阪神・淡路大震災、東日本大震災など大きな災害が発生した場合には、該当する地区・複合地区が全国に救援を求める場合もあります。

3. 地区委員長･コーディネーター一覧(2015～2016 年度)

※ 2015 年 3 月末時点の見込み
ガバナーが設置している委員長･コーディネー
◇印 …… 複合地区会則第 17 条 1 (b) 以外の委員長

委員長・コーディネーター	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	備考
会則	○	○	○		B…GLT
PR	○	○	○	○	B…広報
会員	○	○	○	○	A,B,C,D…GMT
国際関係	○	○	○	○	
YCE	○	○	○	○	
ライオンズ情報	○	○	○	○	B…広報 D…情報
エクステンション		○			B…GMT
視覚障害者福祉		○			B…環境保全
聴覚・言語障害者福祉					
レオ		○			B…青少年健全育成
環境保全	○	○	○	○	
LCIF	○	○	○	○	B…青少年健全育成
ライオネス					
大会参加	○	○	○		B…YCE・国際関係
指導力育成	○	○	○	○	A,B,C,D…GLT
ライオンズクエスト	○	○	○		
献血		○	○		B…環境保全
IT	○	○	○		B…広報
文化および地域社会活動					
会員維持		○			B…GMT
女性および家族会員増強	○	○	○	○	A,B,C,D…FWT
アラート	○		○		
青少年	○	○	○	○	B,D…青少年健全育成
◇ 百周年記念	○	○	○	○	
◇ 広報		○			
◇ 保健福祉	○	○	○	○	B…環境保全
◇ プロトコール	○				
◇ 薬物乱用防止		○	○		B…環境保全
◇ 平和			○		
◇ 地域奉仕	○				
委員長・コーディネーター数	13 名	9 名	11 名	10 名	

第4章 地区役員・委員の任命について

いかに立派な地区ガバナーを選出しても、地区運営を推進する地区役員・委員が優れた資質や行動力、ライオンズ知識を備えていなければ、地区ガバナーの職責を全うすることはできません。

どんな地区役員・委員を任命するかが、地区ガバナーの一年を成功させるかどうかのカギとなるでしょう。

1. 地区役員・委員の人選について

(1) 人選は第１副地区ガバナーの任期中に

次のキャビネット構成員の人選は、第１副地区ガバナーの任期中に自ら行います。これは第１副地区ガバナーの重要な任務の一つです。

その際、次の点に留意します。

- 地区ガバナー・キャビネットは、地区ガバナーを補佐する機関であるから、地区ガバナーの目的達成に尽くしてくれるものを構成員に任命すること。
- キャビネット構成員の選択には、資格を充分検討し、会務に意欲のある熱心な会員に絞ること。
- 地区発展のため新しい指導者を選んでもよいし、指導力を十分に発揮している現委員長を再任命し、もう一年続けてもらうこともできる。

複合地区会則第17条２「前地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナーによって任命される」と定められているが、実際には、リジョン・チェアパーソン等に次の地区役員の推薦を依頼することが、当然視され、地区ガバナーの役員任命権が空文化していました。

ところが、副地区ガバナー制の導入により「自ら選び、自ら任命する」という本来のあり方が強く求められることになったわけです。

(2) 過渡的には一部推薦制併用も

次期の地区役員・委員の選考は、前述の通り、第１副地区ガバナーの任務ですが、過渡的措置として一部推薦制を併用し、よりよい人物の発掘を手伝ってもらうこともやむを得ないでしょう。

但し、キャビネット幹事、キャビネット会計、地区委員長、キャビネット副幹事・副会計については、推薦を求める役職から除外するべきでしょう。

(3) 推薦を求める場合の注意事項

- リジョン・チェアパーソンに次期の役職名を示して、候補者を推薦してもらう。リジョン・チェアパーソンは、あくまで人物本位に、適任者を選んで推薦すること。
- ローテーションを廃止すること。ローテーションは、わざわざ狭い範囲を限定して、“窮屈な人選”を強いることになり、優れた人材の起用を困難にする危険性があるので、ローテーションにとらわれないこと。

- リジョン・チェアパーソンはリジョン内の、ゾーン・チェアパーソンはゾーン内の、それぞれの全クラブを対象に、第１副地区ガバナーの意に添って人選を厳正に行うこと。
- 推薦を含め、第１副地区ガバナーから指名された次期地区役員・委員について所属クラブは、進んで協力すること。

(4)　地区監査委員の委嘱

複合地区会則第24条４に「地区ガバナーは会員中から委嘱した２名以上の監査委員によって……」とあるように地区監査委員は、地区ガバナーが委嘱します。地区の会計内容を監査する役目でキャビネット構成員ではありません。

委嘱にあたっての留意点

- 地区内会員の中から公認会計士・税理士など会計に明るい者を選ぶことが望ましい。
- 任期は２年と１年の２名とし、毎年度新監査委員１名を選ぶ方法が好ましい。
- 前期のキャビネット会計を地区監査委員に当てることは、自分が行った会計処理を監査することになるから、避けるべきである。
- 地区ガバナーの所属するリジョンか内から委嘱することは、監査の中立を期するため避けるべきである。

2.　地区役員・委員就任時の資格について

(1)　336 複合地区の統一見解

(a)　キャビネット幹事・キャビネット会計の資格

地区ガバナーの両腕ともいわれ、キャビネット組織の中核となる重要な役職で、リジョン・チェアパーソンの上位者であり、それにふさわしい資格を必要とします。

その資格は

（イ） クラブ会長を半期以上とクラブ理事会構成員を２年以上務め

（ロ） 地区役員を務めた者が望ましい。

(a)　リジョン・チェアパーソンの資格

地区ガバナーよりクラブ会長に至るライン職の最上位者で、リジョン運営の責任者として、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長を監督する立場にあります。

その資格は

（イ）クラブ会長を半期以上とクラブ理事会構成員を２年以上務め

（ロ）ゾーン・チェアパーソン、またはその他の地区役員を務めた者が望ましい。

(b)　ゾーン・チェアパーソンの資格

リジョン・チェアパーソンの指揮の下にゾーン運営の責任者として、クラブ会長を指導する立場にあります。

その資格は

クラブ会長を半期以上とクラブ理事会構成員を２年以上務めた者。

(c)　地区委員長の資格

地区ガバナーを補佐する専門分野のスタッフとして、それにふさわしい力量のある人。

（イ）　クラブ会長を務め

（ロ）　地区役員または地区委員を務めた者が望ましい。

(d)　地区委員の資格

所属する委員会に関する知識を持つ人で、分担するリジョン内の情勢に詳しく、クラブ役員経験者が望ましい。

(2)　RC、ZC の資格に関する国際理事会方針

1991 年 4 月の国際理事会は、「リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは、効果的な準地区運営に参加する重要な性質のものであるので、それだけの能力を備えた人物を確保したい」という理由で、「就任時においてクラブ会長を全期もしくは、その大部分を務め終えており、更にクラブ理事 2 年以上務めたことがあるもの」という資格を新しく加えました。（1992 年 7 月 1 日から有効）

336 複合地区はガバナー協議会（1992 年 3 月 27 日）において、「当然必要な資格である」として、これを運営マニュアルに記載し、複合地区の統一見解として遵守することを決定しました。

複合地区会則委員長連絡会議は、複合地区会則の改正は行わないが、標準版に関する国際理事会方針を確認することを申し合わせました。（1994 年 11 月 24 日）

■ 国際理事会方針書から

標準版の主権

理事会は、それぞれの地区（単一、準、複合）会則および付則に定められていない地区（単一、準、複合）の運営事項で、それが標準版（単一、準、複合）会則および付則で定められている場合、後者にある規定が統制および支配の権力をもつことを言明する旨、決議する。

3.　RC、ZC の補佐について

リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンに幹事あるいはアシスタントをつける風習がいまだに見受けられますが、このことは正式に認められていません。ライオンズ必携前文の「ライオンズクラブの運営について」の項では、この問題について次のように解説しています。

「ところによっては、リジョン幹事やゾーン幹事を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事やゾーン幹事は設置することはできない。」もちろんキャビネット構成員として認められる役職ではありません。

上記の公式見解を尊重し、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは自らが地区ガバナーの補佐役であるという自覚を持ち、地区ガバナーとクラブを結ぶラインの地区役員としてリジョン、ゾーンの運営に当たるべきです。そのことが合理化、活性化への道でもあります。

リジョン会議、ゾーン会議（地区ガバナー諮問委員会を含む）などの開催にあたり、資料の作成、会議場の設営、その他の諸準備に応援を必要とする場合、その旨を所属クラブに申し出て、クラブがホスト

役を務めて手伝うようにすればよいでしょう。

4. 次期地区役員･委員の人選に当たっての留意事項

次期地区役員･委員の人選については、第 1 副地区ガバナーは従来の推薦制に頼らず、その任期中に自ら人選に当り、地区ガバナー就任時に備えることになっています。具体的な人選作業にあたっての留意事項は次の通りです。

■ 留意事項

1. 次期の前地区ガバナー､第１および第２副地区ガバナーを除く､すべての地区役員･委員は、第 1 副地区ガバナーがその任期中に自ら人選に当たるべきである。地区ガバナーはじめ、地区名誉顧問、現地区役員はこのことに理解を示し、要請があれば協力を惜しまないこと。
2. 地区ガバナー･キャビネットは、地区ガバナーを補佐する機関であって、地区ガバナーの目標達成に尽力してくれる者を構成員に選ぶべきである。その際、資格を充分検討し、会務に意欲のある熱心な会員に絞ること。地区発展のため新しい指導者を選んでもよいし、指導力を発揮している現委員長を再任命してもよい。
3. 第 1 副地区ガバナーの「直接人選」が基本であるが、一部「推薦制」の併用も、過渡的措置としてやむをえない場合がある。その際は、MD336 運営マニュアルの該当注意事項を遵守すること。なお、推薦を求めることから除外する役職に、極力リジョン･チェアパーソンを加えるようにすること。
4. ローテーションを廃止し、広い範囲から最適な人材を求めるようにする。そのため、特にクラブローテーションの弊害排除を心掛けること。
5. 地区役員就任時の資格については、MD336 運営マニュアルを厳守すること。
6. 第１副地区ガバナーが選んだ次期地区役員･委員の任命に当り、所属クラブは進んで協力するよう現キャビネットにおいて指導すること。

5. 次期地区役員･委員等選考要領について

第１副地区ガバナーが次期地区役員･委員の人選を行う際の要領と関連書式の一例を掲載します。

次期地区役員･委員等選考要領（例）

次期地区役員・委員等は、第１副地区ガバナーが自ら人選し、地区ガバナー就任時に任命する事が原則である。但し、第１副地区ガバナーが人選困難な役職については、現キャビネットの組織を通じ、推薦方を依頼する事が出来る。その手順は次の通りとする。

１．第１副地区ガバナーは第３回キャビネット会議で、地区ガバナー立候補者届出書が正式に受理されるのを待って、地区ガバナーと連名で、次の文書をリジョン・チェアパーソン宛に発送する。

① 次期地区役員・委員等の指名
② 次期地区役員・委員等の推薦依頼
尚、就任時の資格については、別添の MD336 運営マニュアル記載事項を厳守とする。

2．リジョン・チェアパーソンは、リジョン内の地区名誉顧問、地区役員・委員等の出席を求めて、リジョン会議を開き、
① 次期地区役員・委員等を指名する文書は、ゾーン・チェアパーソンを通じ、関係クラブに送り、協力を要請する。
② 次期地区役員・委員等の推薦依頼は、内容を確認し、
（イ） 次期ゾーン・チェアパーソン候補の推薦については、別途ゾーン・チェアパーソンにゾーン内の最適任者を推薦するよう依頼する。
（ロ） その他の役職については、リジョン内の最適任者を推薦する為協議し、リジョン・チェアパーソンが取りまとめる。

3．次期ゾーン・チェアパーソンの推薦について、ゾーン・チェアパーソンがゾーン内の地区名誉顧問、地区役員・委員、クラブ会長等を集め、意見を求めても良いが、最適任者を選ぶ為クラブローテーションにはこだわらない様にする。

4．リジョン・チェアパーソンは３月４日までに、推薦書を取りまとめ、指名に対する確認と共に、第１副地区ガバナーに送付する。

5．第１副地区ガバナーは上記文書を受け、検討の上、次期地区役員・委員等予定者を内定する。

以　上

〔注　意〕この要領はキャビネット会議の議決を得ること。

20　年　　月　　日

リジョン・チェアパーソン
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

ライオンズクラブ国際協会336-＿＿＿地区
地区ガバナー　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
第1副地区ガバナー　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次期地区役員・委員等の指名確認と推薦についてのお願い

拝　啓　　益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今般開催された第3回キャビネット会議において、第1副地区ガバナー＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿R＿＿Z＿＿＿＿＿＿ライオンズクラブ）が次期地区ガバナー候補者として確認されました。

また、次期地区役員・委員等選考要領が決まり、この要領に基づき、次期地区役員・委員等の第1副地区ガバナーによる指名の確認と、その他の役職についての貴リジョンよりの推薦を頂くことになりました。

よろしくお願いします。

敬　具

記

1．貴リジョン内で指名した役職名	地区名誉顧問	名
	R　C	1名
	Z　C	名
	委員長	名
	委　員	名
2．貴リジョン推薦の役職名	R　C	1名
	Z　C	名
	委員長	名
	委　員	名
3．提出書類	指名確認書	（別紙1）
	推 薦 名 簿	（別紙2）
	提 出 期 限	20　年3月　日
4．提 出 先	次期キャビネット事務局宛	

以　上

（別紙１）

ライオンズクラブ国際協会 336-___地区
地区ガバナー _____ 殿
第１副地区ガバナー _____ 殿

___R・RC
署　　名 _____

20　～20　年度地区役員・委員を下記の通り推薦いたします。

R　指名・推薦名簿

役　職　名	氏　　名	所属クラブ名
地　区　名　誉　顧　問		
地　区　名　誉　顧　問		
地　区　名　誉　顧　問		
R・RC		
1　Z・ZC		
2　Z・ZC		
3　Z・ZC		
委員長		
委員長		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		

◎　あらかじめ氏名の記入してある役職は、第１副地区ガバナーによる指名です。

（別紙２）

＿＿ R-＿＿ Z

Z　　C＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ライオンズクラブ

会長（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

20　～20　年度地区役員・委員等の指名・推薦について、クラブ理事会で確認のうえ、下記会員のクラブ経歴書を提出いたします。

記

予定役職名		氏　名	
自宅住所	〒		
	TEL：	FAX：	
勤務先名			
勤務先住所	〒		
	TEL：	FAX：	

年　度	経　歴	ライオンズ受賞歴
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		

＿＿R・RC

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

上記について、所属ライオンズクラブ会長より推薦があり、適任と認めますので推薦いたします。

＿＿ R-＿＿ Z

ZC（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　１．経歴は主要なライオン歴のみご記入ください。
　　２．クラブ会長は３月　　日迄に所属ＺＣへ２通を提出下さい。
　　ZC は各クラブを取りまとめ、３月　　日迄に所属 RC または次期キャビネット事務局へお送り下さい。

第5章 リジョンとゾーンの構成

1. 複合地区会則による規定

リジョンとゾーンの構成は複合地区会則第 14 条２によって定められています。

地区ガバナーは、地区内を地理的位置により、10 ないし 16 のクラブから成るリジョンに、各リジョンは４ないし８のクラブから成るゾーンに分けることになっています。すべてのリジョン・ゾーンは地区ガバナーの自由裁量によって変更することができます。

(1) クラブ数との関係

リジョン・ゾーンの構成はクラブ数で規定されています。その数に達しないリジョン・ゾーンは、新クラブの結成等により、極力規定のクラブ数に達するように努めなければなりません。またクラブ数が規定を上回っているものは、分割、再編成等により適正規模化する必要があります。

(2) 分割・再編成について

会則の許容範囲内にあるリジョン・ゾーンであっても、指導管理上の必要を認めれば、分割、再編成の対象として検討すべきでしょう。なお、リジョン・ゾーンの分割・再編成は、地区ガバナーの専決事項ですが、クラブ間の諸問題、歴史的慣行なども把握したうえで、関係の RC、ZC の意見も十分聴取し、慎重にして、果敢に処理することが肝要です。

(3) リジョン・ゾーンの適正規模

地区ガバナーは、地区を、ライオンズクラブの地理的位置により、10 ないし 16 クラブから成るリジョンに、また各リジョンは４ないし８のクラブから成るゾーンに分ける。

(4) リジョン・チェアパーソンの設置状況

国内では、リジョン・チェアパーソンを設置しない地区が増加しており、2014-2015 年度は、全国で廃止 24 準地区、実施 11 準地区という状況です。

当複合地区内においては、廃止は 336-B 地区、実施は 336-A,C,D 地区であり、次年度も継続される見込みです。（過去には、336-D 地区が 2010-2011 年度に、336-A 地区が 2013-2014 年度にリジョン・チェアパーソンをおきませんでした。）

2. 336 複合地区内準地区のＲ・Ｚ構成一覧（参考資料）

（2015 年２月末日現在）

	R	Z 数	クラブ数					会員数
			1Z	2Z	3Z	4Z	R 内合計	
336-A地区	1	3	6	7	6		19	6,417
	2	4	4	4	5	4	17	
	3	3	5	5	5		15	
	4	4	5	6	5	6	22	
	5	2	7	6			13	
	6	3	6	5	6		17	
	7	3	6	5	5		16	
	8	2	8	7			15	
	9	3	7	3	5		15	
	地区内クラブ数						149	
336-B地区	1	4	5	6	4	5	20	3,226
	2	3	6	4	4		14	
	3	2	7	5			12	
	4	2	8	5			13	
	5	2	3	6			9	
	6	2	6	4			10	
	7	2	6	4			10	
	8	2	5	5			10	
	地区内クラブ数						98	
336-C地区	1	3	5	4	4		13	3,294
	2	2	6	7			13	
	3	2	7	7			14	
	4	2	7	8			15	
	5	3	6	4	6		16	
	6	3	5	4	5		14	
	7	3	4	5	6		15	
	地区内クラブ数						100	
336-D地区	1	2	6	8			14	3,289
	2	3	5	4	8		17	
	3	3	4	6	2		12	
	4	2	4		7		11	
	5	4	6	3	3	3	15	
	6	3	6	4	4		14	
	7	2	8	5			13	
	地区内クラブ数						96	
計	31（R）	83（Z）	443（クラブ）					16,226

第6章 地区における研修会

(1) 毎年度実施される研修会

地区において地区ガバナーが主催する研修会には、おもに次のものがあります。

- 次年度地区役員研修会
- 次年度クラブ会長、幹事、会計研修会あるいは次期クラブ五役研修会など
- クラブ運営、事業関係委員長研修会
- 新会員オリエンテーション
- リーダーシップ研究会

(2) 開催時期

- 各研修会は適切な時期に実施することが肝要です。
- 次年度地区役員、クラブ役員研修会は、地区年次大会閉会後、なるべく早期に開くことが望まれます。
- クラブ委員長の各種研修会などは、新年度に入ったらできるだけ早く開催し、具体的プランが立てられるように配慮して下さい。
- 新会員オリエンテーションは、11 月または 12 月および３月または４月と、年２回程度開催していただきたいと思います。

(3) 開催場所

通常、次年度キャビネット所在地で開催されるケースがよく見受けられますが、受講者の都合を考えれば、交通の便利さや時間的に余り違いのない場所を選んで開催されるべきではないでしょうか。

(4) 出席者

研修会の内容によって、それぞれ相応しいメンバーが受講するのが当然ですが、指導力育成や会則、情報等の研修会には、クラブ会長もできるだけ受講していただきたいものです。新会員オリエンテーションについては該当者全員が受講するのはもちろんですが、クラブ会員委員長（委員）の出席も当然配慮されるべきでしょう。

(5) 講師

必ずしも、年功や過去のポストにこだわらず、それぞれの研修会の目的に沿った適任者を選ぶことが大切です。ライオン・テーマー、テール・ツイスターの研修会講師は、クラブで実績をあげた経験者に依頼するのも、受講者に対して説得力があって面白いのではないでしょうか。

新会員オリエンテーションを開くため、ガバナーは数名の元地区ガバナーをオリエンテーション・チーム・メンバーとして任命することになっております。講師としての最大の責務は、受講者にライオンズクラブの活動に必要な技法と知識を与えることによって、その学習と行動への動機づけをはか

っていくことにあります。

この場合、一方的な講義の押し付けでは、所期の目的は達成されません。期待される成果は、研修を受けるメンバーがどの程度講師を受け入れるかによって決まってきますから、まず相互の良好な関係を作るためにも自分の講義の内容がその目的に充分沿っているか、判り易い表現を心掛けているか、また適格に咀嚼して話しているか等を、常々自問自答した上で、講義を始めることが肝心でしょう。

講師が受講者に気持ちよく受け入れてもらうためには

1. 教えることに情熱をもつ。
2. 誠実さとフェアプレーの精神をもつ。
3. 受講者と共に考える姿勢をもつ。
4. 自分を客観的に眺められる冷静さをもつ。

以上の四原則を忘れてはいけません。

(6) 研修の内容

いかなる研修会においても、ライオンズクラブの目的と道徳綱領に触れるべきです。次期クラブ役員研修会には、次期地区ガバナーを講師として、次年度ガバナーの基本方針を研修の内容に入れなければなりません。

地区役員研修会、クラブ役員研修会においては、キャビネット事務局作成のテキストとMD336運営マニュアルを併用し、クラブ運営・事業各委員長研修会にはライオンズ必携、ライオン誌やMD336運営マニュアルから作成した資料を配布してライオニズムの啓発につとめて下さい。

(7) 研修の方法

講義の内容を受講者によりよく理解してもらうためには、視覚に訴えた技法（ビジュアルテクニック）を駆使することが必要です。現代は情報過多の時代ですから、その情報を整理して相手に理解させるためには、ビジュアルに訴えるほうが瞬時にわからせることができるからです。

その方法として、文書による資料をあらかじめ準備したり、黒板、スライド、ビデオ、DVD、OHP、パワーポイントなど各種の機材やパソコンを有効に利用することによって、研修の成果を高めることができます。

(8) 研修時間

その内容によって一概に言えませんが、質疑応答や自由討議にも充分配慮した時間配分を心掛けるべきでしょう。

(9) 経費の節減

クラブまたは会員の負担の軽減を図り、研修会本来の目的達成のため、特に各種クラブ委員長研修会、ライオン・テーマー、テール・ツイスター研修会など、終了後の懇親会はやめるべきでしょう。

(10) 各種研修会のプログラムについて

従来の研修会の多くはセミナー形式で実施され、講義と簡単な質疑応答を内容とするものでしたが、国際協会の指導力育成の基本方針の変更、国際会長の行動計画を視野に入れると、今後各種の新提案が示されると予想されます。それらの事情を考慮に入れ、下記のような内容をプログラムに採用するのが妥当と考えられます。

- 研修の主題に対して自由討論にかける時間を充分にとり、参加者の多くから率直な意見を求めます。
- 実施した研修会の成果に関しては、一般出席者の評価を求め、将来の研修会の参考とします。そのために簡単なアンケートを実施するのも一方法です。

(11) 新会員オリエンテーション・プログラム

国際協会は、新しく入会する会員に、ライオニズムの知識を深めさせ、「退会防止と活動的なクラブ会員」を目指す地区レベルのオリエンテーション（基礎的指導）実施を義務付けています。

これは国際的プログラムであり、「新会員オリエンテーション・ガイド」が示されています。336複合地区では、そのガイドラインを踏まえながら、地区に適合した効果的なオリエンテーションとするため、パワーポイントによる資料を作成しました。またそれ以外の資料も国際協会日本語版ホームページの「ライオンズ会員センター」からも入手できます。

(12) クラブにおける新会員オリエンテーション

地区における新会員オリエンテーションは勿論重要であるが、クラブにおいては新会員が入会すれば、速やかにオリエンテーションを開催しなければなりません。このオリエンテーションは会員委員会またはライオンズ情報委員会が主管し、講師はクラブ内の適任者を担当委員長が指名します。

このオリエンテーションでは以下のことを主に新会員に伝えます。

1. ライオンズクラブの目的と会員の権利義務
2. 国際協会の概要
3. 所属クラブの歴史、組織、役員、会則、内規などクラブに関すること
4. 必要最小限のライオンズ用語
5. その他

■ 地区における新会員オリエンテーション実施要領

1. 新会員オリエンテーションの重要性

将来のライオンズクラブをになう人材を育成するためにも、新会員オリエンテーションを最重要研修会と位置づけ、年間２回程度開催し、新会員は3～6ヶ月以内を目標に全員が受講するよう厳格に実施しましょう。

2. オリエンテーション・チームの任命

地区ガバナーは、元地区ガバナーの中から適任者を選んで、年度初めに「新会員オリエンテーション・チームリーダー」１名と「新会員オリエンテーション・チーム・メンバー」若干名を任命します。

3. オリエンテーション・チームの任務

地区ガバナーの招集により、新会員オリエンテーション・チーム会議を開き、開催日、場所、教育内容、講師などの基本方針を早目に決定し、キャビネット会議に報告します。地区キャビネットは、地区内各クラブへの周知徹底を図る他、必要な協力体制をとります。

オリエンテーションは、通常年度内に２回開催しますが、必要により３回にする場合もあります。開催時期は、地区内の新会員の入会状況を見ながら、11 月か 12 月初旬と３月か４月初旬が適当とされています。336 複合地区内の準地区ではリジョン単位で、あるいは地区内２カ所で開催していますが、地区全体で開催することも考えられます。講師はオリエンテーション・チーム・メンバーとその他の適任者とします。

4. 研修資料の作成

国際本部から「オリエンテーション・ガイド」などの資料がチームリーダー宛に送られてきます。最新情報を取り入れながら、適切な資料を作成するよう心がけましょう。

336 複合地区では、パワーポイントを使ったマニュアルを作成しました。複合地区全体で使用できるような内容となっておりますので、自地区や所属リジョンの情報などを適宜織り込みながら有効に活用してください。

5. 出席者名簿の作成

新会員オリエンテーションの出席者は、その年度の新会員と、前年度出席できなかった新会員などとし、地区キャビネットは該当者全員の出席を求めるよう各クラブに手配します。

また、地区主催の研修会ですから、地区ガバナーは出席して激励の挨拶を行い、地区役員、関係クラブ会員理事も同席します。

出席者名簿は地区キャビネット作成します。

6. 研修会での留意事項

- セレモニーに時間をとられないようにし、やわらかい雰囲気作りを心掛ける。
- 適当な間隔で休憩時間をとり、受講者の集中力が散漫にならないようにする。
- 受講者の意見発表や質疑応答の時間を設け、より効果的な研修会にすること。

- 出席者に感想を求める簡単なアンケート用紙を配り記入してもらう。
- 開催することに意義を求めるよりも、効果に意義を求めること。

7. アンケートの例

ライオンズクラブ研修会へのご出席ご苦労様です。
このアンケートは、今後の研修会の参考に致しますので、ご面倒とは思いますが、下記の事項について率直なご意見をお書き下さい。（無記名）

1. 本日の研修会の感想に〇印を付けて下さい。
   a. よかった
   b. 普通
   c. よくなかった

2. 本日の研修内容で役に立ったと思われることをお書き下さい。

3. この研修会でもっと知りたかった内容をお書きください。

4. この研修会の開催場所、時間についてお尋ねいたします。

5. その他、何でもご意見があればお知らせ下さい。

第7章 PR・情報セミナー資料

1. PR と情報

(1) 定義

PR 情報と一口に言ったり、混同して使われたりされていますが、PR と情報は全く異質なもので、その意味を充分理解しておかなければなりません。

まず PR ですが、これは Public Relations の略で、直訳しますと「公衆関係」になりますが、これでは意味が分からないために、PR がそのまま用いられております。PR とは、ある団体が一般社会にその事業目的を理解させようと行う、広報活動を言います。

これに対して情報は、Information つまり実態を知ること、知らされること、知らせることなどを総称していわれる言葉のようです。

もちろん、クラブ付則第 4 条（a）で、PR 委員会とライオンズ情報委員会が別記してあるように、それぞれの委員会の任務を理解されていれば、クラブ会長の判断で一つの委員会にまとめて設置されても結構ですが、委員会運営上で混同されないようにお願いいたします。

(2) ライオンズ活動における PR と情報

ライオンズ活動の実際において PR とは、やはり「クラブ会報」を発行することによって「クラブおよび国際協会の活動を、一般社会や会員に知らせること」がもっとも代表的な活動の形ではありますが、その他にクラブ事業の成果をマスコミに連絡するとか、講演会を開催したり、地域的な集まりに参加してクラブの活動を紹介する方法などもあります。

しかし、いずれにせよ PR 委員会は、その対象になる相手は誰なのかを意識してかからなければなりません。クラブ会員に対しては、クラブ事業の意義や紹介を主として、例会案内や会員の消息などが広報の対象になります。が、PR の最大の目的は、会員相手よりも一般社会に対しての PR に重点を置くべきと考えます。国際協会から単一クラブまでの活動を一般社会に知らせることによるメリットは計り知れないものがあります。

ここで会報編集者の任務について触れておきますと、“クラブの正式機関紙”として会員向に発行される紙面の取材、編集に携わって定期的に会報を刊行し、会員はもとより、地区ガバナーその他の関係役員から報道関係等にも配布することが望まれます。クラブ会報の内容については、おおむね二種類に大別されると思います。その一つは、会報の内容がライオニズムの高揚、クラブの運営や事業についての問題提起、会員のエッセイや新会員の紹介等によって得られるパートナーシップなどを主としたもの、つまり PR 的要素が強いもので、もう一つは、例会の通知、理事会の議決内容、地区からの通知、ブラザークラブの近況などを主とした編集つまり情報的要素が多いタイプのことです。この両者の違いをよく理解して編集することが肝要でしょう。

それに対して、ライオンズ情報委員会の任務は、クラブの組織や歴史、業績などを記録し、国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握して、会員に周知させることにあります。このような意味合いから、PR 的要素も確かに含まれてはいますが、

対象となるのが主にクラブ会員で、会員を含めた一般社会に対して PR を行なう PR 委員会とは、ここに違いがあるといえましょう。それに、情報を蓄積、整理、保管し、次の時代に引き継ぐことが、クラブの正しい歴史の保存につながります。

ですから、PR 活動の基礎は情報にありともいえます。「一つの事実があった。その事実が誰にも知れないとすると、その事実は存在しないに等しい。」といわれるように、情報を含んだ事実を繰り返し知らせることが PR といえるのではないでしょうか。例えてみますと、情報と PR はマイクとスピーカーの関係にあるといえましょう。集音マイクで集めた情報を、PR というスピーカーで会員や市民に知らせるわけですが、この間にアンプの役目をする委員会があって、集まった情報を効果的に増幅したり、ミキシングしてスピーカーを通して PR すると考えれば、理解されやすいと思います。

アメリカの未来学者として著名なトフラー教授は、21 世紀に向けての情報活動の重要性について次のように述べています。

即ち「国家権力は三つの要素から成り立ち、それは

1）軍事力　　2）経済力　　3）情報、技術、文化の知識

であるが、近い将来に新しい権力の座につくのは、第三の情報などのパワーであろう。」と予測しております。この観点に立った場合、21 世紀においては、PR ということが文化国家構築の上からも、社会活動の基礎としても大変重要な意味をもってくるものと考えます。

PR を効果的に実施するには、前述したように対象を明確に意識する必要があります。即ちライオンズの役割を納得してもらうための「外なる PR」は、一般社会を視野に入れて実施されなければなりません。この内と外との PR は、車の両輪のようにバランスよく行なわれることが、クラブ発展につながるものと思います。

同時に、これからの PR のあり方は、スタンスを「グローバル化」「高齢化」「女性化」の三目標に設定して、その効率を図るべきものと考えます。

最近、ライオンズクラブの中で会員増強や、会員の定着性が強調されておりますが、やはりその効果を挙げる最高の手法はいうまでもなく、活発なクラブ活動にあります。これがあって始めて効率のよい PR ができる訳ですし、会員自らが誇りをもって進んで奉仕活動に参加することが最高の PR 活動といえるかも知れません。

2.　理想的な人選

委員会の任務に適した理想的な人材を配置するとすれば、下記のような点に留意して人選するのが好ましいといえましょう。

◎ ライオンズ情報委員会

国際協会、日本レベル、複合地区、準地区の諸情報やリジョン、ゾーン、自クラブの動向を把握できる人。または上記のことがよく理解できる人。地区役員経験者、元クラブ会長などから選ぶのがよいということになるのでしょうが、クラブ内でそのような人材を得ることは難しいかもしれません。その場合、できるだけ広範なライオンズ知識を持ち、ライオンズ情報の集まりやすい人を任命することが好ましいでしょう。

◎ PR 委員会

広報、宣伝の知識を持つ人、少なくとも興味を持ちうる人。アイデアマンであり活動力のある人。

マスコミ関係に知人を持つ人など。

◎ 会報編集者

紙面編集の経験者、あるいは興味を持ち得る人。取材、執筆に向いた人。

どのクラブにも上記のような適任者が揃っているわけではありません。また、人材配置で他の委員会との兼ね合いもありましょう。そこで、できるだけ「やる気を起こさせる」こと、研修の方法を講じること、毎年度の成果や記録をクラブの蓄積として積み重ねることなどに留意すべきでしょう。

3. 用語の定義

- PR
  前述
- 宣伝　Propaganda
  政治や宗教で思想を広める活動
- 広告　Advertisement
  アイデア、製品そしてサービスを、有料の形で人を介さずに提示するもの。
- マスコミ　　Mass-Communication
  マスメディアによる多数の人々に対する情報宣伝活動（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、映画、インターネットなど）

4. 情報資源

ライオンズクラブ国際協会のホームページからは多種多様な情報が得られます。適切で最新の情報をクラブ会員に提供することによって、正しい指針を導き出すことが可能となります。協会の情報をうまく活用して、事業計画やクラブ運営の参考にしてください。ホームページ内の情報の主な項目を列挙しておきます（次頁のサイトマップを参照）。

国際協会ホームページ（http://lionsclubs.org/JA/index.php）にアクセスし、「Lions Clubs International」のロゴの下の項目「ライオンズとは」「ライオンズ会員とは」「ライオンズの財団（LCIF）」「ライオンズの奉仕」「ライオンズのインパクト」「ニュースとイベント」「ライオンズ会員センター」をクリックしてください。

ライオンズクラブ国際協会ホームページ　サイトマップ
（一部抜粋）

- ◆ ライオンズとは
  - ✧ 豆知識
  - ✧ 所在する国々および地域
  - ✧ 奉仕のリーダーシップ
    - ▪ 組織
    - ▪ ライオンズのリーダー
  - ✧ ミッションと歴史
    - ▪ ライオンズの使命
    - ▪ 目的と道徳綱領
    - ▪ ライオンズの変遷
      - ▪ メルビン・ジョーンズの略歴
      - ▪ ヘレン・ケラー
      - ▪ ヘレン・ケラーのスピーチ
      - ▪ 協会の名前とシンボル
  - ✧ 連絡先
  - ✧ ライオンズクラブ国際協会ウェブサイトの利用方法
- ◆ ライオンズ会員とは
  - ✧ ライオンズ会員になるには
  - ✧ 会員の種類
  - ✧ 新クラブを結成するには
  - ✧ 電子パンフレット
  - ✧ 会員の特典
- ◆ ライオンズの財団(LCIF)
- ◆ ライオンズの奉仕
  - ✧ 視力関係プログラム
    - ▪ 眼鏡リサイクル
    - ▪ 視力のパートナーシップ
    - ▪ 視力関係奉仕
    - ▪ 視力関係イベント
    - ▪ 援助の要請
  - ✧ 青少年プログラム
    - ▪ レオクラブ
    - ▪ 平和ポスター・コンテスト
    - ▪ ユースキャンプ及び交換
    - ▪ 児童奉仕
  - ✧ Services for Children
  - ✧ 国際協調プログラム
  - ✧ 地域奉仕及び環境プログラム
  - ✧ 保健プログラム
    - ▪ 糖尿病教育プログラム
    - ▪ 聴覚・言語障害福祉プログラム
  - ✧ 災害援助
- ◆ ライオンズのインパクト Services for Children
  - ✧ 世界中で
  - ✧ 数字で見るライオンズの奉仕
  - ✧ 活動するライオンズ
  - ✧ ホワイトハウスがライオンズを表彰
  - ✧ 私たちは日本で奉仕します
- ◆ ニュースとイベント
  - ✧ ニュースルーム
  - ✧ ライオンズ・ニュース・ネットワーク
  - ✧ ライオン誌
  - ✧ Champions of Change Bios
  - ✧ 国際大会
  - ✧ LCI Web サイトについて
  - ✧ Web マスター連絡先
  - ✧ 新規会員センター・セクション
  - ✧ E-newsletter
  - ✧ ライオンズクラブの携帯アプリ
  - ✧ 新しいライオンズ会員センター
  - ✧ 新規会員センター・セクション
  - ✧ New Member Center
  - ✧ New Member Center Sections
  - ✧ Media Resources
- ◆ ライオンズクラブ/レオ・クラブの検索
- ◆ サイトマップ
- ◆ ライオンズ会員センター
  - ✧ 国際会長のテーマ
  - ✧ 事業を計画するには
    - ▪ 視力と聴力
      - ▪ 視力
      - ▪ Hearing
    - ▪ 青少年
      - ▪ レオ・ゾーン
      - ▪ 平和ポスター・コンテスト
      - ▪ ユースキャンプ及び交換プログラム
      - ▪ 青少年のボランティアを対象とする賞
      - ▪ スカウト及びライオンズ
    - ▪ 糖尿病
      - ▪ STRIDES:糖尿病教育のためにライオンズができること
      - ▪ 糖尿病に関する刊行物
      - ▪ 特別な日とイベント
      - ▪ 糖尿病パートナーと団体
      - ▪ 広報
      - ▪ LCIF 援助交付金
    - ▪ ライオンズ児童奉仕
      - ▪ ライオンズ児童ファースト
      - ▪ ライオンズ児童ファースト調査
      - ▪ ライオンズ児童奉仕シンポジウム・プログラム
      - ▪ ライオンズ/ユニセフ・スクール・イン・ア・ボックス
      - ▪ ライオンズ児童奉仕委員長に関する情報
      - ▪ ライオンズ児童ファースト
    - ▪ 地域社会/環境
      - ▪ ライオンズ・クルー・アット・ワーク
      - ▪ ライオンズ緑化チーム
      - ▪ 文化プログラム
      - ▪ 委員長情報
      - ▪ 環境委員長情報
      - ▪ LCI は「緑化」活動に賛同・協力します

- 災害準備と災害援助
  - ALERT プログラム
  - ライオンズ緊急援助/非緊急時援助プログラム
  - 国際赤十字赤新月社連盟
- グローバル奉仕実施キャンペーン
  - 「青少年の奉仕を促そう」
  - 視力を分かち合おう
  - 食糧支援をしよう
  - 環境を保護しよう
- 使節
- 国際協調
  - 各委員長向け情報
  - 国連ライオンズ･デー
  - クラブ国際姉妹提携
- 公認奉仕プログラム
- アクティビティ報告

✧ 会員増強及び新クラブ結成

- 新クラブ結成
  - 従来型ライオンズクラブ
  - クラブ支部
  - スペシャルクラブ
  - キャンパス・ライオンズクラブ
  - レオ・ライオンズクラブ
  - ガイディング・ライオンと公認ガイディング・ライオン
  - 新クラブ役員のための支援
  - 「Pride（プライド）」キャンパスクラブ会報
  - エクステンション・ワークショップ・プログラム
- 新会員
- 会員の招請
  - 家族会員
  - 学生会員プログラム
  - レオ/ライオン移籍プログラム
  - ベビーブーマーの招請
  - ライオネス・ブリッジ・プログラム
  - 若年成人
- 会員の増強
  - 会員オリエンテーション 情報
  - メンター・プログラム
  - クラブ向上プロセス
  - 会員の満足度
  - ライオンズ世界入会デー
  - 会員及びリーダーシップ資料集
  - DGE 会員増強目標フォーム
  - 「あなたの評価は？」アンケート
- グローバル会員増強チーム
  - GMT Specialists
  - 重要な日付
  - GMT 情報センター
  - GMT の構造
  - チーム・メンバー
  - GMT 地区
  - GMT 複合地区
- 会員のコミュニケーション
- アワード・プログラム
  - 会長キー賞プログラム
  - 年間会員増強アワード
  - 10月会員増強アワード・プログラム
  - 会長の会員維持キャンペーン
  - シェブロン賞プログラム
  - 会員増強アワード
  - 家族及び女性会員増強アワード
  - エクステンション・アワード
  - 創始者会員増強賞
- 会員割引

✧ クラブの管理

- クラブ情報センター
- 活動内容の伝達
- 会員増強
- レオクラブのスポンサーとなる
- 財務
- E クラブハウス
- クラブの再建と復帰

✧ 地区の管理

- 地区情報センター
- 活動内容の伝達
- 会員増強
- 交付金
- 財務
- E 地区ハウス
- ゾーン及びリジョン・チェアパーソン・センター
- 四半期ごとに授与される国際会長からの賞
- リジョン・チェアパーソン賞申請書及び情報資料
- リジョン関連リンク
- ゾーン・チェアパーソン賞申請書及び情報資料
- ゾーン関連リンク

✧ リーダーシップ育成

- グローバル指導力育成チーム
  - グローバル指導力育成の構造
  - グローバル指導力育成チームの活動
  - グローバル指導力育成チーム・コーディネーター・センター
  - グローバル指導力育成チーム地区資金援助プログラム
- ライオンズ学習センター（LLC ）
- 研修教材／資料
- 育成プログラム
  - 上位ライオンズ･リーダーシップ研究会
  - 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会
  - 地区ガバナーエレクト・セミナー
  - ライオンズクラブ国際フォーラム
  - 講師育成研究会
  - 複合地区指導力育成資金援助プログラム
- 指導力育成関連コミュニケーション
  - あなたのリーダーシップ成功例を共有する
  - 他の地区やクラブの活動を見る
  - リーダーシップ・ネットワーク・E ニュースレターを購読する
- リーダー・ネットワーク・E ニュースレター（過去のニュース）
- 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会カリキュラム
- クラブ役員オリエンテーション
- 地区ガバナー経費ビデオ

- 新しいライオンズ学習センターにログイン

✧ 情報資源

- 財務
- ロゴとアート
- 書式とフォーム
- 資料・出版物
- ダウンロードの手引き
- 国際本部連絡先
- ライオンズクラブ/地区−保険証書
- 講演者評価書
- 講演者依頼書
- レオクラブ国際姉妹提携
- ライオンズクラブ国際姉妹提携
- 眼鏡リサイクル報告書
- PR マッチング補助金プログラム申請書
- 地区ガバナー会議/クラブ公式訪問報告書
- 国際会長承認申請書
- 健全なクラブの道具箱プログラム情報
- ライオンズ再入（復帰）会員の奉仕歴維持プログラム
- 会員拡大アンケート−パート I
- クラブ・ファクト・シート
- ライオネス変換プログラム・フォーム
- 奉仕における若い指導者
- Lions Clubs/District−Certificates of Insurance
- ユース・キャンプ及び交換活動報告書
- レオ変換申請書
- WMMR ウェブサイト
- Vitals ウェブサイト

✧ オンライン･コミュニティ

✧ Dream Achiever（ドリームアチーバー）賞

◆ ライオンズクラブ国際協会プライバシーポリシー

第8章 ゾーン・チェアパーソンへの期待

1. ZC の責務について

「第１章　地区ガバナー・キャビネット」の項では、ZC の任務の概要について、また「第３章　地区委員長・地区委員」の項では、次のようなことが明確にされています。

- 奉仕事業の実施主体は、単一クラブであり、地区キャビネットは指導、推進の立場にある。
- 地区委員長は、リジョン・チェアパーソンの監督のもと専門分野のスタッフとして、地区ガバナーを補佐する。
- 単一クラブとキャビネットを結ぶラインは RC、ZC である。
- 各種委員会の施策推進に当たっては、RC、ZC と地区委員長の連繋によって行なわれる。
- 単一クラブへの指導は原則として ZC を通じて行なわれる。

ここで重ねて、地区キャビネットの政策の浸透、推進等、クラブへの指導は ZC の責務であることを強調すると共に、地区運営のカギがそこにあるという認識に立って、次の提言を行います。

(1) ZC はゾーン運営の責任者である。地区キャビネットの方針をゾーン内各クラブに浸透させる義務があると同時に、各クラブの動向を的確に把握し、RC あるいは地区キャビネットに必要な報告を行なうこと。

(2) 地区ガバナー諮問委員会は、ゾーン運営、クラブ活性化にとって極めて重要で、前年踏襲と前任者引継ぎがすべてであるというマンネリ化の状態から脱し、ZC の自主性に基づく諮問事項の選択、クラブの指導に留意すること。

(3) 地区ガバナーは、毎回の地区ガバナー諮問委員会に際し、ZC に適切な指導を行なうこと。特に地区行政上必要なことについては、これを諮問事項に加えるよう要請する。

(4) 地区ガバナーの方針や意志の伝達、毎回のキャビネット会議決定事項のクラブへの浸透は ZC の重要な任務である。同時に ZC はキャビネット会議の重要な構成員であるとの自覚を持ち、その討議に積極的に参加すべきである。いやしくも会議決定後においてそれに反する言動は厳に慎むべきである。

(5) 「ゾーン・レベルの会員委員会」は、地区会員委員長・委員と連繋を密にし、ゾーン内クラブ会員委員長を集めて開くようにする。（クラブ付則第３条６項参照）この制度はクラブ会員委員会制度の改正に伴い 1990 年７月より制度化されたもので、地区会員委員が、ゾーン会員顧問となるので充分連絡をとって対応すること。

(6) 地区ガバナー諮問委員会は年 3 回の定例会議が義務付けられている。そのためか第 4 回の会議は現・次期懇親会の形をとっているところが多いようである。第４回の会議を開くのであれば、年次報告や申し送りと引継ぎ、次年度への要望などを協議する、実のあるものにすること。

また、上記のような ZC の活動が適切に行なわれるようにするため、地区ガバナーは次のような ZC 教育の場を設けるよう留意します。

(1) 次期準備段階において、ZC の任務などについて、ガバナー・エレクトが充分な教育研修を行なうこと。

(2) 任期中しばしば地区の ZC 会議を招集し、地区ガバナーの政策の徹底とクラブの実情聴取を行い、ZC の意識を高めるようにする。

(3) 地区あるいはリジョンにおいてクラブレベルの各種研修会が開かれる際は、必ず ZC の同席を

求めるようにすること。

2. 地区ガバナー諮問委員会について

地区ガバナー諮問委員会は、複合地区会則第22条2により年3回開催され、地区内各ゾーンに設けられる地区ガバナーの諮問機関で、ZC を議長にゾーン内のクラブ会長と幹事をもって構成されます。

ZC が過去においてクラブ役員として身につけた経験は、地区ガバナー諮問委員会議長としての任務を立派に果たしていくうえで、いろいろと役立つでしょう。クラブの例会と同様に、地区ガバナー諮問委員会会議も、ただ楽しい雰囲気を備えているだけでなく、出席者の一人ひとりに学ぶべきこと、考えるべきことを十分提供できるように、前もって慎重に準備されなければなりません。

地区ガバナー諮問委員会議長としての責任は、そのような建設的な会議をもてるよう、計画を立てることから始まります。

つまり、地区ガバナー諮問委員会会議は、出席者にとっては、新しい知識、情報を得て、それについての説明を聞き、検討を行える場でなければなりません。そこではまた、クラブ運営についての意見を交換し合い、お互いの問題について共同で解決策を検討することになります。

(1) 必須課題

下記の各議題は、地区ガバナー諮問委員会会議の度に、たとえ簡単にでも審議すべきです。

月例報告書 ― 国際協会および地区の運営にとって、月例報告書は非常に重要であることを強調する。

クラブ会費 ― 国際本部、地区への支払いが遅れないよう特に念を押す。

エクステンション ― 新クラブ結成によって地域社会の奉仕活動をより強固にするよう呼びかける。

会員増強 ― ライオンズクラブが発展していくためには、会員を増し、クラブの行動力を伸ばしていく必要があることを強調する。

クラブ会長優秀賞 ― 各クラブ会長は、この賞を目標に努力を重ねていく。

大会および各種会合 ― 地区、複合地区、国際協会の年次大会に代議員全員が、またフォーラム等の各種会合にできるだけ多くの会員が出席するよう勧める。

特に第1回会議に際しては、別記議題例の他に次のことを配慮する。

- クラブ会長、幹事は、すでにクラブ役員研修会で詳しい説明を聞いているはずであるが、念のため会議の冒頭にクラブ役員の任務について不明な点や質問があるかを聞いてみる。
- 各クラブの年度の目標設定を検討する。国際会長の目標、地区ガバナーの目標、ZC の目標などについても同様に検討する。クラブ会長にクラブの目標を確立するよう助言する。
- クラブ間の交流を促進するよう対策を立てる。
- 地区ガバナーのクラブ公式訪問に備えて、各クラブの会長に公式訪問の意義、プロトコールなどの説明を行う。

(2) 開催の時期とその内容

	時期	内容	出席者
第１回	８月	キャビネット会議終了後速やかに、国際大会終了後60日以内に開かれることが望ましい。ゾーン内全クラブの実情を記したリストを作成する。	正式メンバーのほか、必要に応じて、リジョン内の前・元地区ガバナー、複合地区役員、地区役員・委員にも出席を要請する。
第２回	11月	ゾーン内クラブの活動ぶりについて詳細にわたって検討する。ゾーン内クラブの発展に重点を置き、ライオニズム高揚の方法について検討する。	
第３回	３月	ゾーン内クラブの実情を再検討し、合わせてクラブの発展を図るための諸計画を協議する。	

（注）慣例として5～6月に反省を含めて新旧引継ぎの会議が行われる。

(3) 各会議の議題例

第１回会議

1. 会員増強プログラム、メルビン・ジョーンズ会員増強プログラム
2. 世界ライオンズ奉仕デー
3. 地域社会の分析とより良い奉仕について
4. PR（クラブ会報の重要性、外部向けのPR）
5. エクステンション（ゾーン内での新クラブ結成についての見通し）
6. LCIF週間
7. その他
   第２回ガバナー諮問委員会会議の期日決定（11月に行うようにする）

第２回会議

1. 新会員の入会式および研修
2. 会員維持…会員維持の優れたプログラムの重要性
3. クラブの成績評価（グッド・スタンディングの評価）…その活用方法
4. クラブ財政…収支均衡の重要性
5. （前回に重ねて）…クラブ会報、クラブ間の交流、PR
6. （前回に重ねて）…クラブ会員数、例会出席率に関する問題点
7. エクステンション…ゾーン内で結成準備中の新クラブ紹介
   今後の見通し。出席者からゾーン内での新クラブ結成の可能性、新クラブのチャーター・ナイト挙行などについて意見を求める。
8. その他
   第３回地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第３回会議

1. PU-101 書類の期限内提出の奨励
2. 会計年度のクラブ会計監査
3. 地区、複合地区、国際協会の各年次大会への代議員、補欠の選出
4. クラブ役員研修会
5. アワード（会員に対する各種アワードが予め国際本部から取り寄せられているかどうかを確認するよう幹事に助言する）
6. 新クラブ結成に関する報告…チャーター・ナイト出席要請
7. その他
   第４回（最終回）地区ガバナー諮問委員会会議の期日決定

第４回会議

リジョン内各ゾーン合同会議として、次期メンバーを招いて開催する例が多い。その場合でも、単なる顔合わせに終わらないで、年度の総括と次年度への申し送りを行うことが肝心です。

1. ゾーン・チェアパーソンの年次報告
2. 次期申し送り事項の確認
3. 次期メンバーの紹介
4. その他

(4)　注意事項

1. 地区ガバナー諮問委員会は、地区ガバナーおよびキャビネットの諮問機関であり、ゾーン内の全クラブを代表してその任務を遂行する。ただし、その任務は、地区運営上の諮問助言の域を超さないものとする。
2. 会議終了後、直ちに出席者に議事要録を送る。この議事要録は RC を経て地区ガバナーに報告される。
3. 地区ガバナーは毎回の諮問委員会に地区運営に関する必要事項を諮問する。

第9章 キャビネット副幹事・副会計

(1) 会則上の規定

336 複合地区においては、キャビネット副幹事・副会計を複合地区会則第 17 条 1（C）によって、キャビネット構成員に任命することができます。

ただし、複合地区会則第 16 条 3 によるキャビネット会議での投票権は与えられていません。

キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員とするための途を開いているのは、日本の 8 複合地区のうち、336 複合地区だけです。それは、実情に応じて円滑なキャビネット運営ができるようにしておくためです。その適用に当たっては、慎重を期すようにいたしましょう。

なお、「ライオンズ必携」前文の「副の問題」においては、「地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事・会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう」と記述されています。

(2) 留意点

複合地区会則第 17 条 1（C）によって任命されたキャビネット副幹事・副会計は、地区役員となります。任命に当たっては、次のような点に十分留意する必要があります。

- キャビネット副幹事・副会計をキャビネット構成員として任命するかどうかは、あくまでも地区ガバナーの判断によるもので、その任命権に基づくものです。
- これは 336 複合地区だけに残された会則の条項ですから、慎重を期すため、前例踏襲の安易な任命は避けるようにしましょう。
- まずその年度のキャビネット副幹事・副会計の具体的任務について、実情に当てはめて検討してみましょう。
- そのうえで真に必要であると判断し、任命する場合は、合理化、活性化の観点から極力少数に留めるようにしましょう。

(3) 任命の方法と報告

キャビネット副幹事・副会計の役職経験は、地区大会の時点で現在の第 1 副地区ガバナーが、地区ガバナー選挙に立候補しない場合または空席の場合は、国際付則第 9 条第 4 項（d）により地区ガバナー立候補の付帯要件の資格として、キャビネット幹事、会計、RC、ZC、地区委員長と同格に認められています。したがって、ガバナー立候補資格（詳細は第 12 章および第 13 章参照）に関係しますので、次のような取り扱いをしましょう。

- 任命状に「複合地区会則第 17 条 1（C）によりキャビネット副幹事あるいはキャビネット副会計を任命する」旨を明記すること。
- 上記により任命された者については、キャビネット会議において発表し、キャビネット会議議事録に記録を残しておくこと。
- 複合地区ガバナー協議会へも上記の者の氏名を報告しておくこと。

(4) 参考（国際本部の見解）

1989 年 10 月 24 日

336-C 地区元地区ガバナー　石井　淳　殿

拝　啓

10 月 17 日付の貴信、確かに拝受致しました。法律部に照会致しました所、下記のような解答を得ましたのでお知らせ致します。

1. 貴地区が副幹事、副会計をキャビネット構成員として認めている限り、正規の構成員と扱うことができる。
2. 地区キャビネットとはガバナーのキャビネットであり、その構成員はガバナーによって任命される。複合地区委員会は協議会議長の下に存在し、その委員長又は委員をキャビネット構成員と同等とすることはできない。

尚、法律部では貴地区が採用しておられる複合地区会則第 17 条 1（C）として、「その他地区ガバナーが任命する者」（336 複合地区）の個所が漠然としている為、もう少し具体的にするようご配慮いただければ…と申しております。
将来の為、ご一考下さい。

敬　具

太平洋アジア課課長
千恵子・コルビス

※　この書簡を受けて後、1991 年 5 月 26 日に開催された第 37 回 336 複合地区年次大会（会場：福山市）において、複合地区会則第 17 条 1（C）は次の通り改正された。

複合地区会則第 17 条 1（C）
「その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計。」

第10章 地区ガバナーの公式訪問

1. 公式訪問実施上の留意点

(1) 地区ガバナーの公式訪問は、地区ガバナーの職責上のクラブ訪問です。

(2) 地区ガバナーは、任期中少なくとも 1 回は各クラブを訪問するよう務めることが望ましいとされています。地区の事情でこれが困難な場合には、少なくともゾーン単位での合同訪問を行い、その際には、クラブにできるだけ合同例会等の開催を求めるようにしましょう。また、ゾーン単位の合同訪問をする場合においても、できるだけ多数のクラブ会員の出席を要望すべきです。

(3) 合同訪問の日程は、キャビネット幹事がリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの意見を聞き、第 1 回キャビネット会議で決定します。

(4) 合同訪問のホストクラブ、日時、場所、スケジュールなどについては、キャビネット幹事がゾーン・チェアパーソンとの協議の上、1 ヵ月前には決定し、関係者に開催通知を行います。

(5) 公式訪問ガバナー質問書は、各クラブに対し 1 ヶ月前に発送し、できるだけ早くクラブの回答を求めましょう。

(6) クラブからの質疑事項は、公式訪問の際、書面（または口頭）をもって回答します。

(7) 地区ガバナーは公式訪問にあたり、記念品の贈呈などのセレモニー行事の簡素化を図り、クラブ役員との話し合いの時間をできるだけ多くもつように努めましょう。

(8) 地区ガバナーは公式訪問の全日程終了後、クラブ運営上必要な事項を収録した文書を全クラブに送付します。

(9) 特に必要と思われる事項は、地区会報に掲載することが望ましいでしょう。

2. 公式訪問ガバナー質問書（例）

地区ガバナー ＿＿＿＿＿＿殿 ＿＿＿＿＿＿ライオンズクラブ 会長＿＿＿＿＿＿印

地区ガバナー公式訪問質問書【 回 答 】

クラブ名	R Z ライオンズクラブ			回	会長
結成年月	年 月 結成	会員数	月現在 名	答	幹事
訪 問	年 月 日	会員平均年齢	歳	者	会計

(1) 本年度、貴クラブの会長方針、スローガン、特筆すべき事業計画、資金獲得事業計画をお書き下さい。

(2) 貴クラブの継続的事業計画がありましたら、主なるものをお書きください。

(3) 会員増強についてお尋ねします。

イ）本年度増員目標＿＿＿＿＿名

ロ）新会員に対する指導計画および会員の退会防止に関する計画をお書き下さい。

ハ）新会員の入会式で感銘ぶかい演出に工夫がありましたらお聞かせください。

ニ）最近の退会者について次にお書き下さい。

退会者	退会理由	在籍年数	主なクラブ役職
A			
B			
C			

(4) クラブ結成以来の会員の移動についてお尋ねします。(回答書作成前月についてお答え下さい)

	人数		退会人数		差引
チャーター・メンバー	名	－	名	＝	名
					＋
CN 後の入会者	名	－	名	＝	名
					‖
	年 月 現 在				名

(5) メーク・アップ実態についてお尋ねします。(最近３ヵ月についてお答えください)

例会を欠席してメーク・アップをした会員は 延＿＿＿名

イ) その内、他クラブの例会へ出席した会員は 延＿＿＿名

期間：＿＿月から＿＿月まで

ロ) クラブ理事会・委員会へ出席した会員は 延＿＿＿名

ハ) その他メーク・アップ規則に該当するメーク・アップは 延＿＿＿名

(6) クラブ例会において、毎回演出にご苦心されていると思いますが、特筆すべき企画がありましたら、お聞かせ下さい。(スピーチ・特別例会・家族会・その他)

(7) クラブ幹事の職務についてお尋ねします。

イ) クラブ月例報告は、毎月国際本部に対し翌月の＿＿日までに、地区ガバナーには同じく翌月の＿＿日までに届くようにしています。

ロ) クラブ財政を＿＿ヵ月ごとに国際本部に報告しています。

ハ) 次の記録を整備保管しています。

☐ 会員名簿 ☐ 例会議事録 ☐ 理事会議事録 ☐ 委員会議事録

☐ 役員名簿 ☐ 委員会名簿 ☐ 会員出席記録 ☐ クラブ奉仕記録

☐ クラブ収支記録 ☐ 会員表彰記録 その他

(8) クラブ会報についてお尋ねします。

イ) クラブ会報を発行している

ロ) 会報を発行しているクラブは次にお答え下さい。

年間＿＿＿＿回　　□ 定期　　□ 不定期　　平均＿＿＿＿頁

主要な内容 編集方針等	
クラブ外の 配布先	

(9)　貴クラブの地区大会参加についてお尋ねします。

	地区大会		複合地区大会	
	昨　年　度	本年度の予定	昨　年　度	本年度の予定
代　議　員	名	名	名	名
一般参加者	名	名	名	名
合　計	名	名	名	名

(10) 貴クラブの最近１ヵ年の理事会・委員会の開催についてお尋ねします。

理事会の構成メンバー数 ＿＿＿＿名　（＿＿＿年＿＿＿月～＿＿＿年＿＿＿月）

	開　催　数	参　加　延　人　数
理　事　会	回	
運　営　委　員　会	回	
事　業　委　員　会	回	

(11) 貴クラブは他のクラブと姉妹提携していますか。　　YES □　　NO □

所在地	クラブ名

交換実績についてお答えください。

□ 会報の交換　□ 合同例会　□ 例会訪問　□ 子弟の交換

□ その他（下欄にご記入ください）

(12) クラブ財政についてお尋ねします。

イ) 会員1名当り1年間の次の費用はいくらですか。(本年度の予算案を添付して下さい。)

	本年度(円)	昨年度(円)	本年度÷昨年度(%)
通常会費			
例会食費			
事業費			
特別会費			
積立金			
その他			
合計			

ロ) 特別会費およびその他の内容をお書き下さい。

(13) 貴クラブで当面している困難な問題がありましたらお知らせ下さい。

(14) 地区ガバナーへの質疑事項があればお知らせ下さい。

第11章 地区費について

1. 各地区における地区費・地区大会費の決定

地区費・地区大会費は複合地区会則第24条3で定められている通り地区大会で決定をすることになっています。2000年5月開催の第46回複合地区大会において複合地区会則が改正されるまでは、全国8複合地区（32準地区）の地区費・地区大会費は統一された金額でした。しかし、時代の変化と地区ごとの事情を反映して、独自の会費設定が出来るように改正されました。

当複合地区内4地区においても会員1名当たりの徴収額が違います。また、家族会員プログラムの導入により家族会員の会費を減免している地区もあります。各地区の独自の地区運営を反映して自主的に決定されています。

地区費・地区大会費の決定について次の諸点に留意してください。

① 地区費・地区大会費が各準地区大会が決定権を持つことになったので、徴収額の値上げについては今まで以上に慎重に検討する姿勢が望まれる。

② アクティビティの実施主体は各クラブであり、地区はそれを指導する立場であることの認識に立って地区費の決定をしなくてはならない。YCE 事業費、レオ・ライオネス活動費等については特に留意する必要がある。

③ 各種の一律的拠出金・協賛金の徴収は極力抑えるようにすべきである。特に行政サイドからの要請は充分に検討することが必要である。

④ 地区特別運営費・地区特別大会費は徴収できないことになった。

2. 地区会費一覧表（参考）

月額・単位（円）／〔 〕は割引会費

	336-A 地区	336-B 地区	336-C 地区	336-D 地区
複合地区費	150	150	150	150
複合地区大会費	80	80	80	80
地区費	760 〔0〕	850 〔0〕	900	900 〔0〕
地区大会費	100 〔0〕	300 〔0〕	100	180 〔0〕

2015年2月現在

第12章 地区ガバナー・ 第１および第２副地区ガバナーの選出

地区ガバナーおよび第１･第２副地区ガバナーの選出は､地区運営の基本にかかわる最重要事項で、結果いかんではその地区の盛衰を左右するとさえ言われています。選出に当たっては、国際会則、複合地区会則をはじめ地区の定めた諸規則、諸内規に従って適確な届出が必要です。そのうえで、地区大会における選挙が実施されます。

ライオンズクラブでは候補者が一人の場合でも規則通りに選挙が行われることになっています。しかし、なによりも大切なことは、ライオニズムの基本を身につけた立派な人物を選び出すことです。そのために民主的で、会員の意志の反映され易い、しかも会員にわかり易い選ばれ方が求められています。

1. 地区ガバナーの選出と資格について

地区ガバナー候補者の資格を定めた国際会則が、第 76 回ミネアポリス国際大会（1993 年７月）で改正され、1995 年７月１日に発効しました。

改正の要点は「副地区ガバナーとして半期以上務めた者でなければならない」となったことです。現職の副地区ガバナーが次期の地区ガバナーに立候補することが期待され、立候補した場合は、他の者は立候補できないというものでした。

これによって従来、ルテナント・ガバナーが任意制であったときに、地区ガバナー選挙でルテナント・ガバナーが他の候補者に破れるという例が時としてありましたが、そのような心配はなくなったわけです。さらに、2008 年開催の第 91 回バンコク国際大会より第１および第２副地区ガバナーの２人制となり、現在は国際付則第９条第４項（c）により、「現在所属地区の第１副地区ガバナーを務めている者であること」となっております。

それでは、現職の第１副地区ガバナーは、そのまま地区ガバナーに累進するのかといいますと、やはり地区大会におけるガバナー選挙を経て選出されることになります。国際第１副会長から国際会長に進む場合、国際大会の投票を要するのと同じように、ライオンズクラブにおいては、対立候補がなくても選出を要する各レベルの役員はすべて選挙を経ることになっています。

従って、現職第１副地区ガバナーは、地区ガバナー立候補者届出規則によって期限内に届出て、地区年次大会議事規則に基づき選挙されることになります。

それでは、現職の第１副地区ガバナーが、次期の地区ガバナーに立候補しない場合、または地区年次大会の開催時点で空席の場合はどうなるのでしょうか。

この点については、国際付則第９条第４項（d）にこう定められています。

「現在の第１副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会の時点で第１副地区ガバナー職が空席である場合に限って、本付則および会則に定められている第２副地区ガバナーの条件を満たし、現在地区キャビネット構成員を務めているか、あるいは１年以上務めた経験がある会員はすべて、本条（c）項（現在、第 1 副地区ガバナーを務めている者）の条件を満たしている

ものとみなされる」。

即ち、第２副地区ガバナー候補者の資格のうえに、地区キャビネット構成員として現在務めているか、あるいは１年務めた経験のある会員は誰でも立候補できるわけです。

2. 第１および第２副地区ガバナーの選出と資格について

副地区ガバナーは従来、ルテナント・ガバナー（Lieutenant Governor）と称し、設置するかどうかは地区の任意によるものでしたが、第 74 回ブリスベン国際大会（1991 年６月）における国際会則の改正により、1994 年７月１日までに必ず選出しなければならないことになりました。

また、第 76 回ミネアポリス国際大会（1993 年７月）において、その名称が副地区ガバナー（Vice District Governor）と改められました。さらに、第 91 回バンコク国際大会（2008 年６月）において、第１および第２副地区ガバナーの２人制に改められました。

第１副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、主席補佐役を務める地区役員であります。次の年度には地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

第２副地区ガバナーは地区ガバナーの監督と指示のもとに、第１副地区ガバナーとともに地区ガバナーの補佐役を務め、次の年度には第１副地区ガバナー候補者となる重要な役職で、地区年次大会における選挙で選出されることになっています。

従って、地区年次大会議事規則には、第１および第２副地区ガバナー選出の方法を明記しておく必要があります。

国際付則第 9 条第 6 項(b)(c) 第 1 および第 2 副地区ガバナーの選挙

第１および第２副地区ガバナーの選挙は、その地区（単一/準/複合）の会則および付則の規定に従って実施される。第１および第２副地区ガバナーの選挙結果については、その地区の現職地区ガバナーと国際協会駐在員のいずれか、または両方が国際本部に報告する。

A. 第１副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

(1) 所属単一または準地区内のグッド･スタンディングのチャータークラブに所属するグッド･スタンディングの正会員であること

(2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること

(3) 現在、所属地区第２副地区ガバナーを務めている者でなければならない

(4) 現在の第２副地区ガバナーが第１副地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会の時点で第２副地区ガバナー職が空席である場合に限って、本付則および会則に定められている第２副地区ガバナーの資格を満たしているクラブ会員は誰でも上記（3）の条件を満たしているものとみなされる

B. 第２副地区ガバナー立候補者の資格は以下のとおりである。

(1) 所属単一または準地区内のグッド･スタンディングのチャータークラブに所属するグッド･スタンディングの正会員であること

⑵ 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること

⑶ 第２副地区ガバナー就任時点で以下の条件を満たしていること

(a) クラブ会長として全期または任期の過半を、そして、理事会構成員として更に２年以上を務めていること

(b) ①ゾーン・チェアパーソン、②リジョン・チェアパーソン、③キャビネット幹事、④キャビネット会計のいずれかの役職者として、全期または任期の過半を務めていること

(c) 上記のいずれの役職も、同時に務めることはできない

3. 第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者の人選に当たって

(1) 候補者の基本的条件

会則（国際付則第９条第６項（b）(c)）上の資格を必ず持った人であることは絶対条件ですが、その他に、人格・識見と併せてライオニズムの知識を備え、しかも地区のリーダーとなり得る素質を持つ人が強く求められます。

そして、当然のことながら、第２副地区ガバナー、第１副地区ガバナー、地区ガバナー、前地区ガバナーを務める四年間は、ライオニズムのため体力と時間を提供できる人でなければなりません。

また、少なくとも第１および第２副地区ガバナー就任時とガバナー・エレクトのときおよび地区ガバナー終了時の国際大会、東洋・東南アジアフォーラム等には義務として出席しなければなりません。

以上のようなことが、第１および第２副地区ガバナー候補者の基本的条件といえるでしょう。

(2) 候補者の選び方

336 複合地区内の各準地区では、従来から地区ガバナーをリジョンのローテーションによって選び出してきましたので、第２副地区ガバナーもそれに準じたローテーション方式がとられています。

しかし、各準地区とも第２副地区ガバナーの資格保持者は年々増加しており、それにつれて複数の意欲ある立候補者が出てくることも考慮に入れ、対応しておく必要があります。元来、次期の地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナーの選出は、現職ガバナーの重要な任務の一つです。もしも立候補者がいないという事態が生じますと、大変なことになります。

そこで、地区ガバナーとしては、地区内の調和を図りつつ、可能な限り立派な候補者を立てたいということから、現在のリジョンによるローテーションが採用されているものと解釈できます。ローテーションに当たるリジョンで選考された候補者は、キャビネット会議の承認を得て、キャビネット推薦の候補者となります。

もちろん、その場合でも、他の立候補者を制限するものではありません。この点は充分徹底させる必要があります。

しかし従来の例では、立候補者はキャビネット推薦候補１名に絞られたかたちとなり、地区大会の選挙では、極めて形式的なセレモニーに終わっている場合がほとんどです。もちろん、当複合地区以外の地区では、毎年度のように複数の候補者が地区年次大会の場で、投票により争う状態が、あたかも当然のように続いているところもあります。

どちらの状態が良いかは、意見の分かれるところですが、いずれにせよ候補者探しに大童となった時期は過ぎたように思われます。

(3)　キャビネット推薦候補の決め方

キャビネット推薦候補やリジョン・ローテーションのあり方については、いろいろな意見がありますが、その論議はしばらく置くとして、ここでは、336 複合地区内の各準地区で実施されている第２副地区ガバナー選出のためのキャビネット推薦候補のあり方を記載します。

キャビネット推薦候補のあり方としては、まず、「地区ガバナーがその責任において、地区の永遠の発展のため、ライオニズムの基本を身につけた立派な人物を推薦する」ということが基本です。その基本理念に基づいて、リジョン・ローテーションによって当該リジョンの中から選び出すわけです。

リジョン内においては、少なくとも多くの会員の意志を反映した民主的な選考方法がとられ、しかも会員にわかりやすい、みんなで支持することのできる候補者を選び出すことに努めるべきです。

4.　第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者推薦に関する地区内規の参考例

336-　　地区キャビネット推薦第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者選考要領(例)

1. 目　的

   336-__地区の地区ガバナー・キャビネット（以下キャビネットという）は、第１および第２副地区ガバナー選出に当り、その任務が十分遂行でき、しかも次年度・次々年度地区ガバナーとしても最適な人物であることを認め、「キャビネット推薦第１および第２副地区ガバナー候補者」（以下推薦候補者という）を指名する。

   推薦候補者の選考を円滑にするためにこの要領を設ける。

2. 選考基準

   (1)　国際付則第９条第６項（b）（c）第１および第２副地区ガバナー候補者の資格を持つ地区内のクラブ会員であること。

   (2)　最近のライオンズ知識を習得し、リーダーとしての資質を備え、健康であること。

   (3)　国際付則第 10 条第２項（b）の第１副地区ガバナー、第 10 条第２項（c）の第２副地区ガバナーのハードな任務を遂行できる人。

   (4)　次年度・次々年度地区ガバナーとなるにふさわしい人物。でき得れば、さらに上位の国際役員に立候補可能な若い指導者が望ましい。

3. 選考手順

(1) 推薦候補者の選出リジョン・ローテーションを別表で定める。
別表の作成・改正はキャビネット会議の議決による。

(2) 各リジョンはローテーションに支障をきたさないよう最善の努力を払うものとする。
該当するリジョンは、選出される前々年 12 月末までにローテーションに従うことが可能かどうかをリジョン内会議で決め、地区ガバナーに報告する。

(3) 毎年度第３回キャビネット会議で別表の確認が行われる。
やむを得ず別表改正を要する場合は、キャビネット会議で議決し、理由を明記して次期へ申し送る。
なお、ローテーションに沿うことが出来なかったリジョンは、別表の最後に回る。

(4) 推薦候補者の氏名は、遅くとも、選出される前年 8 月までに、地区ガバナーに文書で報告する。
その際、リジョン内会議の要録、候補者の経歴書、所属クラブの推薦状を添付する。

(5) 地区ガバナーは上記報告書をキャビネット会議に提出し、推薦候補者の承認を得る。

4. 地区の合同会議

(1) 地区ガバナーは、推薦候補者選考を円滑にするため下記会議を開き、助言を求める。
出席者は、地区特別名誉顧問、地区名誉顧問、第１副地区ガバナー、第２副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、地区ガバナーが必要とする元地区ガバナーなど。会議は毎キャビネット会議の直前または必要に応じ開かれる。

(2) 会議の取りまとめは地区名誉顧問会議長が当り、欠席の場合はキャビネット幹事がこれに代わり、キャビネット会議へ報告する。

5. リジョン内会議

(1) 当該リジョンは選出される前年度に、出来るだけ早く推薦候補者のリジョン内選考会議を開く。
会議はリジョン・チェアパーソンが招集、主宰する。
出席者はリジョン所属の元国際理事、前・元地区ガバナー、地区役員・委員のほかリジョン・チェアパーソンが必要とする者。

(2) 会議では、リジョン内の第１および第２副地区ガバナー候補者資格を持つ全員のリストを配布し、その中から選考基準に合った候補者を選ぶ。
会議の模様は上記合同会議に報告する。

(3) 会議の要点は、その都度、議事要録を作成し、次期リジョン・チェアパーソンに申し送る。

20　年　　月　　日制定

地区ガバナー並びに第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者推薦に関する内規(例)

1．ライオンズクラブ国際協会 336-__地区の融和と協調を図るため、地区ガバナー並びに第 1 およ

び第２副地区ガバナー推薦委員会を設け、次の規則によって運営する。

２．(a)　地区ガバナーは、就任後早期に推薦委員を任命する。
委員には、名誉顧問、キャビネット幹事、および全リジョン・チェアパーソンを充てるものとし、委員長、副委員長は名誉顧問の中より互選により決める。

(b)　委員長は適宜委員会を招集し、地域的調和を図りつつ選出リジョンを決定する。

(c)　決定したリジョンは、そのリジョン内の名誉顧問および地区役員をもって、推薦会議を開き、地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー候補適格者を選出し、これを委員長に報告する。

(d)　これを受けて、委員長は委員会を招集し、推薦する地区ガバナー候補者一名並びに第１および第２副地区ガバナー候補者各一名を決定し、地区ガバナーに報告する。

(e)　候補者の推薦には委員会出席者全員の同意を要する。

(f)　決定したリジョンに推薦困難な事情が起こった時は、そのリジョンのリジョン・チェアパーソンは、この旨を直ちに委員長に報告しなければならない。その最終期限は第２回キャビネット会議の前日とする。

(g)　委員長は速やかに委員会を招集し、同じ方法をもって次の候補を決めるよう努力し、最終的には地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー就任の年の前年の 12 月 20 日までには候補者の推薦を決定するものとする。

３．原則として、特に問題がない場合、第２副地区ガバナーは次年度の第１副地区ガバナーに、また第１副地区ガバナーは次年度の地区ガバナーに就任する事とする。

４．本内規は、長期計画の立場から次の候補者の推薦についても審議することが出来る。

５．本内規の改廃は、地区キャビネット会議の決議によらなければならない。

６．委員長欠席のときは、副委員長が代行する。

20　年　　月　　日制定

地区ガバナー候補者並びに第１および第２副地区ガバナー候補者の推薦手続き規則(例)

ライオンズクラブ国際協会 336-＿＿地区の次期地区ガバナー候補者と第１および第２副地区ガバナー候補者の推薦にあたっては、地区キャビネット会議でそれぞれの推薦候補者について、従来からのローテーションにより選出するリジョンが決定された後に、該当リジョンにおいて以下に定める事項に従い、円滑に推薦候補の選出を行う事を目的とする。

第１章　推薦委員会

１．名　称

本組織の名称を地区ガバナー候補者並びに第１および第２副地区ガバナー候補者推薦委員会（以下推薦委員会）とする。

１．目　的

地区大会の場において地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナーが円滑に選出されるため定員数の候補者を推薦することを目的とする。

２．構　成

推薦委員会は選出リジョン内の元国際会長、元国際理事、元ガバナーおよび当年度のリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長、地区委員をもって構成する。

3．推薦要望書の提出

本推薦委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる地区年次大会と同一年度の 8 月 15 日までに、推薦要望書をクラブ会長経由で推薦委員会に提出しなければならない。

4．推薦委員会

(1) 推薦を希望する候補者がある場合、推薦委員会は選挙の行われる地区年次大会と同一年度の 8 月 20 日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時、場所で会合を開き、委員長を互選する。

(2) 推薦委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。

(3) 推薦委員会は推薦を希望する候補者が国際付則第９条第４項、国際付則第９条第６項(b)(c) に定める有資格者であることを確認する。

6. 推薦委員会による調停

推薦委員会は推薦希望者が定員数以上に亘る場合は、同一年度の 9 月 20 日までに推薦希望者が定員数となるように調停による円満な解決を図る。

7. 推薦人

推薦人は推薦委員会構成員の外に、7 月 1 日現在（正確には国際大会閉会時）の地区キャビネットの記録に基づき、当該リジョンの各クラブ会員 30 名につき、およびその過半数以上の端数につき 1 名、30 名未満のクラブは 1 名をクラブで正式に選出した推薦人として加える。推薦人はいずれも本人の意志に基づいて投票する権限をもつ。

8. 推薦人による推薦

(1) 調停によって推薦希望者を定員数にまとめることが出来ない場合は、推薦委員会は 10 月 5 日までにすべての推薦希望者の氏名、履歴などを公平に公表し、10 月 15 日までに推薦投票を求めなければならない。

(2) 推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって推薦委員会の推薦候補者とする。

(3) 推薦候補者が死亡した場合およびこれに類する緊急を要する場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。

第２章　推薦投票管理委員会

1. 名　称

本組織の名称を推薦投票管理委員会（以下管理委員会）とする。

2. 目　的

推薦投票を行うにあたり、公正な投票運営と管理を行うことを目的とする。

3. 構　成

管理委員会は、推薦委員長の指名により選出リジョンの前年度に任務を終わったリジョン内の地区役員・委員をもって構成する。

4. 管理委員会

(1) 推薦委員会が候補を推薦投票により選出することを決定した場合は、9 月 20 日までにリジョン・チェアパーソンの決める日時場所で管理委員会を開き委員長を互選する。

(2) 管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたとき開催することができる。

(3) 管理委員会は推薦投票人名簿を作成し推薦投票人全員に通知する。

但し、管理委員は推薦投票人になる事は出来ない。

(4) 管理委員会で決定した推薦投票の日時、場所を告知すると同時に下記事項を行う。

イ．委員長より調停の経過報告。

ロ．推薦希望者より所信表明文配布。

ハ．推薦投票方法と開票日の発表。

(5) 推薦投票の順序

① 推薦希望者の紹介、スピーチおよび投票用紙の記載順序は予め、推薦希望者またはその代理人の抽選により定める。

② 管理委員長は推薦希望者を会場において紹介する。

③ 紹介を受けた推薦希望者はそれぞれ５分間以内のスピーチを行うことが出来る。

④ 投票権は出席した推薦投票人（以下投票人）に限るものとする。

⑤ 推薦投票用紙は登録の際、投票用紙交付所において管理委員会より交付を受けるものとする。この際投票人名簿と投票用紙に管理委員会の割印を押してこれを交付する。

⑥ 推薦投票用紙には各候補者の氏名およびその上に記入欄を印刷したものを用いる。

⑦ 推薦投票の表示は自己の投票しようとする立候補者の内、1 名のみ氏名の上の記入欄に〇印を記入するものとし、無記名投票による。

⑧ 委員会は所定の選挙時間終了後直ちに投票箱を開票所に集結し開票を行う。

⑨ 開票立会人　推薦投票の開票に当たっては、推薦希望者が所属するクラブより３名の立会人を立ち会せることが出来る。但し推薦人は立会者となることは出来ない。

⑩ 次の投票は無効とする。

イ．所定の推薦用紙以外の推薦用紙を用いたもの。

ロ．指定の記入欄以外に記号を記入したもの。

ハ．〇印以外の記号を記入したもの。

ニ．複数の立候補者に記入したもの。

ホ．記号の記入の無いもの。

ヘ．他事記入のもの。

⑪ 開票中は「委員会」および「委員長」が認めた要員の外は、開票所に立ち入ることは出来ない。

⑫ 管理委員長は開票終了後直ちに自己および開票立会人の署名した開票結果報告書を作成の上、推薦委員長に報告する。

(6) 推薦の決定

推薦希望者が複数の場合は、最高得票を得たものを地区ガバナー並びに第 1 および第 2 副地区ガバナー候補者として推薦する。

第３章　地区ガバナーへの届け出および諸経費

1. リジョンにおいて定員数の推薦候補者が決定次第、速やかに推薦委員長および管理委員長連名で、地区ガバナーに次期地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー推薦候補者を所定の様式により届け出を行う。
2. 推薦候補者のうちガバナー候補者が立候補届け出の際は、地区幹事、地区会計予定者も同時に届け出るものとする。但し、第１および第２副地区ガバナー立候補者はその必要がない。

3. 推薦委員会並びに管理委員会に要した経費のうち、事務経費については５万円を限度として地区キャビネットが負担し、会合のための会食、会場費などは参加者より徴収する。
4. この規制の改正はキャビネット会議の議決後、地区年次大会代議員総会の議を経て決議される。

第４章　補遺

1. 第１および第２副地区ガバナーが任期途中で空席となった場合は、複合地区会則第 15 条２（c）により補充するが、原則として空席前と同一リジョンより補充することとする。
2. ローテーションによる選出リジョンは、毎年度第４回地区キャビネット会議で確認し、次期地区キャビネットへ申し送る。
   その際、次期の次の年度の候補者の選出困難なリジョンは、リジョン・チェアパーソンより地区ガバナーに申し入れ、次のリジョンが繰り上がりのローテーション表の改訂を行うこととする。
3. 上記ローテーション確認に支障をきたさないように、当該リジョン・チェアパーソンは、早目にリジョン会議を開催し、候補の人選に当たる。

（20　　年　　月　　日）

20　　～ 20　　年度 336-　　地区
地区ガバナー(第1・第2副地区ガバナー)立候補届出書

ライオンズクラブ国際協会 336-　　地区

地区ガバナー　　殿

整理 No.		届出年月日	年　月　日
リジョン	ゾーン	ライオンズクラブ	
ふり がな 氏　名			
生年月日	年　月　日生　(　歳)		
ふり がな 住　所	〒		
電話・FAX	TEL :　FAX :		
ライオン歴			
学　歴			
家　族			
公職・受位・受賞・罰			
現在勤務している法人・団体などの内容			
私儀、ライオンズクラブ国際協会 336-　地区 20　～20　年度地区ガバナー（第1・第2副地区ガバナー）として立候補いたしたく、クラブ推薦状を添え上記の通り届出いたします。 20　年　月　日 ライオンズクラブ 署　名　印			

20　　年　　月　　日

地区ガバナー候補者推薦状

20　　～20　　年度336-　　地区ガバナーの候補者として、当クラブ会員　　
を推薦致します。

　　リジョン　　ゾーン　　　　ライオンズクラブ

会　長　署名　　印

幹　事　署名　　印

会　計　署名　　印

地区ガバナー立候補者 氏名（ふりがな）	
自　宅　住　所	〒
勤　務　先	
役　職	
勤務先所在地	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット幹事 予定者氏名(ふりがな)	
自　宅　住　所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

キャビネット会計 予定者氏名(ふりがな)	
自　宅　住　所	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

地 区 ガ バ ナ ー 候 補 者 略 歴

（国際付則第９条第４項 参照）

ライオンズクラブ入会日	年　月　日			
正会員	年　月　日	チャーター・メンバー	年　月　日	
受賞の有無	出席賞			
	キー賞			
	シェブロン賞			
	その他			
結婚の有無		子供の数	人	
（ふりがな）配偶者氏名				
趣味				

地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第４項の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c.
(1)	所属クラブ会長		～	年度
	理事会構成員		～	年度
(2)	第１副地区ガバナー		～	年度
	第２副地区ガバナー		～	年度
(3)	ゾーン・チェアパーソン		～	年度
	リジョン・チェアパーソン		～	年度
	キャビネット幹事		～	年度
	キャビネット会計		～	年度
	その他の地区キャビネット構成員	役職		
			～	年度

20　　年　　月　　日

第1(第2)副地区ガバナー候補者推薦状

20　～20　年度336-　地区第1（第2）副地区ガバナーの候補者として、
当クラブ会員　　を推薦致します。

　リジョン　ゾーン　　ライオンズクラブ

会 長　署名　　印

幹 事　署名　　印

会 計　署名　　印

第1（第2）副地区ガバナー立候補者氏名（ふりがな）	
自宅住所	〒
勤務先	
役職	
勤務先所在地	〒
所属クラブ名	ライオンズクラブ

第 1副 地 区 ガバナー候 補 者 略 歴

（国際付則第９条第６項(b)参照）

ライオンズクラブ 入　会　日	年　月　日			
正　会　員	年　月　日	チャーター・ メ ン バ ー	年　月　日	
受 賞 の 有 無	出　席　賞			
	キ　ー　賞			
	シェブロン賞			
	そ　の　他			
結 婚 の 有 無		子 供 の 数	人	
（ふりがな） 配 偶 者 氏 名				
趣　味				

第 1 副地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第６項(b)の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c. (1) 所属クラブ会長 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

理事会構成員 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(2) 第２副地区ガバナー ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(3) ゾーン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

リジョン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット幹事 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット会計 ＿＿＿＿ ～ 年度

その他の地区キャビネット構成員　役職

＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

第2副地区ガバナー候補者略歴

（国際付則第９条第６項(c)参照）

ライオンズクラブ入会日	年　月　日			
正会員	年　月　日	チャーター・メンバー	年　月　日	
受賞の有無	出席賞			
	キー賞			
	シェブロン賞			
	その他			
結婚の有無		子供の数	人	
（ふりがな）配偶者氏名				
趣味				

第２副地区ガバナー候補者の資格条件

（国際付則第９条第６項(c)の規定に伴う）

a. グッド・スタンディングの正会員である。　はい　いいえ

b. 所属クラブで推薦した例会開催日　年　月　日

c. (1) 所属クラブ会長 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

理事会構成員 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

(2) ゾーン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

リジョン・チェアパーソン ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット幹事 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

キャビネット会計 ＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

その他の地区キャビネット構成員　役職

＿＿＿＿ ～ ＿＿＿＿ 年度

指名委員会チェックリスト
地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。又は、現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。
  - ☐ クラブ会長： 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける） 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 上記に加え、更にもう１年地区キャビネット構成員を務めた。
    務めた役職：＿＿＿＿＿＿ 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第４項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会委員長 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会メンバー 日付

指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。又は、現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。
  - ☐ クラブ会長： 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ クラブ理事会 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
  - ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける） 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿
    - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 ＿＿＿＿＿＿

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第６項（b）に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会委員長 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会メンバー 日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会チェックリスト
第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され､選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- ☐ 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- ☐ 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- ☐ クラブ会長： 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 務めた年度 _____
- ☐ クラブ理事会 務めた年度 _____
- ☐ 地区キャビネット（一つに印をつける） 務めた年度 _____
  - ☐ ゾーン又はリジョン・チェアパーソン 務めた年度 _____
  - ☐ キャビネット幹事及び/又は会計 務めた年度 _____

**所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ５日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第９条第６項（ｃ）に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

_____ _____
指名委員会委員長 日付

_____ _____
指名委員会メンバー 日付

標準投票用紙　地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本１：候補者が一人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に（印）[1]をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者　A	○
	候補者　B	

見本２：候補者が一人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に（印）[2]をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者　A	○	

見本３：候補者が二名を超える場合の投票用紙

（注：一人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます（投票用紙は、上記の見本 1 のようなものとなります）。1 名の候補者が必要な得票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法を取る余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1 回の投票で選挙を完了させることが可能になります。下記は優先順位投票用紙の見本です。）

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1,2,3,4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

役職	氏名	選択順位
第二副地区ガバナー		
	候補者　A	4
	候補者　B	2
	候補者　C	1
	候補者　D	3

[1] 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。

[2] 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が一番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、二番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第一候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者 1 人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が一人の候補者を第一候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、一人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
    a. 最も少ない束、つまり、第一候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者に準じて、残った候補者に配分されます。
    b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
    c. 半数を超える投票用紙が一人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少投票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第二候補として記されている投票用紙については、第三候補として記されている候補者にその票を配分します。
    d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。一人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第二候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再分配するという手順を、必要に応じて繰り返します。
    e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。

5. 投票集計のいかなる段階においても、一人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。
6. いかなる時点においても、二人以上の候補者が同数で最少得票数となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は 1 回にまとめて再配分されます。
7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で二人又はそれ以上の同点得票数が残った場合）、第一候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

第13章 地区ガバナー候補者・第１および第２副地区ガバナー候補者の資格者名簿作成

2008 年６月タイ・バンコクで開催された第 91 回国際大会において、国際付則の改正により副地区ガバナーが第１および第２副地区ガバナーの２人制となりました。したがって、地区ガバナー・第１および第２副地区ガバナーの選出と資格について、第 12 章「地区ガバナー・第１および第２副地区ガバナーの選出」の項で詳しく記述しました。

そこで、各地区キャビネットではまずその統一解釈を明確にする必要があります。その上で地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナー候補者の資格を持つもの全員の名簿を作成し公表します。そのことによって、選出時における無用の混乱を防ぐとともに広い視野から地区ガバナー並びに第１および第２副地区ガバナーにふさわしい人物を発掘することができます。

(1) 名簿作成に当たって

① 各地区キャビネットは、年度初めに地区内全クラブより、国際付則第９条第４項・国際付則第９条第６項（b）（c）の資格を持つ会員（7 月 1 日現在／正確には国際大会閉会時）の報告を求めます。

② 各クラブよりの報告に当たっては、資格に関係するライオン歴のみを簡潔に記載します。（候補者資格所持者の報告書参照）

③ 地区キャビネットは、上記報告を点検したうえで、リジョン、ゾーン、クラブ別に一覧できるような名簿を作成します。（地区ガバナー候補者の資格者名簿、第１および第２副地区ガバナー候補者の資格者名簿、国際付則第９条第４項（d）による資格付加要件具備者名簿参照）

(2) 名簿の確認と取り扱いについて

① 各地区キャビネットは、上記名簿をキャビネット会議に付し、確認をします。

② 確認された名簿は、直ちに地区内全クラブに配布します。参考のため複合地区事務局へも送付します。

③ この名簿は地区キャビネットの長期保存資料とします。

Ⅰ. ガバナー候補者の資格者名簿（国際付則第９条第４項）

R	Z	クラブ名	会員名	第９条第４項（a）	第９条第４項（c）　（年度・職名）
		△△	△△　△△	G・正会員　※1	2010～2011　　第１副地区ガバナー

Ⅱ. 第１副地区ガバナー候補者の資格者名簿（国際付則第９条第６項（b））

R	Z	クラブ名	会員名	第９条第６項（b）（1）	第９条第６項（b）（3）　（年度・職名）
		△△△	△△　△△	G・正会員　※1	2010～2011　　第２副地区ガバナー

Ⅱ. 第２副地区ガバナー候補者の資格者名簿（国際付則第９条第６項（c））

Ⅲ. 国際付則第９条第４項（d）による資格付加要件具備者名簿

正会員の義務を果たしている終身会員は、G（グッド・スタンディング）・正会員とみなされる。
①②のいずれの役職も同時に達成させることはできない。

R	Z	クラブ名	会員名	①国際付則第９条第６項（c） クラブ G・正会員※1	会長※2	理事2年以上	地区幹事・地区会計・RC・ZC※2 年度	職名	②国際付則第９条第４項（d）による資格付加要件 現在キャビネット構成員（地区幹事・地区会計・RC・ZC・地区委員長・地区副幹事・地区副会計）を務めているか、あるいは１年以上務めた経験のある会員 年度	職名	年度	職名	年度	職名
1	1	△△	△△　△△	○	○	○	‘94～’95	地区会計	‘93～’94	地区副会計	‘00～’01	地区会計		
			△△　△△	○	○	○	‘96～’97	ZC	‘93～’94	地区委員長	‘94～’95	地区副幹事	‘97～’98	RC
			△△　△△	○	○	○	‘00～’01	地区幹事	‘94～’95	地区副幹事				
		△△△	△△　△△	○	○	○	‘03～’04	ZC	‘10～’11	RC				
		△△△	△△　△△	○	○	○	‘97～’98	ZC	‘00～’01	RC				
			△△　△△	○	○	○	‘02～’03	ZC						
		△△△	△△　△△	○	○	○	‘95～’96	ZC	‘94～’95	地区委員長	‘03～’04	RC		
	2	△△△	△△　△△	○	○	○	‘06～’07	地区幹事	‘05～’06	地区副幹事				
		△△	△△　△△	○	○	○	‘91～’92	ZC	‘96～’97	RC				
		△△	△△　△△	○	○	○	‘97～’98	ZC	‘02～’03	RC				
			△△　△△	○	○	○	‘01～’02	ZC						
			△△　△△	○	○	○	‘05～’06	ZC						
	3	△△△	△△　△△	○	○	○	‘96～’97	ZC	‘01～’02	RC				
			△△　△△	○	○	○	‘07～’08	ZC						
		△△△△	△△　△△	○	○	○	‘06～’07	ZC						
			△△　△△	○	○	○	‘97～’98	ZC	‘04～’05	RC				
		△△△	△△　△△	○	○	○	‘08～’09	ZC						

※1　G・正会員とは、グッド・スタンディングのチャータークラブに所属するグッド・スタンディングの正会員
※2　全期または任期の過半を務めていること
※3　本名簿に記載された者は、所属クラブの推薦あるいは所属単一地区または準地区の過半数のクラブの推薦が条件として立候補が認められる。

20　　年　　月　　日

336-　地区ガバナー

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

R　　Z　　ライオンズクラブ

会長署名

地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記会員の国際付則第９条第４項に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル（理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　クラブ会長
② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度
③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度

地区レベル（③④⑤は該当役職に○をつける。⑥⑦は該当役職名を記入する。）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　第１副地区ガバナー
② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　第２副地区ガバナー
③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
④ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
⑤ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
⑥ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（複合地区会則第 17 条１（b）による委員長名）
⑦ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（複合地区会則第 17 条１（c）による役職名）

20　　年　　月　　日

336-　　地区ガバナー

殿

R　　Z　　ライオンズクラブ

会長署名

第 1 副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名

上記会員の国際付則第９条第６項（b）に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル（理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　クラブ会長
② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度
③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度

地区レベル（②③④は該当役職に○をつける。⑤⑥は該当役職名を記入する。）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　第２副地区ガバナー
② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
④ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計
⑤ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（複合地区会則第 17 条１（b）による委員長名）
⑥ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（複合地区会則第 17 条１（c）による役職名）

20　　年　　月　　日

336-　　地区ガバナー

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

R　　Z　　ライオンズクラブ

会長署名

第２副地区ガバナー候補者資格所持者の報告書

資格者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記会員の国際付則第９条第６項（c）に該当するライオン歴は下記の通りです。

記

クラブレベル（理事会構成員は会長就任の前後の年度いずれも可）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　クラブ会長

② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度

③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度

地区レベル（①②③は該当役職に○をつける。④⑤は該当役職名を記入する。）

① ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計

② ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計

③ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　ZC ・ RC ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ幹事 ・ ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ会計

④ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（複合地区会則第 17 条１（b）による委員長名）

⑤ ＿＿＿＿年 ～＿＿＿＿年度　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（複合地区会則第 17 条１（c）による役職名）

第14章 地区ガバナー・地区ガバナーエレクト・第１および第２副地区ガバナーの空席補充

(1) 地区ガバナーの空席補充

地区ガバナーは国際協会の役員ですから（国際会則第５条第１項)、空席が生じた場合は、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができます。国際理事会が空席を埋めるまで、第１副地区ガバナーが地区ガバナー代理としてその任務を果たし､地区ガバナーと同じ権限を持ちます。（国際付則第９条第６項（d））

空席補充の手順

◎ 国際理事会の権限

国際理事会は、国際付則第９条第６項（e）の規定によって、このような任命をするに当り、該当地区の議決を尊重するが、これに拘束されないものとする。

◎ 地区の選出方法

- ○ 招集者……国際理事会
- ○ 招集範囲

  地区ガバナー、前地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナー、キャビネット幹事および会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区内の元国際会長、元国際理事および元地区ガバナーの全員。
- ○ 招集日……国際理事会の通達を受けてから 15 日以内に開かれる。
- ○ 議長

  前地区ガバナー、前地区ガバナーが出席不可能な場合は、最も近年の元地区ガバナー
- ○ 投票権

  会合通知を受ける資格を持ち会議に出席した会員は、地区ガバナーの任命を受ける候補者 1 名に１票を投じることができる。
- ○ 報告

  議長は、会議の結果を７日以内に国際理事会に報告すると共に会合通知と出席に関する証拠を国際理事会に提出しなければならない。
- ○ 任命

  国際理事会は国際付則第９条第６項（d）により、前任者の残る任期を務める地区ガバナーを任命することができる。

(2) 地区ガバナーエレクトの空席補充

（1） 地区ガバナーを選出しなかった場合

（2） 選出されたガバナーエレクトが、その任期開始前に死亡あるいは就任を拒否した場合
（3） 病気その他の理由のために就任が不可能であると国際理事会が判断した場合
（4） 地区ガバナーの選挙に対する異議申し立てあるいは法的手段による訴えのために空席を生じた場合

上記いずれの場合も本付則または会則に定められた時期および手順に準じて、国際理事会が同項に定められた任期で地区ガバナーを任命することができる。

即ち、上記（1）地区ガバナーの空席補充の手続きを準用することとなる。

（国際付則第９条第６項（a）後段の規定）

(3) 第１および第２副地区ガバナーの空席補充

第１および第２副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区（単一／準・複合）の会則および付則に従って補充される。（国際付則第９条第６項（d）後段の規定）

死亡その他の理由により第１および第２副地区ガバナーが空席となった場合は、地区ガバナーは、現キャビネット構成員と、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。（複合地区会則第15条４（2）（b））

第１および第２副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。

（1） 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングのチャータークラブに所属するグッド・スタンディングの正会員であること
（2） 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること
（3） 第１および第２副地区ガバナー就任時点で以下の条件を満たしていること
(a) ライオンズクラブ会長として全期または任期の過半を、そして、理事会構成員として更に２年以上務めていること
(b) ①ゾーン・チェアパーソン、②リジョン・チェアパーソン、③キャビネット幹事、④キャビネット会計のいずれかの役職者として、全期、または任期の過半を務めた者
(c) 上記のいずれの役職も、同時に務めることはできない

（複合地区会則第15条４（2）（b））

第15章 地区年次大会での指名・選挙委員会

クラブの選挙はクラブ付則第２条に定められていますが、地区における選挙の方法は、日本の複合地区会則には記されていません。

しかし、国際理事会の定めた地区会則標準版の付則第２条に「地区推薦、選挙及び任命」の条項が設けられ、詳しく取り決めてあります。

日本の複合地区会則に定められていないため、標準版会則に定められている事項は、標準版会則が優先するので、これを守らなければなりません。そこで、各地区においては、地区会則標準版の条項を守りながら、地区の実情を加味した指名・選挙のあり方を検討し、よりよい方法を定着させる必要があります。

1. 地区会則標準版「地区推薦及び選挙」の要点

1. 地区ガバナーは５人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、地区大会の 60 日前までに各委員に通知する。委員は地区内の異なるクラブの会員で、いかなる地区（複合地区）または国際協会の役員であってはならない。
   委員の住所・氏名は、地区大会の 30 日前までに地区内の全クラブに送付されなければならない。
2. 地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに指名委員会に文書で知らせる。
   指名委員会は資格が証明された全ての候補者を地区大会で指名する。立候補者がいないか、いても有資格と認められなかった場合にのみ、地区大会の会場の席から指名推薦することができる。
3. 選挙は無記名投票とし、地区ガバナー候補者が当選するには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない（国際付則第９条第６項（a）による）。また、第１および第２副地区ガバナーの選挙も無記名投票とし、第１および第２副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない（国際付則第９条第６項（b）（c）による）。

〔注釈〕

1. 「指名・選挙」はライオンズクラブにおける選挙の典型的あり方で、候補者を指名し、指名された候補者についてのみ選挙する方法。
2. 上記は地区の選挙についての規則であるから、地区ガバナー選挙、第１および第２副地区ガバナー選挙に適用される。
3. 「指名委員」は地区大会の「指名・選挙委員」とすることができる。
4. 地区大会における選挙は「指名・選挙委員」が管理する。

2. 地区における対応の例

1. 地区年次大会「指名・選挙委員会」の任命は、第３回キャビネット会議へ報告のうえ、本人へ任命状を送る。このことを地区年次大会議事規則に盛り込むかどうか、また地区大会の他の委員会も同時に任命するかどうかは、地区ガバナーの判断による。

2. 地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナー立候補者届出規則との関係
   立候補は１月中旬締切りで、地区キャビネット事務局へ届出て、第３回キャビネット会議で正式に受理する。「立候補届出書は直ちに地区年次大会指名・選挙委員会に送付する。氏名・選挙委員会は候補者の資格を審査したうえで、候補者として大会で指名する」を加筆する。
3. 地区年次大会議事規則との関係
   下記を加えることを検討する。
   (1)　指名・選挙委員会は、資格が証明されたすべての候補者を大会で指名する。
   (2)　有資格の立候補者がいなかった場合は、大会の席から、指名推薦することができる。
   (3)　同点得票の場合は、その一人が当選するまで同点者の間で選挙を繰り返す。
   (4)　選挙は指名・選挙委員会が管理する。

第16章 地区スローガンと 地区ガバナー・スローガン

地区アクティビティ・スローガンなどのいわゆる「地区スローガン」は、現在では地区ガバナーが毎年新しいものを発表していますが、4～5 年間、場合によっては、せめて 3 年間でも継続し、地区内への浸透を図るようにすることが望ましいと思われます。

それに対して「地区ガバナー・スローガン」は、地区ガバナーの標榜する言葉として、毎年度の地区ガバナーのキーワードとして発表します。

地区アクティビティ・スローガンは地区年次大会で、毎年、地区ガバナー・エレクトが自らの志向する方向や目標をスローガンとして発表し、一年間地区内へ浸透を図るよう努力しています。ところが、やっと浸透しかけた頃に次のスローガンが発表されるというのが実情です。充分に浸透し、ある程度の成果があがった事を確認して、地区としての次の目標と取り組むためのスローガンを発表すべきでしょう。

また、地区のスローガンは、地区ガバナーのスローガンとは違うはずです。

地区は永遠の発展を目指し、地区ガバナーはその一年間を受け持つものであります。国際協会は主要奉仕活動のテーマを 5 年ごとに見直し、新しいテーマを掲げることを原則としています。当地区においても、4～5 年程度、あるいは、その時の情勢によって、3 年間でもやむを得ないでしょう。継続性を持たせて、成果を上げるための地区アクティビティ・スローガンにいたしたいものです。

地区アクティビティ・スローガンを、継続的なものにすると、地区ガバナーの標榜する言葉が必要になります。国際協会でも、最近は国際会長テーマの発表をやめ、国際協会モットーWe Serve を継続的に掲げることにしました。そして、国際会長は自らのキーワードを発表しています。これに習って地区ガバナーは、自分のキーワードを発表し、自分の努力すべき方向或いは目標を端的な言葉で示すようにしましょう。

（参考資料）

1. 言葉の意味
   - ○ スローガン　Slogan
     スコットランド高地兵の唱える鬨の声。団体や運動の主張を簡潔に表わした標語。強く印象づけるために効果的に要約した文章。
   - ○ モットー　　Motto
     西洋の封建貴族が盾、紋章などに記した題銘。行動や努力の目標とする事柄。またそれを表わした言葉、標語。
   - ○ キーワード　Key Word
     文章の意味など解くうえで、重要なカギとなる語。情報探索のインデックスとなる重要な語。
2. 国際会長のキーワード

   1966～67 年度 Dr. ウォルター H. キャンベル国際会長以来、毎年度発表されていた国際会長テーマは、1987～88 年度ジャッジ B. スティーブンソン国際会長が国際会長テーマの代わりに、国際協会のモットーである「We Serve われわれは奉仕する」を使用して以来今日まで続いています。

   このことについて、1989～90 年度ウィリアム L. ウーラード国際会長は、その就任演説で次

のように述べています。

「国際会則にもうたわれている通り、私たちの公式のモットーは We Serve であります。私たちの掲げるシンボル・マークはライオンズの紋章と We Serve の文字のみです。私はこれから先も、これが変わることはないことを望みますが、といいますのも、かつて国際会長が打ち出すロゴやモットーなどに人々がようやくなじんだと思われたころ、また新しく別なものが出されるということが繰り返されたからであります。この面での統一性と継続性があって初めて社会的によりよい理解が得られ、また私たちの結束が高められることになるのです。」

なお、このテーマとは別に、各国際会長は、それぞれのキーワードを発表し、その年度の指針としています。

【国際会長キーワード】

年度	国際会長（敬称略）	国名	キーワード
1991～1992	バンカー	アメリカ	活動参加（Involvement）
1992～1993	メータ	インド	機会（Opportunity）
1993～1994	コフィ	アメリカ	責任（Responsibility）
1994～1995	グリマルディ	イタリア	結束（Solidarity）
1995～1996	ワンダー	アメリカ	指導力（Leadership）
1996～1997	ソリバ	ブラジル	パートナーシップと掛け橋 （Partnership, Bridge）
1997～1998	パターソン	アメリカ	誇り高き過去、明るい未来 （Study the past, Invest in the future）
1998～1999	カジット・ハバナナンダ	タイ	ハーモニー（Harmony）
1999～2000	ジェイムズ E. アービン	アメリカ	ビジョン（Vision）
2000～2001	ジャン・ベアール	フランス	クオリティー　未来への鍵 （Quality: Key to the future）
2001～2002	J. フランク・ムーア３世	アメリカ	道に明かりを（Light the path）
2002～2003	ケイ・　K　フクシマ	アメリカ	一つの世界、一つの心 （One World One Heart）
2003～2004	テーサップ・リー	韓国	未来の扉を開く改革 （Innovation : Gateway to our Future）
2004～2005	クレメント F. クジアク	アメリカ	奉仕を通して成功を分かち合おう （Share Success Through Service）
2005～2006	アショク・メータ	インド	飛躍への情熱 （Passion to Excel）
2006～2007	ジミー・M・ロス	アメリカ	われわれは奉仕する （We Serve）
2007～2008	マヘンドラ・アマラスリヤ	スリランカ	変化への挑戦 （Challenge to Change）
2008～2009	アルバート・F・ブランデル	アメリカ	奉仕で奇跡を （Miracles Through Service）
2009～2010	エーバハルト・ヴィルフス	ドイツ	Move to Grow
2010～2011	シド・スクラッグスⅢ	アメリカ	希望の光（A Beacon of Hope）
2011～2012	ウィンクン・タム	香港	I Believe～信じる
2012～2013	ウェイン A. マデン	アメリカ	奉仕の世界 （In A World of Service）
2013～2014	バリー J. パーマー	オーストラリア	夢を追いかけよう （Follow Your DREAM）
2014～2015	ジョセフ・プレストン	アメリカ	Strengthen the PRIDE （誇りを高める）
2015～2016	山田實紘	日本	Dignity. Harmony. Humanity. （命の尊厳と和）

第17章 役員の任期

(1) 国際役員

国際理事を除き、国際年次大会で選出される各役員の任期は一年間とし、その任期は役員の当選が公表された時に始まり、次回の国際年次大会で後任者の当選が公表されたとき、または後任者が選出されなかった場合には、選挙委員会の最終報告が大会で承認されたときに終了します。

国際理事は国際年次大会で選出され、任期は二年で、後継者が選出され、就任するまでです。（国際会則第５条第４項（f）による）

(2) 地区ガバナー

地区ガバナーの任期は１年とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回大会閉会時をもって終了します。（国際会則第５条第４項（e））但し、当選の年に国際大会が開催されなかった場合は、7月１日に任期が始まり、翌年国際大会が開催されなかった場合は、６月30日に終わります。

(3) 第１および第２副地区ガバナー

第１および第２副地区ガバナーの任期は１年間とし、当選した年の国際大会閉会時に始まり、次回国際大会閉会時に終わります。第１および第２副地区ガバナーは、各々自身の後継者となることはできません。（国際付則第９条第６項（b）（c））

(4) 地区キャビネット構成員

キャビネット構成員（地区役員）の任期は、地区ガバナーの任期と同じです。「但し、地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば翌年８月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる」ことになっています。（複合地区会則第17条４による）

地区委員およびキャビネット構成員以外で、地区ガバナーによって任命された者（地区名誉顧問など）は、いずれも地区ガバナーの任期と同じです。（複合地区会則第18条による）

第18章 地区名誉顧問会制度

地区名誉顧問会は地区行政円滑化のため地区ガバナーが任命する名誉顧問をもって構成されます。地区の活性化のためにも名誉顧問の数を無制限に増やすべきではありません。必要で適正な定員を設け、具体的任務を明確にすることを前提に下記の提言を行います。

1. 定員について

地区の実情に応じ、地区ガバナーの判断で定員数を決めます。

定員化の参考例

（イ） 最近地区ガバナーを務めた者とする。

（ロ） 各リジョン１名を原則とするが、地区内が把握できるようにしておくことが望ましい。

2. 諮問に対する答申は具体的に明確にする

地区の調和、エクステンションの協力、新会員研修、その他地区の実情に応じたガバナーチームの諮問事項に対して指導事項を明確に答申するようにします。

(1) 地区名誉顧問会議の招集は、地区ガバナーチームと相談のうえ地区名誉顧問会議長が行う。

(2) 地区名誉顧問会に必要な経費は地区一般会計収支予算に計上し、明確にしておく。

(3) 地区名誉顧問会会議の議事要録をキャビネット会議に報告する。

(4) 前・元ガバナー以外の元国際役員は、地区特別顧問に委嘱することができる。委嘱された場合は、地区名誉顧問会の答申に関してアドバイザーとして意見を述べるものとする。

(5) 前・元ガバナーは「元ガバナー会」を自主的に組織し、運営する。

3. 地区名誉顧問会について検討した資料

地区名誉顧問会のあり方については、日本レベルあるいは各地区において検討されつつあります。

当複合地区としても、地区名誉顧問会開催の回数やキャビネット会議での扱いが、地区によって異なっていることに鑑み、地区ガバナーチームのキャビネット運営がスムーズに行われるように助成し指導ではなくアドバイザーに徹する制度に改善すべく、今後のあり方を検討いたしました。

(1) 複合地区会則第 21 条「地区名誉顧問会」の解釈

複合地区会則第 21 条　地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は、主として前・元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成され、地区の調和を図る。地区名誉顧問会議長には

原則として前地区ガバナーを任命するものとする。

1. 「クラブ幹事必携」より

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。

① 構成

主として元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命して名誉顧問をもって構成する。「主として」とあるのはふさわしい人材であれば地区ガバナー経験者でない者を名誉顧問会の構成とすることのできる余地を与えたものであり、「中から」とあるのは必ずしも、全部の元地区ガバナーを任命しなくてもよいということを示している。

② 任務

地区の調和を図る。

2. 「地区ガバナー必携」より

地区によっては名誉委員会が設けられており、次のような会員で構成されている。

元国際役員、元国際理事、元地区ガバナー

この委員会は地区名誉委員会委員長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する。

地区名誉委員会の職責

地区における「和」を推進する。

地区ガバナーが依頼する任務を果たす。

地区ガバナーの要請があれば名誉委員会会議を開催する。

地区ガバナーを補佐し、問題の究明と解決を試みる。

(参考)

The International Counselor は 1940 年制定された。ガバナー在職中の優れた貢献と功績により、国際理事会より、直接ガバナーに授与される。ガバナーを務めた全てのメンバーに与えられるものではない。国際カウンセラーは、地区ガバナーの義務や地区組織には干渉してはならない。 むしろその活動単位として活躍すべきである。(1958.9「ライオン」より) 1965 年 10 月、国際理事会は元地区ガバナーに贈る国際カウンセラーの名称を廃止した。

その後、前・元地区ガバナーは地区名誉顧問に就任している。

(2) 問題点

(1) 「前・元地区ガバナー」と「地区名誉顧問」が同意語のように使われています。前・元地区ガバナーは、地区ガバナー経験者に自動的に与えられるものですが、地区名誉顧問は地区名誉顧問会の構成メンバーとして地区ガバナーが任命する役職名です。従って、両者は区別して呼称されなければなりません。

(2) 地区名誉顧問会の任務を明確にすべきとの意見がありますが、複合地区会則では「地区の調和を図る」とあります。地区ガバナーが進化して地区ガバナーチームとなったことから、地区ガバナーチームのキャビネット運営がよりスムーズな展開を図る等、地区名誉顧問会設置の理由は変化していくべきと思います。

(3) 地区名誉顧問会会議が誰によって招集されるのかを、明確にする必要があります。「この

委員会は地区名誉顧問会議長が主宰するもので、地区ガバナーの要請があったときのみ活動する」（地区ガバナー必携）

(4) 地区名誉顧問会議長のみがキャビネット構成員であり（地区役員となる）、キャビネット会議の投票権を持ちます。その他の地区名誉顧問は、キャビネット構成員ではないので、キャビネット会議出席の必要はないはずですが、地区によっては、毎回キャビネット会議へ出席を求めています。

4. 地区名誉顧問会内規の一例

1. 目 的

336-__地区に複合地区会則第 21 条による地区名誉顧問会を設ける。地区名誉顧問会は地区ガバナーの諮問に応え地区運営の円滑化を図る。

2. 構 成

(1) 定 員

地区ガバナーを務めた直近〇名を以って定員とする。

但し、地区ガバナーと同じリジョンの者が含まれない場合は、元ガバナー1 名を、またそのリジョンに元ガバナーのいない場合はキャビネット幹事、キャビネット会計、RC 経験者の中から〇名を任命し、計〇名で構成することができる。

(2) 議 長

地区名誉顧問会議長には複合地区会則第 21 条により主として前地区ガバナーを任命する。前地区ガバナーに支障のある場合は直近の元ガバナーを任命する。地区名誉顧問会議長は複合地区会則第 17 条によりキャビネット構成員となる。

3. 任 務

主として次の事項に関し地区ガバナーの諮問に応える。

(1) 地区内の調和を図る。

(2) 国際協会の方針を推進する。

(3) 地区運営を推進する。

(4) 地区の長期計画を推進する。

(5) その他地区ガバナーが要請する事項。

4. 運 営

(1) 会 議

（イ） 地区ガバナーの要請により議長が招集し、主宰する。

（ロ） 出席者は地区名誉顧問、地区ガバナー、第 1 副地区ガバナー、第 2 副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区ガバナーの要請する者。

（ハ） 議長は議事録を作成し、地区ガバナーに報告するとともに必要な事項をキャビネット会議に報告する。

(2) 経 費

運営に要する経費は、キャビネットにおいて地区一般会計収支予算に計上する。

(3) その他

上記のほか必要な事項はキャビネット幹事が措置する。

5. 内規の改廃

本内規の改又は廃棄はキャビネット会議の議決による。

年　　月　　日制定・施行

第19章 ゾーン・レベル会員委員会

1990年7月1日発足したクラブ会員委員会の新しい制度の一環として、地区内各ゾーンに「ゾーン・レベル会員委員会」が設置されることになりました。また、クラブ付則第3条6項（h）により、会員理事は「ゾーン・レベル会員委員会の委員となる。」ことが決められました。

この経過を踏まえ、336複合地区ガバナー協議会は、各地区における「ゾーン・レベル会員委員会設置要領」を、下記の通り取り決めました。なお、準地区の実情に準ずること。

1. ゾーン・レベル会員委員会設置要領

1. 目 的

ゾーン内各クラブ共通の会員問題推進を協議するため、ゾーン・レベル会員委員会を設ける。委員会は主として、次の事項を協議する。

(1) 地区会員増強プログラムの徹底について
(2) クラブ会員の増加と強化、維持の対策について
(3) クラブ内会員研修の対策について
(4) 会員問題に関する各クラブの意見交換と取りまとめについて
(5) 新クラブ結成の推進について

2. 構 成

ゾーン・レベル会員委員会の構成員は、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン会員顧問、ゾーン内各クラブ会員理事である。

3. 会 議

(1) ゾーン・チェアパーソンが会員顧問と連名で会員理事を召集し、会員顧問の主導で開催する。
(2) 会議は年4回以上開催するものとし、地区会員増強プログラムの徹底、会員の増加と強化、会員の研修対策、他クラブへの会員推薦、新クラブ結成等について、協議する。

4. 報 告

ゾーン会員顧問は、委員会終了後一週間以内に会議要録を作成し、出席者に回付するとともに、リジョン・チェアパーソン並びに地区会員委員長に報告する。地区会員委員長は所見を付し、地区ガバナーに報告する。

5.ゾーン・レベル会員委員会協議の一例

第1回委員会（8月/第1回キャビネット会議終了後早急に）

(1) 地区ガバナーの運営方針の徹底
(2) 地区会員委員長の運営方針の徹底
(3) ゾーン・レベル会員委員会の趣旨の徹底
(4) 各クラブの会員増強計画（予めアンケートを取っておく）
(5) 新クラブの結成について
(6) 会員問題に関する各クラブの問題点および意見

第2回委員会（10月）

(1) 会員問題に関する各クラブの問題点および意見

⑵　新会員の獲得と退会防止方策
⑶　魅力あるクラブ運営の推進
⑷　例会出席率 100%方策
⑸　新会員の入会式およびオリエンテーション
⑹　新会員に対するスポンサーの責任

第３回委員会（2 月）
⑴　会員問題に関する各クラブの問題点および意見
⑵　会員増強関連アワードについて
⑶　３回連続例会欠席者対策および退会者の理由分析
⑷　新会員オリエンテーションについて
⑸　他クラブへの新会員推薦

第４回委員会（4 月）
⑴　会員問題に関する各クラブの問題点および意見
⑵　各クラブ会員増強計画の確認と対策
⑶　次年度申し送り事項の確認

第５回委員会（6 月）
⑴　会員問題に関する各クラブの問題点および意見
⑵　新旧会員委員の引継ぎ

第20章 グローバル会員増強チーム（GMT）、グローバル指導力育成チーム（GLT）、地区ガバナー・チーム、家族及び女性チーム（FWT）

1. GMT と GLT

(1) 概要

グローバル会員増強チーム（GMT）は、継続的、集中的かつ総合的な会員増強活動の国際的枠組みを提供します。グローバル指導力育成チーム（GLT）は、協会の未来の活力を大きく左右する指導力育成をこれまで以上に重視します。積極的な研修とリーダーシップ育成プログラム、そして必要な情報、指導、意欲喚起を提供することで、優れたリーダーの特定と育成に取り組みます。

GMT と GLT のメンバーは力を合わせ、現職および未来のライオンズリーダーを特定・育成し、研修などの機会の活用を奨励するとともに、奉仕と献身を通じた会員増強に取り組みます。

(2) 体制

二つの組織は、執行協議会により国際レベルで結びつき、かつ調整されます。GMT/GLT 執行協議会は、国際会長と第一および第二副会長による指導のもと、GMT、GLT それぞれに対する監督および指導を行います。

GMT と GLT はまた、国際コーディネーター、国際理事会の会員増強委員長、リーダーシップ委員長、および地区及びクラブ・サービス委員長から構成される合同運営委員会のほか、各会則地域リーダーからさらなる支援を受けます。

両チームとも、特定の会則地域やエリアを担当するリーダーたちにより構成されます。チームのメンバーは、地域のニーズを十分分析した上で適切なプログラムの開発と実施を行えるよう、3 年間の任期で任命されます。全メンバーは毎年見直しが行われ、実績に基づき再任となるかまたは解任かの確認がなされます。

(3) 複合地区

各複合地区は、GMT と GLT の二つのチームを編成します。各チームは複合地区コーディネーター、協議会議長、指導力育成に見識の高いライオン（両チームとも 3 人を上限とする）で構成されます。複合地区の GMT および GLT コーディネーターならびにチームの他のメンバーは、GMT および GLT エリアリーダーならびに協議会議長との相談のもと、複合地区ガバナー協議会が任命します。

(4) 地区

各地区は、GMT および GLT の二つのチームを編成します。地区の GMT をリードするのは地区コーディネーターおよび地区ガバナー・チームであり、会員増強およびクラブ結成に重点的に取り組む会員増強・EXT 委員会とクラブの向上・発展に重点的に取り組むクラブサクセス委員会の二つの組織も設けられます。地区の GLT を構成するのは、地区コーディネーターおよび地区ガバナー・

チームであり、第二副地区ガバナーが地区ガバナー・チームとの連絡役を務めます。必要に応じて他の見識あるライオンをチームに加えることができます。地区の GMT および GLT コーディネーター、ならびに他のメンバーは、地区ガバナーがエリアリーダー、複合地区コーディネーター（該当する場合）、第一および第二副地区ガバナーと相談の上、任命します。

2. GMT と GLT はライオンズクラブの発展を担う新体制

2011 年度からこれまでの協会の成長を担ってきた MERL（メンバーシップ・エクステンション・リテンション・リーダーシップ）プログラムが発展的に解消され、新たにグローバル会員増強チーム（GMT）とグローバル指導力育成チーム（GLT）の 2 チームでクラブの活性化と強化を目指す新体制がスタートしました。国際協会の GMT・GLT 会則地域リーダー並びにエリアリーダーおよび複合地区の GMT・GLT コーディネーターの指導を受けて、準地区そしてクラブにおいて、会員増強や指導力の育成を図ることが求められています。

組織改編の経緯を振り返り、実践的な役割を果たす地区レベル／クラブレベルでの取組を紹介します。

主たる目的

GMT ◎ ライオニズムの高揚
◎ 新会員獲得　新クラブ結成
◎ 会員維持　退会防止　その他

GLT ◎ ライオニズムの高揚
◎ リーダーの発掘　養成
◎ リーダーシップ研修　その他

(1) GMT・GLT の組織

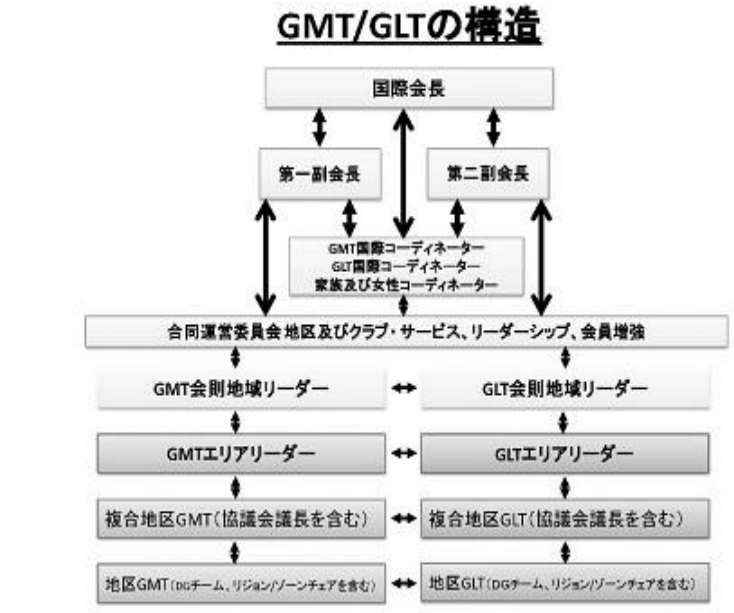

GMT/GLTの構造は、世界各地のライオンズクラブの健全性と活力を積極的に支援するために設けられています。

2014 年 10 月スコッツデールで開催された国際理事会で、GMT と GLT と同様の組織構造を持つ家族および女性チーム（FWT）を設置するパイロット・プログラムが承認されました。この日本における試行プログラムは 2017 年 6 月までに、女性と家族会員の日本におけるさらなる増強、既存ネットワークからの開拓、および奉仕や活動への参加を促進することを目的としています。

(2) 地区における活動

GMT、GLT は国際会長が両チームの委員長を務め、各会則地域と各エリアにリーダーを置いた国際チームが組織され、更に複合地区、地区にはコーディネーターが配置されています。これら組織の活動はすべて地区と単一クラブレベルの実践的な取り組みを促すためにあります。

地区においては GMT、GLT の地区コーディネーターを中心に、地区ガバナー・チームと関連委員会が地区 GMT チーム、地区 GLT チームを構成します。地区ガバナー・チームでは第 1 副地区ガバナーが GMT を、第 2 副地区ガバナーが GLT を担当して連携を取る仕組みが構築されます。

(3) クラブでの取組

GMT 及び GLT の地区チームからは、クラブ活性化の助けとなるさまざまな情報やツールが提供されます。しかし当然のことながら、会員を維持し増やすのも、リーダーとなる人材に機会を与え経験を積ませるのも、クラブのやる気があってこそ成し遂げられるものです。

例えば GMT では、クラブサクセスを実践するためにディスカッションを主体としたワークショップの開催を勧めています。クラブ内の指導力育成にはメンター・プログラムが有効でしょう。そうしたツールを積極的に取り入れ、活用することで、クラブの活性化につなげましょう。

3. GMT について

(1) GMT の活動

すべての地域において会員数とクラブ数を増加させる

- ◆ 新クラブ結成と現クラブの会員増強の二つの活動を実行する
- ◆ 会員増強と会員維持の傾向を分析し地区の GMT 戦略に導く
- ◆ 会員増強戦略を目標とする分野で実践する（例：女性会員、家族会員、若い会員、キャンパス会員など）
- ◆ 新クラブ結成計画を作成し、エクステンション・チームを組織する
- ◆ 年間企画に合わせて増強キャンペーンを計画する
- ◆ (1) 入会する元会員　(2) 入会見込者のリストを作る
- ◆ ゾーン・チェアパーソンやクラブ役員が積極的な活動をするよう動機づける

長期的な会員維持を実現するため「クラブサクセス」を推進

- ◆ 効果的な奉仕活動を可能にするため、1 クラブの会員数を 20 人以上にする努力を促す
- ◆ クラブ成功のため特に奉仕活動を促進する
- ◆ 弱体化クラブを支援するためクラブ再建の専門家を育成する
- ◆ GLT 地区コーディネーターを支援しクラブ役員研修、新会員オリエンテーションを実施
- ◆ 問題を抱えたクラブを発見するため「クラブ健康評価」報告の調査を行う

- ◆ 定期的に退会者の出口調査を行い解決可能な問題を明確にする
- ◆ 新クラブが健全に成長するため公認ガイディング・ライオンを監督する

(2) GMT に関する Q&A

GMT とは何？どんな活動をするの？リーダーに尋ねた５つの質問（ライオン誌 2011 年 12 月号掲載）

回答/後藤隆一 GMT 副会則地域リーダー（元国際理事/千葉県・柏中央 LC）

Q GMT とは何ですか？またその目的は？

A GMT（グローバル会員増強チーム）は 2008 年７月に開始された会員増強活動を促進する国際協会のチーム・プログラムです。今年７月からこれまでの MERL が解消され、MER は GMT へ、L は新設の GLT（グローバル指導力育成チーム）へと変革を遂げました。目的は、継続的、集中的かつ総合的な会員増強活動の国際的枠組みを提供することです。今年度から拡張された複合地区/準地区 GMT の各チームは、クラブの充実と成功のため、国際レベル、会則地域レベル、そして地区レベルに至るまで密接に連携し合いながら、会員各位の奉仕に掛ける情熱とその輪の広がりを応援します。

Q 今年度の具体的数値目標はあるのでしょうか？

A 各地区ガバナーは、就任前のエレクト期間中にゾーン・チェアパーソン予定者等からの情報を参考にして、地区会員増強目標を策定し GMT エリア・リーダーへ報告しました。この結果、今年度始期における日本 35 準地区の目標数値合計は、新会員 8,621 人+チャーター・メンバー（37 新クラブ）902 人－退会者 5,194 人で、差し引き 4,329 人の純増となっています。

Q GMT は地区レベルではどんな活動をするのでしょうか?

A 地区 GMT コーディネーターの下には、それぞれ 3～4 人のメンバーで構成される㋐会員増強・エクステンション委員会及び㋑クラブサクセス委員会が編成されます。㋐の主な分掌は全般的な会員増強、特に家族及び女性会員増強、若手会員増強、クラブ結成、支部設立等であり、㋑のそれは、地域奉仕、会員サービス、メンタリング、クラブ再建、情報資料、IT 活用等による会員維持となります。地区 GMT は、リジョン・ゾーン・クラブのリーダーに対し会員増強の機会・戦術・目標について伝え、各種関連資料の活用推進を勧めます。GMT には、新会員と新クラブの増加を通して、またクラブの活動を向上させることにより会員の維持率を高めることで、総体的会員増強を図る責任があります。

Q 単一クラブにも GMT を作るべきでしょうか?

A 作ることは可能です。しかしクラブ内に新しい組織を作ることだけを目的にすべきではありません。まずは地区 GMT を活用してクラブ向上を図り、クラブなりの会員維持と増強の施策を見いだし、クラブ会長のリーダーシップと既設の担当各委員会を始めとしてメンバーの一致協力により、クラブ活性化の道をしっかりたどることが肝要でしょう。

Q クラブが活性化を図る取り組みの具体例があれば教えてください。

A 多数ありますので、以下個条書きにします。

- ◆ クラブサクセス・ワークショップを開催し、クラブ向上を認識し会員維持に結び付けた。
- ◆ 女性及び若手会員増強に関して、地区担当チームの助力により前進した。
- ◆ クラブ支部プログラムの研修を受け、二世中心の支部を設立出来た。
- ◆ 奉仕事業の見直しによりクラブのメンバーがライオンズであることの誇りを再認識し、退会が減った。

- ◆ 新しいアクティビティ報告システムの利用により、世界の同志と情報を共有する楽しさを発見した。
- ◆ クラブ再建プログラムを学び、クラブを閉じずに再出発出来た。
- ◆ E クラブハウスの導入で、クラブの活動を会員と地域に広く発信出来るようになった。
- ◆ メンバーの多くが協会公式ウェブサイト（www.lionsclubs.org）の「クラブ情報センター」を訪れることにより、クラブ全体の情報資料に対する認識と知識が向上した。

4. GLT について

準地区はそれぞれ地区の GLT を編成します。これは、地区 GLT コーディネーターと第二副地区ガバナーを連絡調整役とした地区ガバナー・チームにより構成されます。必要に応じて他の見識あるライオンをチームに加えることができます。地区 GLT は地区 GMT と協力しながら活動します。（地区ガバナー・チームは、GLT と GMT のどちらにおいても、地区レベルの活動の核となる）地区 GLT コーディネーターと他の GLT メンバーは、GLT エリアリーダー、複合地区 GLT コーディネーター、第一および第二副地区ガバナーと協議の上、ガバナーが任命します。

(1) GLT の活動

すべてのレベルにおいてリーダーとなる人材を発掘し育成

- ◆ 客観的な基準に基づき、リーダーとなる素質のあるライオンを見極める
- ◆ 指導力育成の機会についての情報を会員に伝える
- ◆ 素質のあるライオンに、指導的役職を引き受け、技能を磨くよう勧める
- ◆ ライオンズ・リーダーシップ研究会の修了者やその他研修を受けたライオンに、指導的役職に積極的にかかわるよう促す
- ◆ 地域において既にリーダーとして活躍する人物を新会員として勧誘するよう会員に働き掛ける

リーダーが最大限に技量を発揮出来るよう研修・教育を行う

- ◆ 年間の指導力育成計画を策定する
- ◆ 副地区ガバナー研修の効果的な実施を徹底させる
- ◆ ゾーン・チェアパーソンやガイディング・ライオンのための研修を企画する
- ◆ クラブ役員研修が効果的に行われるようにする
- ◆ クラブ向上プロセス（CEP）ワークショップを実施する
- ◆ ライオンズ・メンター・プログラムを通じた積極的なコーチングを促す

(2) GLT に関する Q&A

GMT とは何？どんな活動をするの？リーダーに尋ねた 4 つの質問（ライオン誌 2012 年 1 月号掲載）

回答/山田實紘 GLT 副会則地域リーダー

（国際理事会アポインティー/元国際理事/岐阜県・美濃加茂 LC）

Q GLT とは何ですか? またその目的は？

A リーダーシップはこれまで、MERL プログラムの中の一つとしてその役割を担ってきましたが、MERL の組織が複雑であることから、よりシンプルで機能的な組織とするため、3 年前に

発足したグローバル会員増強チーム（GMT）、そして今年度から始動したグローバル指導力育成チーム（GLT）の２つのチームに改編されました。これまで会員増強が強力に推し進められてきましたが、その一方で質の低下が懸念されています。GLT は質を保ち、高める役割を担い、今後は２つのチームが連携して質と量の両方の向上を図っていきます。質と量は一方が高くなると、もう一方が低くなるものだという考え方があります。確かにバランスを取るのは難しいことですが、私は質が高くなれば、それが評価されて量も増えると考えています。

Q　日本の会員の多くは仕事上や地域において既にリーダーの立場にありますが、更に指導力を養う必要があるのでしょうか？

A　国際協会のプログラムや指針は全世界のライオンズを対象にしたもので、日本向けに作られているわけではないことを、まず理解して頂きたいと思います。それぞれの国に合った運用をしていく必要があります。日本の会員に企業のリーダーや地域で指導的役割を果たす人が多いのは確かですが、本当にリーダーシップがあるかというと、必ずしもそうではないと思います。日本には「赤信号みんなで渡れば怖くない」という横並びの平等主義があって、突出したリーダーが出てきにくい傾向にあります。私の年代では学校でも社会でも、リーダーシップについて教わる機会は全くありませんでした。私が初めてそれを学んだのは、1996 年に受講した地区ガバナー・ エレクト・セミナーでのことです。この時には大学教授による講義があり、リーダーシップにはトップダウン型とボトムアップ型があることなどを教えられ、なるほどと思いました。そうしたリーダーシップに関する知識やスキルは、ライオンズだけでなく、仕事や社会生活の中でも役に立つはずです。

Q　GLT は具体的にどのような役割を果たすのでしょうか？

A　GLT には大きく分けて二つの役割があります。研修や教育を通じて現在のリーダーが十分に力量を発揮出来るようにすること、そして、各レベルにおいて、将来のリーダーとなる人材を発掘し、育成することです。

Q　単一クラブでは、どんなことをすればよいのですか？

A　クラブ・レベルでは、「クラブ向上プロセス（CEP）」プログラムに則ったワークショップを実施したり、「ライオンズ・メンター・プログラム」を取り入れることによって、クラブと会員の向上が図られます。各地区には GLT 地区コーディネーターがおりますので、クラブの役に立つツールや情報の提供を始め、アドバイス、助力があるはずです。GLT のもう一つの役割、リーダーの適性がある人材を見いだし、育てていくことは、クラブ、地区、そして協会の将来を左右する非常に重要な仕事です。現在リーダーの立場にある人が、自分に追いつき、追い越していくような人材を育でなければ組織の発展は望めません。無論、新たな芽を摘むようなことは、断じであってはなりません。クラブや地区のリーダーの皆さんには、将来を担う有望な若いリーダーを発掘し、育てて頂きたいものです。

(3)　指導者育成のためのプログラム

（1） 地区ガバナーエレクトセミナー
（2） クラブ役員オリエンテーション
（3） ライオンズ・リーダーシップ研究会
（4） 上位ライオンズ・リーダーシップ研究会
（5） 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会（国際協会からの補助金あり）

（6） 講師育成研究会
（7） 複合地区での研修会
　ア　次期五役研修会
　イ　その他

5. GMT と GLT の協力関係

(1) ライオンズクラブ国際協会が増え続ける各地域社会のニーズに対応しようとするのであれば、会員増強は欠かせません。有能な指導者チームは、質の高い有意義な奉仕を行えるよう、会員たちに不可欠な情報を提供し、指導や意欲喚起を行います。

会員増強と指導力育成は、ライオンズとして引き続き、地域で必要とされる奉仕を提供し、「われわれは奉仕する」というライオンズの使命を果そうと努力していく上で極めて重要です。

これがグローバル会員増強チーム（GMT）とグローバル指導力育成チーム（GLT）が設立された理由です。

これら二つのチームは共に、以下の三つの基本的な目標をもっています。

- 継続的な会員増強
- クラブのさらなる向上
- リーダーシップの質向上

(2) GMT と GLT は並行して存在する二つの独立したチームでありながらも、協力し合うことにより、それぞれがもたらすプラスの影響が最大限引き出されることになります。

協力し合うことで確実に個々の才能がより効果的に生かされます。単独で会員を増やし指導力の質を高めるのに必要となる知識、スキル、経験のすべてを持ち備えたライオンは誰一人としていません。協力し合うことにより、GMT および GLT の効果が最大限生かされ、それぞれが有する特別な知識とスキルを活用することが可能となります。

例：GMT がクラブや会員の課題とその対処に利用できる支援プログラムについての知識を活かし、会員の経験を良いものにしたいと願うクラブをいくつか特定します。これらのクラブに対して GMT はクラブ向上プロセス(CEP)に参加するよう促し、クラブが CEP に関心を持っていることを GLT に伝えます。研修や参加型の講義実施に専門知識を有する GLT は、CEP ワークショップを計画し、それが効果的に実施されるように計らいます。

協力関係は互いを刺激し合い、独創性を湧かせる源です。率直で一貫性のあるコミュニケーションを取り合い、課題、機会、アイディアを共有することで、個々では発見できなかったであろう新たな考えや見方ができるようになる可能性があります。GMT および GLT は、課題や問題に取り組むための最も効果的な計画策定において互いに助力し合うことができます。

例：GMT が地域において新規のライオンズクラブ結成につながる目前の機会を特定します。GMT コーディネーターは、地域に存在するガイディング・ライオンの経験が比較的浅いことから、新クラブが結成された後の支援や指導のことが気がかりです。そこでこのことを GLT コーディネーターに相談すると、GLT コーディネーターは、GLT が隣接地区でガイディング・ライオンの研修を行ったばかりで、その進行役の一人が非常に有能な公認ガイディング・ライオンだったと答えます。GMT コーディネーターと GLT コーディネーターは二人で、進行役を務めたこの公認ガイディング・ライオンと経験の浅いガイディング・ライオンの間にメンタリング関係を築くことを決めます。

協力し合うことが、よりタイミング良く目標を達成することにつなげてくれます。

GMT と GLT がそれぞれの特定の目的について互いに通じ合っていることにより、それぞれ自らに課せられた責任に焦点を合わせながら他方の努力を補うことができます。そしてその結果、短期間のうちに目標が達成できる可能性も生まれます。

例：GLT の目的の一つは、リーダーとなる可能性のある人物を見つけ出すことです。GMT が担当地域内のゾーン・チェアパーソンらと連絡を取り合っているうちに、あるゾーン・チェアパーソンの熱意と能力に感心させられます。このゾーン・チェアパーソンに地域で行われる研修行事に出席するよう勧めますが、時間的なゆとりがないからという理由で応じてもらえません。GMT がこのことを GLT に伝えると、GLT がそのフォローとして、このゾーン・チェアパーソンとさまざまな選択肢について話し合い、適切なオンライン研修や育成の機会を提言します。

(3) GMT には、新会員の増加と新クラブの結成を通して、またクラブを向上させることにより会員の維持率を高めることで、会員増強を図る責任があります。GLT の責任は、新たなライオンズ指導者候補を見つけ出し、その育成を促すと同時に、ニーズに見合った研修や育成プログラムの実施を通じてライオンズにおけるリーダーシップの質を高め、最大限能力が発揮され、ライオンズが成功するよう努力をすることです。この二つのチームが効果的に協力し合うことでもたらす全体的な効果は、その一つ一つを合計した場合よりも大きなものとなるはずです。

6. 地区ガバナー・チーム

(1) 地区ガバナー・チームの目的

変化のめまぐるしい今日、誰もが家庭、職場、ボランティア活動において、それぞれの役割をうまくこなさなければならなりません。地区ガバナーの役割は複雑であり、質量共に多くを要求されるものではありますが、地区ガバナーは責任を第一副地区ガバナーおよび第二副地区ガバナーと分担することができます。地区ガバナー・チームというこの概念により協力関係が育まれ、地区運営の継続性がもたらされると共に、第一および第二副地区ガバナーにはガバナー職を努める準備を一層入念に行う機会が与えられます。

地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーが地区ガバナー・チームを構成し、力を合わせ地区において効果的にリーダーシップを発揮します。チームのリーダーとして地区ガバナーは、地区運営全般を監督するだけでなく、チームの戦略策定、両副地区ガバナーの指導および意欲喚起、総合的なチームの実績監督にも責任を持ちます。

地区の主要リーダーであるガバナーは極めて多忙です。第一副地区ガバナーおよび第二副地区ガバナーに必要に応じて責務を効果的に委任することにより、地区の運営と一般的な業務を向上させることが可能となり、同時に副地区ガバナーにとってはそれぞれがいずれガバナーとして指導的役割を担うための準備にもなります。

(2) 効果的な地区ガバナー・チーム

地区ガバナー・チームは地区を効果的に管理・運営し、地区を発展させ、将来に向け活力を高めていくことに責任を持ちます。成功を収めるチームとは、単なる人々の集まりではありません。地区ガバナー・チームの成功、そしてガバナー・チームが任期中指導に当たるすべての特別なチーム

の成功を最大限のものとするために、下記に挙げられる、高い実績を収めるチームの特徴を検討してください。

・ビジョン、目標、進路の共有

チームのメンバー全員がチームのビジョン実現に献身している。ビジョンが何であるのかを正確にチームが知っているのは、そのリーダーがコミュニケーションのなかでそのビジョンを強調することにより、チームに注意を向けさせ続けるからである。チームのリーダーは、チームとしての全体のビジョンを支持しながら、チームの各メンバーがそれぞれのニーズを満たせるよう努力する。チームリーダーは、チームのメンバー全員が明確に定義された目標を持つことを確実にする。そして各メンバーはそれらの目標達成に必要な努力を注ぐ意欲に満ちている。チームメンバーは、明確に定義された目標の達成を各自の役目がどのように支援するかを理解しており、可能な場合にはチームの全体的な成功に自分がどのように貢献するのかを明記した各々の目標と行動計画を作成する機会も与えられる。

・個人およびチームとして担う役割遂行への決意

チームメンバーにははっきりとした期待が寄せられている。同時に各自の役割の一つひとつが他のすべてのメンバーの役割とどのように結びついているかも理解しており、互いの努力に依存し合っていることを認識している。チームのリーダーは、メンバー一人ひとりの任務遂行を確実なものとする一方、チームメンバーが一つのチームとして機能できるようにするプロセスやアプローチを編み出していくにあたり、彼らを支援する。

・多角的なコミュニケーション

チームメンバーは問題を解決し、互いにコミュニケーションを取り合い、現行の課題や新たな問題についてチームリーダーに常に最新情報を伝える。真の協力は、定期的に自由なコミュニケーションを交わすことによってのみ可能である。チームリーダーは一貫性のある多角的なコミュニケーション展開に注意を向ける。

・権限共有

有能なチームリーダーは、チームのメンバーが機能できるよう、チームの結果に対する権限をチームのメンバーと共有する。チームのメンバーは決断に対する承認を得る方法と時期を理解しているとともに、必要に応じて自主的に決断を下す責任を負う。

・多様性に対する理解

有能なチームリーダーはチームメンバーに対し、それぞれが持つユニークな強みや才能、そして弱みを理解するよう奨励する。最も優れたチームリーダーは、一人ひとりの違いと個人的な経験に対する尊重を促す。チームリーダーは、チームメンバーの選択において、チームに相補的なスキル、ユニークな経験、多様な見地をもたらす人材を意識的に選ぶ。

・相互援助および信頼

優れた功績を収めるチームは相互援助および信頼関係を実演表明する。チームメンバーは、思い切って物事に取り組み、考えや提案を自由に共有するよう奨励されるので、建設的な意見が頻繁に交わされる。チームが一つとなって課題に取り組み、障害を乗り越え、好機をとらえるのである。チームのメンバーは互いに信頼しあっている。

優れた成績を収めるチーム作りは簡単な仕事ではない。しかしながら、地区ガバナー・チーム、つまり地区の指導者として上記の特徴が持てるよう意識して取り組むことにより、可能性を最大限引き出し、地区のビジョンを実現させることが可能となる。

(3)　地区ガバナー・チームと GMT、GLT

このように協力し合って任務をこなすチームアプローチは、地区の運営を向上させ得るのみならず、副地区ガバナーがより自信に満ちた有能な地区ガバナーとなれるよう、2 年間の準備期間も与えます。第二副地区ガバナーは任期中地区がどのように機能するかを学ぶことができると同時に、地区のグローバル指導力育成チーム（GLT）との主要連絡役を務めるほか、ライオンズクラブ国際協会の各種プログラムについて知識を高め、地元のクラブのニーズを見極めます。そして第一副地区ガバナーの任期中には、クラブと会員の増強にいっそう重大な責任を担い、さまざまな特別任務に関して地区のグローバル会員増強チーム（GMT）との主要連絡役を務め、要請があれば会議や行事で地区ガバナーの代理を務めます。

地区においては、GMT、GLT の地区コーディネーターを中心に、地区ガバナー・チームと関連委員会が地区 GMT チーム、地区 GLT チームを構成します。地区ガバナー・チームでは第一副地区ガバナーが GMT を、第二副地区ガバナーが GLT を担当して連携を取る仕組みが構築されます。

7.　家族及び女性チーム(FWT。Family and Women Team)

(1)　2014 年 10 月、スコッツデール国際理事会において、会則地域Ⅴ（東洋、東南アジア）及びⅥ（インド、南アジア、アフリカ、中東）に、GMT、GLT と同じ構造の、家族及び女性の会員増強組織を設けるパイロット・プログラムが承認されました。

(2)チームの活動

家族と女性会員の増強、家族と女性会員のライオンズにおける活動の推進、意識と行動力を高めること、複合、地区の GMT、GLT コーディネーターと協力しながら、家族及び女性に関する対応を行い、新クラブと支部結成をはかり、入会促進を行ない、退会防止に努めます。女性が積極的にライオンズを学び、リーダーシップを発揮する機会を得るよう奨励します。

(3)　日本における試行プログラムであり、任期は、毎年見直しをしながら、3 年間です。

現在、

家族及び女性会則地域副リーダー（日本担当）
家族及び女性エリアリーダー（東日本担当）
家族及び女性エリアリーダー（西日本担当）
家族及び女性複合地区コーディネーター（各複合地区正副 2 名）
家族及び女性地区コーディネーター（各地区正副 2 名）

の選定が進められています。

≪第16版≫ 2015/4/14 発行

複合地区について

第1章 複合地区について

1. 複合地区とは

複合地区はライオンズクラブ国際協会の行政的機構であり、複合地区内すべてのライオンズクラブの前進と発展のために“よりよい政策”を協議し、立案する場であります。複合地区には、複合地区内のすべての地区ガバナーおよび前・元ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長からなる、複合地区ガバナー協議会が設けられます。複合地区の年次大会あるいはこのガバナー協議会で決定された政策は、それぞれの地区ガバナーを通じて地区内すべてのライオンズクラブに伝達され、徹底され実行されなければなりません。

後に詳述しますが、複合地区とは二つ以上の複数の準地区からなる地域であり、現在の日本ライオンズの複合地区分布は、北海道から沖縄まで都道府県別行政の単位を基盤として、330～337 まで８つの複合地区で構成されています。

ちなみに私共中国・四国地方は、336 複合地区と称され、A 地区（四国４県）・B 地区（岡山・鳥取）・C 地区（広島）・D 地区（山口・島根）の９県に所属されているクラブにより構成されています。

即ちライオンズクラブ国際協会から認証を受けたすべてのライオンズクラブは、その結成された管轄地域内において、地区ガバナーにより原則として４から８のクラブからなるゾーンに編入され、その複数のゾーンは 10 から 16 のクラブからなるリジョンを構成しています。そのリジョンの集合体が一つの地区となっているわけであります。以下複合地区の会則上の定義、複合地区の目的、複合地区分割の経緯、複合地区の運営と組織の現在、そのあり方について述べたいと思います。ライオンズクラブ国際協会も複合地区も、その基盤となる会員は承認された一つ一つのライオンズクラブであります。あくまで主権は我々個々のライオンズクラブに存在するという認識を堅持し、あらゆる場において、その理念が尊重されるよう努めねばなりません。

(1) 複合地区の定義

複合地区（Multiple District）とは二つ以上の準地区（Sub District）から成る地域であり、その地域内で国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成るというのが､会則上の定義です。

(2) 複合地区の目的

国際協会の行政的機構としての本組織はライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、

1）複合地区内ライオンズクラブの融和協調を図ること
2）ライオニズムの高揚を図ること
3）複合地区内の各準地区の運営の円滑化を図ること

などを目的とします。

(3) 日本の複合地区の構成

① 沿 革

1952. 3. 東京クラブ結成
1955. 5. 第 1 回 302 地区大会（神戸市）
1959. 7. 302 地区が E、W の 2 地区に分割され、それまでの単一地区から複合地区となる。
1964. 6. 初めて複合地区大会が開催（東京都）される。
1970. 7. 302 日本複合地区が 302E 複合地区と 302W 複合地区の二つに分割される。
1976. 7. 302E および W 複合地区が 8 複合地区に分割される。

② 複合地区分割

1976 年 7 月、下記理由により 330～337 の 8 複合地区に分割されました。

- 会員増大のため複合地区大会開催が困難になった。
- 地域社会と密着するためには広域過ぎる。
- 世界の平均と余りにもかけはなれた現状で、その運営に無理が生じ始めた。

(4) 複合地区の運営

複合地区の運営は、複合地区会則第 12 条に則り、複合地区内全会員より会費を徴収し、運営されるため、あくまで公正・明確に行われなければなりません。

① 役 員

複合地区の役員には、ガバナー協議会構成員および構成員以外の役員として、ガバナー協議会が選任する者をもって、これに充てます（複合地区会則第 4 条）。その任期は地区ガバナーの任期と同じと定められています。

② 複合地区ガバナー協議会

複合地区は、複合地区内のすべての現地区ガバナーまたは元ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長のもとにガバナー協議会を設けます。なお、ガバナー協議会の構成員および投票権を持たない顧問は、国際付則第 8 条第 4 項および複合地区会則第 5 条によって定められています。

③ ガバナー協議会議長

議長はガバナー協議会を代表し、国際理事会の一般的監督のもとに管理運営促進者となり、国際付則第 10 条第 1 項並びに複合地区会則第 5 条 6（a）～（i）までの職責を果たします。

協議会議長は、就任する時点で、現または元地区ガバナーになっていなければなりません（国際付則第 8 条第 4 項）複合会則第 5 条 4 には、現または前・元地区ガバナーとなっています。

また、「任期の途中において議長職に空席が生じた場合には、残る任期について速やかにガバナー協議会を開き、後任議長を国際付則第 8 条 4 項の規定に従って選ぶことができる。その空席を埋めるまでは、副議長が議長代理としてその任務を果たし、議長と同じ権限を持つ。副議長が空席となった場合にはガバナー協議会構成員の中から後任者を選ぶ」（複合地区会則第 5 条 6（ｉ））。

(5) ガバナー協議会の権限

ガバナー協議会は、国際会則および付則の規定、国際理事会の方針および国際大会の方針、複合地区会則および複合地区年次大会の決定に従い、主として次の任務を遂行します。

1) 複合地区の運営を管理する
2) 役員を選任する（委員長、委員、日本レベル委員等）
3) 会議を開催する（ガバナー協議会、各種委員会等）
4) 資金を管理し、運用する
5) 複合地区年次大会について
   (ア) 開催地の決定
   (イ) 大会委員長に指示すべき事項の決定
   (ウ) 大会議事規則、大会役員の決定
6) 複合地区諸規定の決定
7) ガバナー協議会事務局の設置、管理

(6) ガバナー協議会議長の解任

2014 年９月からガバナー協議会議長の解任が出来るように変更されました。

協議会の過半数の要請によって、協議会議長解任を目的とした特別会議が開催され、正当な理由があればガバナー協議会の全構成員の３分の２の賛成投票により解任することが出来るようになりました（国際付則第８条第６項）。

2. 336 複合地区の定例会議

(1) 336 複合地区ガバナー協議会

複合会則ではガバナー協議会の定例会議は年３回とし、その他、必要に応じて開くことできるとありますが、336 複合地区では、任期中 4～5 回のガバナー協議会を開催しています（8 月、10 月、1 月、3 月、年次大会直後）。なお、第 1 回定例会議は地区ガバナーの正式就任後 60 日以内に開くことになっています。

- 会議は構成員の３分の２の出席をもって定足数とし、決議は出席構成員の３分の２以上をもって決します。構成員以外の複合地区役員は、招集に応じてガバナー協議会に出席し、意見を述べることができますが、投票権は持ちません。
- 会議の議案録は予め事務局運営委員会によって作成され、会議 10 日前迄に出席者に送付されます。
- 会議に当たっては、討議に必要な充分な時間を設定し、かりに時間がないからというような理由で、審議を尽くさずに結論を出すようなことのないように留意しなければなりません。

- 議事の進行は議決を要する協議事項、承認を要する報告事項の順に先議し、極力重要事項の審議に時間を配分するよう留意します。
- 議事録は会議終了後、7 日以内に作成し、出席者、その他必要なところへ送付します。
- 定例会議の他、必要により構成員による臨時ガバナー協議会を開き、緊急事項等を決定します。その際会議の定足数は構成員の３分の２であり、その議事録は次回の定例会議までに構成員およびその他の複合地区役員に送付します。

① 定例会議で協議する事項

1）第１回ガバナー協議会（8 月）

(ア) 次年度ガバナー協議会構成員役員会議決定事項の確認

(イ) 前年度財務報告、監査報告

(ウ) 年間の会議計画（日程、場所）

(エ) 各種規定内規

(オ) 予算、取引銀行の決定

(カ) 年次大会開催地、開催日（期日はガバナー協議会とホストライオンズクラブで決定する

(キ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項（毎回の議題となる）

（註） 前年度議長を招待し、謝意を表します。

2）第２回ガバナー協議会（10 月）

(ア) 年次大会事務局およびホストクラブ事務局設置、大会予算の決定

(イ) 次年度議長選出準地区について

(ウ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項

3）第３回ガバナー協議会（1 月）

(ア) 年次大会関係案件

(イ) 上半期財務報告、監査報告

4）第４回ガバナー協議会（3 月）

(ア) 年次大会議案の決定

(イ) その他の大会とその関連案件

（註） 会議の前後に次年度の準地区五役研修会を開催します。

5）第５回ガバナー協議会（年次大会後）

(ア) 次年度申し送り事項の確認

（註） 現・次期構成員並びに現・次期事務局運営委員会の出席による引継ぎ会

(2) ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議

ガバナー協議会定例会議の後に開かれる「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」において、336 複合地区役員へガバナー協議会での協議内容が報告されます。また、複合地区各種委員長は、全日本レベル・複合地区レベルの関係事項について共通認識を図るべく「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」で報告します。

「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」は、ガバナー協議会構成員とガバナー協議会構成員以外の複合地区役員で構成され、336 複合地区役員の意見交換の場でもあります。

(3) 事務局運営委員会

ガバナー協議会事務局運営委員会規則により構成、運営が定められています。

定例会議の直前に開催し、会議の円滑な進行を図るようにします。協議会構成員も参加し、議案の理解、会議進行方法等につき一緒に協議しておくことが望ましいでしょう。

3. 全日本レベルの会議

(1) 複合地区議長連絡会議・各種委員長連絡会議

複合地区は、日本の全複合地区と協調してその運営を行うため、必要に応じて複合地区ガバナー協議会議長連絡会議（議長会と略する）および複合地区各種委員長連絡会議を開き、他の複合地区と共通する事項について協議することができます。連絡会議の運営は全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定により行われます。同規定により各種連絡会議は会議世話人を互選しますが、会議世話人は代表権を有する者ではありません。

各種委員長連絡会議の行った決定は議長会で審議された後、それぞれ複合地区のガバナー協議会の同意を得てはじめて有効となります。

議長または各種委員長が、国際会則および付則ならびに国際理事会方針の規定に違反する行為をしたとみなされる場合には、連絡会議出席を控えなければなりません（複合地区会則第６条)。

いくつかの複合地区に共通する事項について、ガバナー協議会議長が当該複合地区ガバナー協議会議長と上記連絡会議とは別個に協議することは差し支えありません。

なお、連絡会議の事務は東京に設置した日本ライオンズ連絡事務所が行うことになっています（複合地区会則第 10 条)。

(2) 全国共通の委員会

ライオン誌日本語版委員会（複合地区会則第９条２による)、国際理事候補者選挙管理委員会（国際理事立候補者推薦手続規則による）の各委員、および日本ライオンズ連絡事務所会計監査委員・ライオン誌日本語版事務所会計監査委員（複合地区会則第９条6, 第 10 条４による）は、ガバナー協議会によって各１名が委嘱され、複合地区役員の扱いがなされることになっています。

(3) 全日本レベルの委員長連絡会議

イ、会則委員長連絡会議

ロ、国際大会委員長連絡会議

ハ、YCE 委員長連絡会議

二、IT 委員長連絡会議

第2章 336 複合地区役員

複合地区の役員には、複合地区会則第４条で、ガバナー協議会構成員およびガバナー協議会が選任する者をもってこれに当てる、とあります。そしてその選任は国際付則第８条第４項および複合地区会則第５条で定められています。

国際付則第８条第４項では、ガバナー協議会は協議会議長を努める現または元地区ガバナー1 名と準地区の地区ガバナーによって構成されるが、協議会議長を含む前・元地区ガバナーの合計数は地区ガバナー総数の２分の１までとされています。

すべての新役員は、複合地区会則第５条５により、複合地区大会終了までに、地区ガバナー・エレクトによって選ばれることになっています。

当複合地区では下記の手順で役員の選任、構成員以外の役員委嘱を行っています。

1. 複合地区役員選任の手順

1. 第３回ガバナー協議会に、次期議長選出ローテーション地区より、現または元地区ガバナーの内から選出された議長予定者名を報告する。

2. 第３回ガバナー協議会後に、次期協議会の構成について、現構成員と第１副地区ガバナーの懇談会を開く。この懇談会は議長の招集により、主として以下の事項等を協議する。
   (1) 追加構成員の問題
   (2) 構成員以外の役員の問題

3. 上記懇談会の経過を踏まえ、第４回ガバナー協議会の前に現構成員と次期構成員予定者の会議を開き、以下の事項等を決定する。
   (1) 次期の追加構成員について
   (2) 次期の副議長２名、幹事１名、会計１名の互選
   (3) 構成員以外の役員の委嘱について
   (4) 次期複合地区年次大会の開催日時・場所について

4. ４月下旬または５月上旬、各準地区年次大会終了後できるだけ早急に、議長はガバナーエレクトを招集して会議を開く。この会議には次期構成員のほか、現構成員も出席し、以上の事項を確認決定する。

■ 留意事項

- 構成員以外の役員委嘱状は、地区ガバナー任期の始まる日付（国際大会終了日）で、議長名により、役員の所属クラブ宛に送付する。

2. 336 複合地区役員の構成について

1. 複合地区ガバナー協議会の構成員については、国際付則第８条４項および複合地区会則第５条によって決定をする。但し、336 複合地区に於いては、現または元地区ガバナーの議長と４名の現職ガバナーとの、５名での編成を原則とする。
2. 構成員の役職の内、議長職（現または元地区ガバナー）については、原則として地区ローテーションを遵守する。その他の役職については、副議長を２名とし、議長出身地区と次年度議長出身地区のガバナー2 名とする。幹事・会計も同様のローテーションとする。
   議長選出地区ローテーションは､8 複合議長連絡会議世話人が同一地区になることを避けるため、2009-2010 年度第２回ガバナー協議会（2009/11/7）において変更された。
   議長については、担当地区内で選出し、第３回ガバナー協議会までに提案する。

年度	議長	副議長	副議長	幹事	会計
2008～2009 年度	*B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2009～2010 年度	A 地区	A 地区	D 地区	C 地区	B 地区
2010～2011 年度	A 地区	A 地区	D 地区	C 地区	B 地区
2011～2012 年度	C 地区	D 地区	C 地区	B 地区	A 地区
2012～2013 年度	C 地区	C 地区	B 地区	A 地区	D 地区
2013～2014 年度	B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2014～2015 年度	A 地区	A 地区	D 地区	C 地区	B 地区
2015～2016 年度	D 地区	D 地区	C 地区	B 地区	A 地区
2016～2017 年度	*C 地区	C 地区	B 地区	A 地区	D 地区
2017～2018 年度	B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2018～2019 年度	B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2019～2020 年度	A 地区	A 地区	D 地区	C 地区	B 地区
2020～2021 年度	D 地区	D 地区	C 地区	B 地区	A 地区
2021～2022 年度	C 地区	C 地区	B 地区	A 地区	D 地区
2022～2023 年度	B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2023～2024 年度	A 地区	A 地区	D 地区	C 地区	B 地区
2024～2025 年度	*D 地区	D 地区	C 地区	B 地区	A 地区
2025～2026 年度	C 地区	C 地区	B 地区	A 地区	D 地区
2026～2027 年度	C 地区	C 地区	B 地区	A 地区	D 地区
2027～2028 年度	B 地区	B 地区	A 地区	D 地区	C 地区
2028～2029 年度以降	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

*……8 複合議長連絡会議世話人

3. 構成員以外の複合地区役員は、各準地区次期第１および第２副地区ガバナー予定者、前・元ガバナー（原則としてガバナー任期終了後４期まで)、および次年度事務局運営委員会委員長、委員予定者とし、役員の選任・委嘱については当該年度のガバナー協議会がこれを行う。
   また、複合地区組織表に複合地区 IT 専門委員を加える。定例のガバナー協議会への召集は、ガバナー協議会の決定による。
4. 各複合地区委員会および委員長の人数をできるだけ縮小することを原則とし、目的の類似した委

員会委員長を併合または兼務する。委員長・全日本レベル委員については、準地区間の公平を守ることを念頭におき、役員ポストを決めなくてはならない。

その際、ライオンズクエスト委員長、レオクラブ委員長、LCIF コーディネーター、GMT コーディネーター、GLT コーディネーター、家族及び女性（FWT）コーディネーターについては、国際協会が 3 年任期としていることに配慮しなくてはならない。その他の委員長、日本レベルの委員についても、2 年間継続が望ましいとされるものがあるなど、適切な対応が必要である。

5. 監査委員については、現議長選出の準地区へは委嘱しないことが望ましい。なお、公認会計士・税理士等会計に明るい者を選ぶことが望まれる。
6. 複合地区役員役職一覧（2015-2016 年度予定）

【複合地区レベル委員長（6 名）】

- 会則・運営マニュアル編集委員長
- PR・ライオンズ情報・IT・アラート委員長
- YCE・国際関係委員長
- 青少年・ライオンズクエスト・RAP 委員長〔任期 3 年： 2015/7/1～2018/6/30〕
- 大会参加・迎接・プロトコール委員長
- 環境保全・保健福祉委員長

【複合地区レベルコーディネーター（6 名）】

- LCIF コーディネーター 〔任期 3 年： 2015/7/1～2018/6/30〕
- GMT コーディネーター 〔任期 3 年： 2014/7/1～2017/6/30〕
- GLT コーディネーター 〔任期 3 年： 2014/7/1～2017/6/30〕
- FWT コーディネーター（正・副） 〔任期 3 年： 2015/4/1～2018/6/30（予定）〕
- 百周年記念コーディネーター 〔任期 4 年： 2014/7/1～2018/6/30〕

【日本レベル委員会委員（3 名）】

- 国際理事候補者選挙管理委員
- ライオン誌日本語版委員
- ライオン誌日本語版監査委員・日本ライオンズ連絡事務所監査委員

【その他役員】

- GMT メンバー（4 名）には各地区第一副地区ガバナーを、GLT メンバー（4 名）には各地区第二副地区ガバナーを委嘱する。
- 336 複合地区監査委員（2～3 名）
- 第 99 回ライオンズクラブ国際大会ホスト委員会常任委員（1 名）および監査委員（1 名）〔任期： 2013/11/1～2016/6/30〕
- その他、必要に応じて複合地区レベル各委員会に副委員長、委員を委嘱する。
- 運営委員長は議長が指名し、各地区キャビネット幹事が運営委員となり、運営委員会を構成する。
- 正・副 2 名の IT 専門委員は、AB 地区、CD 地区より 1 名ずつ選任する。任期は 2 年とし、毎年 1 名ずつ交代する（2 年目委員が正、1 年目委員が副）。IT 専門委員決定の際には IT 委員長に相談する。

3. 336 複合地区組織表（2014～2015 年度）（参考資料）

336複合地区ガバナー協議会構成員			
議長	松前龍宗	A	高松玉藻
副議長	木内千春	A	板野
副議長	竹下雅雄	D	萩
幹事	松尾敏弘	C	福山中央
会計	別所清平	B	米子

336複合地区ガバナー協議会顧問			
谷野徹		D	下関西
藤井基博		C	福山東
名越勉		B	倉吉

336複合地区各委員長			
会則・運営マニュアル編集委員長	岡村聖爾	D	下関北
PR・ライオンズ情報・IT委員長	池田康彦	C	広島
YCE・国際関係委員長	長谷川憲男	A	高知桂
青少年・ライオンズクエスト委員長	金岡誠	B	高梁
大会参加・迎接・プロトコール委員長	福永栄一	C	広島ニュー
環境保全・保健福祉委員長	菅武廣	A	松山湯築

日本8複合地区各種委員会委員			
国際理事候補者選挙管理委員会			
委員	井上亮二	B	倉敷中央
ライオン誌日本語版委員会			
委員	寺越慎一	C	広島平和
日本ライオンズ連絡事務所監査委員			
ライオン誌日本語版監査委員			
委員	坂根勝	D	松江

GMT			
コーディネーター	渡部雅文	B	倉敷西
メンバー	橋本充好	A	高知柏
メンバー	尾﨑博	B	岡山西
メンバー	片岡文彰	C	尾道
メンバー	矢野敏明	D	松江葵

GLT			
コーディネーター	井上亮二	B	倉敷中央
メンバー	真鍋隆	A	こんぴら
メンバー	大谷博	B	岡山
メンバー	安田克樹	C	竹原
メンバー	藤本幸嗣	D	平生

家族及び女性チーム			
コーディネーター	松尾ヒデ子	C	福山フラワー
コーディネーター	齋藤翠	A	石井

LCIF委員会			
コーディネーター	大羽義定	D	益田あけぼの

運営マニュアル編集委員会			
副委員長	山地章靖	A	坂出白峰
委員	一井淳治	B	岡山後楽
委員	迫越正彦	C	呉うるめ
委員	西原透	A	今治中央
委員	大谷博	B	岡山
委員	占部裕	C	福山中央

緊急援助資金委員会			
委員長	松前龍宗	A	高松玉藻
委員	木内千春	A	板野
委員	別所清平	B	米子
委員	松尾敏弘	C	福山中央
委員	竹下雅雄	D	萩

336複合地区監査委員			
委員	一井淳治	B	岡山後楽
委員	寺越慎一	C	広島平和
委員	光貞正明	D	岩国錦

創立100周年記念計画委員会			
委員長	井上亮二	B	倉敷中央

336複合地区第61回年次大会			
委員長	黒木福朋	A	高松玉藻

第99回ライオンズクラブ国際大会ホスト委員会			
常任委員	渡部雅文	B	倉敷西
監査委員	寺越慎一	C	広島平和

東日本大震災支援委員会			
委員長	松前龍宗	A	高松玉藻

8MDIT専門委員			
委員(正)	滝口広志	B	岡山せとうち
委員(副)	池原堅	C	福山久松

ガバナー協議会事務局運営委員会			
委員長	平賀将則	A	高松西
委員	岩佐典秀	A	藍住
委員	渡邉政則	B	米子
委員	占部裕	C	福山中央
委員	斉藤幸男	D	萩

336複合地区
ガバナー協議会事務局
〒700-0907
岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル9F
TEL：086-234-0695　FAX：086-234-0495
E-mail：admin@lions-md336.org

4. 336 複合地区歴代議長・ガバナー（参考資料）

年 度	議 長 名	クラブ	地区	ガバナー名			
				A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
1976～1977年	＊武市 重雄	広島平和	C	＊梶 博久 (徳島)	＊原 悦次 (岡山)	＊武市 重雄 (広島平和)	＊市原 千城 (萩)
1977～1978年	＊宮本 祥郎	津山	B	＊上田 生城 (宇和島)	＊宮本 祥郎 (津山)	＊中村 茂 (因島)	＊河崎 可成 (下関東)
1978～1979年	＊神津 幸直	呉	C	＊上田 栄 (高知黒潮)	＊常田 修 (鳥取中央)	＊神津 幸尚 (呉)	＊平下武千代 (江津)
1979～1980年	＊村田寿太郎	防府	D	＊林 正義 (丸亀)	＊尾崎 芳郎 (児島)	＊原田 東岷 (広島)	＊村田寿太郎 (防府)
1980～1981年	＊瀬川 良雄	徳島中央	A	＊瀬川 良雄 (徳島中央)	＊小田 廣士 (岡山東)	＊峰 重信 (能美島)	＊堀本日出男 (柳井)
1981～1982年	＊岡空 昇	境港	B	＊永井正三郎 (伊予)	＊岡空 昇 (境港)	＊北川範二郎 (府中)	＊森山 松夫 (松江)
1982～1983年	＊武井鹿之助	三原	C	＊下司 孝麿 (高知)	＊浮田 寿夫 (津山)	＊武井鹿之助 (三原)	＊名和田 豊 (山陽)
1983～1984年	＊宇都宮貞尚	徳山東	D	＊松本 彰 (高松玉藻)	＊林 富士郎 (倉敷)	＊斉藤 進 (呉グリーン)	＊宇都宮貞尚 (徳山東)
1984～1985年	＊岡元 大三	徳島眉山	A	＊岡元 大三 (徳島眉山)	名越 勉 (倉吉)	＊長崎 孝 (広島鯉城)	＊斧山信佐久 (益田)
1985～1986年	＊大岸 満正	岡山	B	＊山本 哲也 (新居浜)	＊大岸 満正 (岡山)	＊山仲 一二 (広島デルタ)	＊高藤 博 (岩国)
1986～1987年	＊小林 政夫	福山	C	＊奥島団四郎 (松山道後)	＊松尾 邦也 (津山鶴山)	＊石井 淳 (福山)	＊武田 一良 (下関西)
1987～1988年	＊滝川 弘信	出雲	D	＊金山 光利 (高知桂)	＊尾坂 雅人 (鳥取いなば)	＊向井 達観 (尾道瑠璃)	＊長岡 俊雄 (出雲)
1988～1989年	＊林 正義	丸亀	A	＊石橋 忠男 (高松東)	＊満谷 士郎 (玉島)	＊安田 豊登 (竹原)	＊岡部 厳 (宇部)
1989～1990年	＊千々木昭平	岡山東	B	＊砂川 健治 (徳島西)	＊千々木昭平 (岡山東)	＊山田 隆一 (安芸)	＊山中 健三 (下松)
1990～1991年	＊石井 淳	福山	C	＊桑村 恒夫 (今治)	＊岩崎 實義 (米子グレート)	吉岡 雅也 (神辺)	＊岡田 善富 (松江湖城)
1991～1992年	＊植野 芳樹	柳井	D	宮内 政三 (松山東)	＊赤堀和一郎 (津山やよい)	＊安部 俊美 (三原浮城)	＊植野 芳樹 (柳井)
1992～1993年	＊田岡 登	高知鷹城	A	＊田岡 登 (高知鷹城)	柴田 髙志 (児島鷲羽)	＊赤川 安善 (呉ブルー)	＊下川 好通 (下関響灘)
1993～1994年	植本 辰雄	岡山	B	＊塩田 正久 (観音寺)	植本 辰雄 (岡山)	林 春樹 (広島鯉城)	向 正美 (浜田)
1994～1995年	大井 孝三	広島	C	＊高橋 正文 (徳島東)	＊来間 廉 (米子中央)	大井 孝三 (広島)	緒方 正道 (宇部新川)
1995～1996年	＊古谷 篤生 高岡 祐三	防府ゴールデン 伊予三島	D A	高岡 祐三 (伊予三島)	＊片山 進 (岡山ひかり)	藤井 基博 (福山東)	＊古谷 篤生 (防府ゴールデン)
1996～1997年	＊森川 正俊	松山	A	＊森川 正俊 (松山)	＊山下 忠雄 (真庭)	藤原 寿雄 (尾道)	加藤 哲夫 (出雲中央)
1997～1998年	＊宮本 忠治	呉	C	中澤 芳信 (高知中央)	＊細田 繁基 (鳥取中央)	＊宮本 忠治 (呉)	浜村 悟郎 (岩国錦)
1998～1999年	＊調子 昭雄	広島平和	C	＊久米 一郎 (高松)	＊林 幹彌 (西大寺)	＊調子 昭雄 (広島平和)	岩田 篤明 (松江葵)
1999～2000年	＊鳴本 聡和	下関東	D	荒瀬 孝之 (阿南)	＊高島 宏彰 (米子)	三上純一郎 (広島ニュー)	＊鳴本 聡和 (下関東)
2000～2001年	上原 進	岡山西	B	小松 武道 (新居浜)	上原 進 (岡山西)	＊中野喜代徳 (広島)	前村 隆規 (宇部ときわ)
2001～2002年	宮内浩四郎	松山西	A	宮内浩四郎 (松山西)	＊本渡 劦 (津山)	＊神原 武志 (福山グリーン)	山下 薫 (山口)

2002～2003年	＊安井　昭雄	松江湖城	D	宮地　健三 (高知黒潮)	尾﨑　明雄 (倉吉打吹)	髙田　健司 (福山葦陽)	＊安井　昭雄 (松江湖城)
2003～2004年	村上　義視	尾道みなと	C	石川　俊夫 (三木さぬき)	生田　量一 (岡山ももたろう)	村上　義視 (尾道みなと)	山根　健 (防府ゴールデン)
2004～2005年	中島　順三	井原	B	＊松本　勤 (徳島西)	中島　順三 (井原)	銭村　一雄 (呉グリーン)	永井　義夫 (浜田亀山)
2005～2006年	＊松本　勤	徳島西	A	西原　透 (今治中央)	合田　五一 (児島鷲羽)	加用　雅愛 (広島紅葉)	谷野　徹 (下関西)
2006～2007年	永井　義夫	浜田亀山	D	西園寺純一 (保内)	松本　正福 (境港)	加計　邦夫 (広島デルタ)	＊川本　眞僖 (出雲)
2007～2008年	加計　邦夫	広島デルタ	C	三谷　智省 (高知柏)	小田　邦雄 (岡山西)	濱田　富雄 (福山)	村上　昭治 (山陽)
2008～2009年	小田　邦雄	岡山西	B	山地　章靖 (坂出白峰)	森岡　秀行 (津山鶴山)	橘髙　馨 (府中中央)	倉益　芳太 (山口)
2009～2010年	山地　章靖	坂出白峰	A	＊武久　一郎 (徳島城山)	中本　博泰 (倉吉グレート)	玉浦　巖 (三原浮城)	組嶽　晶一 (東出雲)
2010～2011年	＊武久　一郎	徳島城山	A	＊宇髙　昭造 (川之江)	一井　淳治 (岡山後楽)	迫越　正彦 (呉うるめ)	光貞　正明 (岩国錦)
2011～2012年	迫越　正彦	呉うるめ	C	菅　武廣 (松山湯築)	金岡　誠 (高梁)	寺越　愼一 (広島平和)	大羽　義定 (益田あけぼの)
2012～2013年	寺越　愼一	広島平和	C	長谷川憲男 (高知桂)	渡部　雅文 (倉敷西)	福永　栄一 (広島ニュー)	岡村　聖爾 (下関北)
2013～2014年	渡部　雅文	倉敷西	B	松前　龍宗 (倉敷西)	井上　亮二 (倉敷中央)	池田　康彦 (広島)	坂根　勝 (松江)
2014～2015年	松前　龍宗	高松玉藻	A	木内　千春 (板野)	別所　清平 (米子)	松尾　敏弘 (福山中央)	竹下　雅雄 (萩)
2015～2016年							

（＊：死亡・退会者）　2015年3月現在

5.　複合地区各種委員会の運営について

当複合地区では、委員長のみの委員会が大部分で、充分な委員会活動が行なわれにくいという反省がしばしばなされてきました。

その反省点を生かし、

(1)　必要な委員長の下に委員を配置する。

(2)　複合地区委員長、委員と準地区委員長の連絡会議を持つ。

ことによって、委員会活動の活性化を図ると共に、複合地区と準地区の連携を密にするようにします。

複合地区委員会の運営要領、準地区委員長連絡会議の開催要領は、下記の通りです。

336 複合地区委員会の運営要領

ガバナー協議会は、必要に応じ各種委員会を設置し、委員長、委員を委嘱する。委員会設置に当たっては合理化の観点から、絶えず整理統合に留意し、いたずらに委員会や委員の数が年々増えることのないよう心掛ける。

委員会は概ね次の要領により運営される。

1. 委員長は、日本レベルの各種委員と共にガバナー協議会構成員以外の複合地区役員として、召集に応じて定例のガバナー協議会に出席し、意見を述べる。

2. 委員には、その委員会に関する専門知識を持つ者など各準地区より適任者を求め委嘱する。
3. 委員会の会議開催は、予めガバナー協議会の承認を得たうえで、議長と委員長の連名で関係者に通知し、協議会構成員にはその写しをもって連絡する。
4. 急を要するためガバナー協議会の事前承認が得られなかった場合は、議長の了承を得て、その旨を協議会構成員に連絡し、関係者に開催を通知する。
5. 会議は原則として、複合事務局またはその所在地で開催し、協議会構成員が陪席することができる。
6. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする、ただし次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。
7. YCE 委員長および IT 委員長は、必要があれば翌年度の 8 月 31 日まで翌年度のガバナー協議会によって委嘱され実務に当たる。
8. 委員長は会議開催後 7 日以内に議事録をもって、議長に報告する。事務局はその要録を協議会構成員および関係者に配布する。

336 複合地区の準地区委員長連絡会議の開催要領

1. 準地区委員長連絡会議は、複合地区の委員長が計画し、あらかじめガバナー協議会の承認を得て開催する。
   急を要するため事前の承認が得られなかった場合は、複合地区委員長が議長の了承を得て、議長と委員長の連名で各地区ガバナー宛の文書をもって、準地区委員長の派遣を要請する。準地区委員長にはその写しをもって通知する。
2. 会議は原則として、複合地区事務局またはその所在地で開催する。都合により他の場所で開催する場合は、事前に議長の了承を得ることとする。
3. 会議は複合地区委員長が主宰し、会議終了後 7 日以内に議事要録をもって議長に報告する。複合地区事務局はその要録を各地区ガバナーおよび出席者に配布する。
4. 各地区ガバナーは、すべての連絡会議に出席することができる。
5. 会議に要する旅費、登録料等は、各地区が負担するが、複合地区関係の出席者分は複合地区で負担する。

第3章 複合地区の委員長の任務

336 複合地区の各種委員長は、ガバナー協議会によって委嘱され、協議会構成員以外の複合地区役員となります。各種委員長の任務は、概ね次の通りとします。

なお、「336 複合地区委員会の運営要領」「準地区委員長連絡会議の開催要領」に基づいて活動することはもちろんですが、各委員長とも会議要録を議長宛に送付することをもって報告とし、必要に応じ答申書および報告書を提出します。

(1) 会則委員長

ガバナー協議会の諮問機関として協議会の付託事項に対し答申するほか、諮問のない場合でも必要な意見具申を行う。

また、常時、各種会則および付則の周知徹底に努め、その厳守を強調すると共に、複合地区内に会則、付則等に抵触する行為が発生したとき、または発生の恐れがある場合は、必要な措置をとる。複合地区会則委員長連絡会議においては、常に当複合地区の意志を反映させながら積極的に対応する。

(2) 運営マニュアル編集委員長

MD336 運営マニュアルの充実を図るため、ガバナー協議会の指示を得て、絶えず改訂・補正作業を行う。改訂・補正の原稿は、原則としてガバナー協議会の承認を得ることとし、原稿の作成、編集作業に当っては、必要と思われる委員長、委員の協力を求めることができる。

(3) GMT（会員・EXT・会員維持）委員長

複合地区内の全クラブ会員を活動的で熱心な会員に養成するよう、各準地区の GMT（会員関係）委員長を指導すると共に、奉仕的精神に富んだ地域社会の成人を積極的に新会員に招聘し、会員増加を図る諸施策を推進する。地区内の女性と家族の勧誘、活動への参加を促進する。また必要に応じて、新しい地域社会事業の企画を監督する。

国際本部と日本ライオンズの合意に基づく「新クラブ結成手引き」に基づく適切なエクステンションを推進する。「クラブ合併の手引き」に基づく合併推進についても、準地区委員長を指導し、ライオンズクラブの健全な発展を図る。

また、地区ガバナー、地区会員維持委員長と連絡を取り合い、地区内クラブの会員維持に努める。

これらの諸問題に関し協議会に施策を具申する。

(4) GLT（指導力育成）委員長

複合地区内における指導力育成を推進するため、ガバナー協議会を補佐し、次期準地区五役研修会の企画立案を行なう他、各準地区における指導力育成セミナー等が適正に実施されるよう各準地区委員長を指導する。また、必要な教材、諸資料を作成する。

(5) PR・ライオンズ情報委員長

ライオニズムの公衆に対するPR活動の方法について、協議会へ具申する。また、クラブ会員に国際協会、日本ライオンズ、複合地区など、各レベルの動向を迅速に知らせること、特にガバナー協議会の重要事項の決定は的確に伝えるよう、各準地区のキャビネットおよび担当委員会に協力する。なお、当複合地区のライオン誌日本語版委員とは、常時密接な連絡を保ち、相互に協力する。

(6) IT委員長

複合地区内クラブのIT化促進、特にインターネット開設の促進と、双方向通信手段であるインターネットへの理解および普及を図ると共に、組織内の印刷や通信物の環境省略化についての指導をする。また、複合地区IT専門委員と協力して複合地区のホームページの作成・更新を行う。

(7) YCE委員長

国際協会のYCEに関する基本的活動方針に基づき、複合地区内のYCE活動の円滑な推進と発展に努める。また、複合地区YCE委員長連絡会議を通じ、他の複合地区と協調し、派遣・受け入れ先のYCE委員会との交渉に当り、準地区委員会を指導する。

(8) 国際関係委員長

複合地区内クラブが他の国のクラブと結合関係を構築する際に協力する。また、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。

(9) 青少年委員長

青少年に対する指導および青少年による活動の支援に向け、ライオンズクラブを教育し、奨励する。また、青少年を対象とする各賞を奨励する。

各準地区委員長を通じ、レオクラブの結成を促進し、活動を活発化するよう指導する。

上記に関し、準地区委員長を指導すると共に、協議会に必要な報告を行う。

(10) ライオンズクエスト委員長

麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する青少年のための教育支援プログラムである、「思春期のライフスキル教育」の実践を図る。

(11) 大会参加委員長

国際大会並びに東洋・東南アジアフォーラムに関する情報を事前に収集し、国際的各種大会の意義を強調して、会員の積極的参加を促進する。また、国内の大会に関しても会員の認識を深め参加を奨励する。

(12) 迎接委員長

内外賓客の迎接に関する事項を掌る。複合地区レベルの会議や大会で来賓を出迎える際に、ガバナー協議会を補佐する。

(13) プロトコール委員長

公認プロトコールの周知徹底を図ると共に、複合地区内での問合せに応じ、指導に当る。

(14) 環境保全委員長

環境保全のための諸活動の推進に当たるよう各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

(15) 保健福祉委員長

献眼・献腎・献血・骨髄移植など、保健に関する活動を統轄し、各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

(16) GMT コーディネーター

複合地区内のニーズに応える会員増強、エクステンションおよび会員維持のプログラムが何であるかを特定し、その拡大並びに提供を行う。

(17) GLT コーディネーター

複合地区内のニーズに応える指導力育成プログラムが何であるかを特定し、その拡大並びに提供を行う。

(18) FWT コーディネーター

複合地区内の家族と女性会員の更なる増強、既存ネットワークからの開拓、及び奉仕や活動への参加を促進することとし、その拡大並びに提供を行う。

(19) LCIF コーディネーター

国際的奉仕活動を目的とする LCIF の趣旨徹底を図り、各準地区 LCIF 開発コーディネーターを通じて LCIF への献金を促進する。そのため各準地区の LCIF セミナーに積極的に協力する他、各種問い合わせに的確に回答する。また、各準地区の交付金申請についても適切な指導を行う。

(20) 事務局運営委員長

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定（p. 複合地区-17）による。

第4章 複合事務局固定化について

長年の懸案であった複合地区事務局の固定化の推進は、1990 年６月３日第５回ガバナー協議会で複合地区活性化特別委員会の答申を受けて決議されました。以下はその答申です。

(1) 結論

当複合地区ガバナー協議会の事務局固定化の問題について諮問を受け検討しました。

国際化時代において毎年事務局が移動することから生ずる諸問題、イメージの問題、事務能率、経費の節減等の観点から「可能な限り早く固定事務局を設置することが望ましい」という結論に達し、この旨を答申することとしました。

(2) 理由

1. 固定化することにより、全体的な事務能率の向上、資料の散逸防止、顕著な経費の節減などを図りうる。
2. 日本の８複合のうち、半数の４複合地区がすでに事務局を固定化していることをみても（1990 年６月現在)、事務局が協議会議長の地元に存在しなくとも現実的に大きな事務的支障のないことがわかる。近代化された事務機器の活用により適切な処理がなされている。
3. 準地区事務局に於いても固定化が望まれ、できうれば複合地区も準地区も事務局が固定化し、毎年移動するためのエネルギーの消耗を防ぎ、事務能力の蓄積を図ることが好ましい。そのうえで、固定化された複合事務局と準地区事務局の連繋を密にすることが望まれる。
4. 固定化事務局になると、事務局員がすべてに習熟し、態度が悪くなる。また仕事を任せてメンバーが動かなくなるとの懸念もあるが、それは個人的問題で制度的な問題ではない。また防止する手段はある。
5. 固定化に伴う事務局人件費の高騰を云々する向きもあるが、事務局移動経費を考えれば、自ずとその心配は解消すると思われる。
6. 要するに事務局固定化は時代の要請であるといえよう。

なお、どこへ事務局を固定化するかについては、全体的な利便という観点から別途早急に決定されるよう強く進言する。

(3) 結果

1. 1990 年 10 月 28 日第２回ガバナー協議会に於いて、次の活性化特別委員会報告を承認。
   ① 事務局固定化の時期を来期（1991～92 年度）のはじめからとする。
   ② 固定化された事務局は岡山市に設置する。
   ただし、設置場所については将来状況の変化に伴い、再検討することもあり得る。
2. 第 37 回 336 複合地区年次大会（1991 年５月 26 日、福山市）において、上記の通り承認された。
3. 上記大会の決議に伴い、336 複合地区事務局は、1991～92 年度より固定化され、岡山県岡山

市厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 5F に開設された。

4. 現在日本８複合地区ガバナー協議会事務局はいずれも固定化されている。
5. 2011 年６月 20 日　岡山県岡山市北区下石井 2-1-18　ORIX 岡山下石井ビル 9F に移転。

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定

第1条　名　称

この委員会の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会（以下委員会という）と称する。

第2条　目　的

この委員会は、336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）がその目的を充分に遂行するよう指導運営する。

第3条　構　成

議長が指名する運営委員長と、各地区幹事で構成する。

第4条　会　合

会合は議長および委員長が必要と認めたとき、または委員会構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに開催する。

第5条　任　務

次の任務を遂行する。

1. 複合地区運営に必要な資金および所有財産を、ガバナー協議会の指示により運営管理する。
2. 事務局の指導監督。
3. 事務局の予算作成とその執行の管理。
4. ガバナー協議会資料ならびに議事録の作成。
5. ガバナー協議会開催準備ならびに会場の設営。
6. 複合地区委員長・コーディネーター開催会議の諸準備ならびに会場の設営。
7. 複合地区内各委員長・コーディネーター業務の補助。
8. その他、ガバナー協議会議長が必要と認めた事項。

第6条　会計報告

1. 委員会は、ガバナー協議会議長に会計報告を行い、その承認を得なければならない。
2. 委員会は年２回以上、複合地区監査委員による監査を受けなければならない。
3. 委員会は監査を受けた都度、その結果を付して、ガバナー協議会に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第7条　改　正

本規定の改正には、ガバナー協議会の３分の２以上の賛成を要する。

第8条　施　行

本規定は 1976 年７月１日から施行する。

1983 年５月 22 日　　一部改正

1986年5月10日　　一部改正
1991年5月26日　　一部改正し、同年6月21日施行する。
1996年8月18日　　一部改正
2000年8月5日　　一部改正
2002年3月23日　　一部改正
2005年8月20日　　一部改正
2014年7月1日　　一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局規定

第1条　名　称

この事務局の名称を336複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条　目　的

336複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条　業　務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、日本ライオンズ連絡事務所、ライオン誌日本語版事務所等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他のガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条　運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により、事務局運営委員会が行う。

第5条　人　事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条　経　費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条　改　正

本規定の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条　施　行

本規定は1991年5月26日制定し、同年6月21日施行する。

1996年7月18日　　一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章　　総則

第１条（この規則の効力）

（1）この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

（2）この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章　　服務および職制

第２条（職員の義務）

職員はこの規則および複合地区ガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第３条（職員の職制）

（1）事務局の事務処理を行うため事務局職員を置き、うち１名を事務局長とする。

（2）事務局長は、ガバナー協議会および事務局運営委員長の指示および助言により事務局の事務を統括し、事務局職員を指導監督する。

（3）事務局職員は、事務局運営委員長および事務局長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。

第3章　　勤務

第４条（所定勤務時間および休憩時間）

（1）職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始　　業　　午前９時
終　　業　　午後５時
休憩時間　　正午より午後１時まで

（2）前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第５条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第６条（時間外勤務または休日勤務）

（1）業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

（2）時間外勤務または休日勤務の実働時間が第 4 条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

（3）時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第７条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数を複合地区ガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時までに、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章　　休日および休暇

第８条（休日）

休日は次の通りとする。

1.　日曜日

2. 土曜日
3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）
4. 夏期休日　　3日（土、日、祝祭日を含まない）
5. 年末年始休日　年末年始の5日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

(1) 6カ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した職員に対し、継続または分割した10日の有給休暇を与える。6カ月経過日からの継続勤務年数に応じて1年後1日、2年後2日、3年後4日、4年後6日、5年後8日、6年後10日を加算し、20日を限度とする。

(2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第10条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第11条（結婚休暇）

(1) 職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して5日間の結婚休暇を与える。

(2) 職員の子供が結婚する場合は、2日の休暇を与える。

第12条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

1. 本人の父母、配偶者、子	当日を含め7日（休日がある場合は通算する）
2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母	当日を含め3日（休日がある場合は通算する）
3. その他の親族	当日を含め2日（休日がある場合は通算する）

第13条（出産休暇）

(1) 6週間以内（多胎妊娠の場合は14週）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

(2) 出産の翌日から8週間の休暇を認める。

第14条（公民権行使の時間）

(1) 職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

(2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することがある。

第5章　人事

第15条（採用）

(1) 事務局は募集に応募した者の中から複合地区ガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、複合地区ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

(2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真
2. 最終学校卒業証明書
3. 健康診断書
4. その他複合地区ガバナー協議会が必要と認める書類

第 16 条（試用期間）

（1）試用期間は一ヶ月とする。

（2）試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第 17 条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第 18 条（退職願）

（1）職員が退職しようとする場合、少なくとも 14 日前までに退職願を提出しなければならない。

（2）前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第 19 条（解雇）

職員が次の一に該当する時は 30 日前までに予告するか、もしくは 30 日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第 20 条（解雇制限）

職員が次各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後 30 日間
2. 産前産後の女性職員が、第 13 条により休業する期間、およびその後 30 日間

第 21 条（休職）

（1）次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、当協議会以外の業務に従事する時
2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
3. 業務外の疾病により 6 ヶ月以上欠勤する時
4. 育児休業、介護休業等が生じた時

（2）前項の 1 および 2 についての休職期間はその都度定め、3 号の場合は 6 ヶ月とする。

（3）育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。

（4）第 1 項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第 22 条（定年）

（1）職員の定年は、満 60 歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65 歳までは再雇用の機会を与え、1 年ごとに更新をする。

（2）定年後の給与について、見直しを行う。

第 23 条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章　　給与および諸給付

第 24 条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章　　賞罰

第 25 条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第 26 条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. 複合地区ガバナー協議会が特に必要と認めたとき

第 27 条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告・・・・文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給・・・・1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の 10 分の 1 以内で減給する
3. 出勤停止・・7 日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職・・・・役職を解く
5. 論旨退職・・退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から 3 日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。
6. 懲戒解雇・・予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第 28 条（懲戒）

下記のいずれか一に該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時（14 日以上の場合は懲戒解雇とする）
2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第 29 条（損害賠償）

職員が故意に重大な過失により、当地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章　　附則

第30条（施行および改正）

この規則は2003年7月1日より施行する。

また、この改正は、複合地区ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007年3月24日　一部改正

2013年8月1日　一部改定

2014年7月1日　一部改定

8 複合地区ガバナー協議会事務局

複合地区	事務局住所	TEL・FAX
MD330	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-9 日本橋グレイスビル2F	TEL（03）3276-5400 FAX（03）3276-5433
MD331	〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西3丁目 小田ビル5F	TEL（011）758-8866 FAX（011）758-8885
MD332	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央2-11-23 太田ビル5F	TEL（022）261-3324 FAX（022）261-6639
MD333	〒110-0005 東京都台東区上野2-18-7 第1桑原ビル4F	TEL（03）5688-6436 FAX（03）5688-6437
MD334	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-43-12 東山ビル6F	TEL（052）581-0777 FAX（052）581-0779
MD335	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-1400号 大阪駅前第3ビル14F　1411号室	TEL（06）6345-3135 FAX（06）6345-3137
MD336	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル9F	TEL（086）234-0695 FAX（086）234-0495
MD337	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル9F	TEL（092）432-7211 FAX（092）432-7233

第5章 地区・複合地区大会議案の取扱い

1. 議案の決定

1. 各クラブから議案を提出する場合は、別に定める書式（各地区キャビネットで用意する）により「地区大会用」「複合地区大会用」に分けて提出します。いずれもクラブ会長の署名が必要です。
2. 準地区大会の議案はキャビネット会議で、複合地区大会の議案はガバナー協議会で決定されます。
3. 複合地区大会の議案は、協議会議長の提案を除き、準地区大会で可決されたものを、地区ガバナー経由で、ガバナー協議会に提出され、審議のうえ大会議案として決定されるのが原則です。
4. 複合地区大会の議案を原則通り③の手続きによって決定しようとすると、議案を決める第４回ガバナー協議会は、概ね各準地区大会の前に開催されるので、日程上の矛盾が生じてきます。
   このため次のいずれかの方法によります。
   （イ） クラブから提出された議案は、キャビネット会議で審議し、適当と認めたものについては、地区大会に上程せず、直ちに地区ガバナーにより第４回ガバナー協議会に提出し、議案の決定を求めます。
   （ロ） 地区大会へ上程された場合は、その可決を待って地区ガバナーより文書で大会議長に提出し、複合地区大会において、出席代議員の３分の２以上の同意を得て正式議案となります。
   （ハ） 但し、予め複合地区大会議事規則に「準地区大会の決定を経て、複合地区大会に提出される議案は、地区ガバナーより大会議長に提出し、大会議長の判断で議案に加えることができる」の項を設けておけば、上記（ロ）の手続が簡略化されます。

   なお、複合地区大会議事規則はガバナー協議会で定めることになっています。

2. 複合地区大会と準地区大会の議案の分類

(1) 原則として複合地区大会において審議すべきもの

（イ） 複合地区会則
（ロ） 国際理事立候補者推薦手続規則
（ハ） 複合地区費および複合地区大会費
（ニ） 複合地区緊急援助資金規定

上記の改正は、（イ）（ニ）は複合地区大会に出席し、投票した代議員の３分の２以上、（ロ）（ハ）は複合地区大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要するとあり、規則に従えば、改正の投票の場は複合地区大会であって、準地区大会ではありません。国際会則の改正が国際大会においてのみ審議されると同様、複合地区会則および（ロ）（ハ）（ニ）の改正は、複合地区大会において審議されるのが当然です。

但し、これらの改正について準地区大会で、内容の説明や意見の交換を行い、認識を深めておくことが望まれます。

(2)　その他のもの

その他の提案については、適当に準地区大会で審議することは差し支えありません。特に会員に金銭の拠出を求めるような提案は、準地区で審議しておいた方がよいと思われます。

なお、留意事項は以下の通りです。

（イ） 複合地区内のすべての準地区で、一様に可決、あるいは否決された場合は、賛否いずれにせよ、複合地区の合意とみなし、審議を省略し、確認のみにとどめるようにします。

（ロ） 準地区大会の決定が、可、否両方に分かれた場合には、複合地区大会においてあらためて審議し、すべての準地区はその決定に従います。

3.　議案審議の方法

1. 委員会、分科会の委員長は「その議事を主導し、審議結果を大会（代議員総会）に報告する」任務を持つコーディネーターです。従って議長選任の手続は不要です。
2. 委員長が議事を進め、副委員長がそれに協力し、他に 1 名記録係を置きます。（副委員長が複数の場合、1 名が記録をとる）
3. 発言者は所属クラブと氏名を告げるよう、予め注意しておきます。
4. 議事規則により、発言は 3 分以内とし、要領よく発言内容を整えるよう指導し、なるべく多数の発言を求めるようにします。
5. 審議の要領は次のようにします。
   （イ） 第〇〇議案の審議に入る旨宣言する。
   （ロ） 提案者からの提案理由の説明を求める。
   （ハ） 出席代議員の意見を求める。
   （ニ） 必要により、顧問の意見を徴する。
   （ホ） 結論を抽出し、賛否両論ある場合は、採決する。
   （ヘ） 決議は必ず確認する。

4.　決議の方法

議決は特に定めのないものは、出席代議員の過半数をもって決します。大会における議決はあいまいな文言は避け、明快な言葉を用いるよう、特に留意する必要があります。

具体的には、次のような文言を用いることが例となっています。

1. 「原案の通り決定しました。」
2. 「提案を否決しました。」
3. 「提案は取り下げられました。」
4. 「次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」
5. 「趣旨には賛成であるが、具体案がないので（不十分なので）次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」

6. 「地区（複合地区）全体で統一することは困難なので、各クラブ（各準地区）の自主的な運営に一任することに決定しました。」
7. 「次期キャビネット（ガバナー協議会）において、実行するよう申し送ることに決定しました。」
8. 「規定を設けて、地区の特殊性に即応して取扱うことに決議しました。」

5. 大会報告

国際付則第 9 条第 8 項に、「各単一、準、複合の地区大会閉会後 60 日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部および地区ガバナーに 1 部ずつ提出しなければならない。また、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない」とあるので、その旨留意してください。大会プログラム、大会誌を作成した場合は、同封して送付します。

また、地区内の全クラブに対しても、大会報告を送付するようにしましょう。

≪第16版≫ 2015/4/14 発行

国際協会関係

第1章 国際大会について

国際年次大会は、6月下旬または7月上旬、国際理事会が決定する期日および場所で開催されますが、7年より先の開催地を決めることはできません。世界各国から集まる会員とその家族は、大会諸行事を楽しむと共に、他国の会員との親睦を深めることができます。

国際大会では、国際役員選挙、国際会則の改正などについて投票が行われます。このため各クラブは、大会が開催される月の前月 1 日付の国際本部の記録に示されたグッド・スタンディングの会員25名ごとに、また端数13名以上につき、代議員および補欠代議員1名を大会に出席させることができます（国際会則第6条第2項による）。

元国際会長、元国際理事および現職地区ガバナーは、自動的に正規代議員になることができますが、クラブ代議員の定数には、算入されません。また、国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナーおよび元協議会議長、並びに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない（国際会則第5条第2項、第6条第2項による）。

(1) 国際役員選挙では、最高得票者を当選とし、同点得票の場合は、その年度の理事会が、そのうちの1名を選出します（国際付則第2条第6項（C））。

(2) 国際会則改正は、国際大会においてのみ改正することができ、3分の2以上の賛成投票を要します。改正案の議案は次のいずれかの一つが承認されない限り、大会に提案されません（国際会則第10条1項）。

(a) 国際理事会による承認

(b) 単一およびまたは複合地区大会における承認。この地区大会は、投票のために改正案が国際理事会に提出された会計年度の7月 1 日現在の国際協会全クラブ会員数の 51%以上の会員を代表とするものでなければならない。

(3) 国際付則の改正は、国際大会においてのみ改正することができ改正案の提案は下記条件のいずれか一つが承認されない限り大会に提出されない。

(a) 国際理事会の承認を得ていること。

(b) 国際理事会に提出された改正案がその会計年度の7月1日現在の国際協会全クラブ会員数の51%以上の会員を有する単一地区大会または複合地区大会で承認を得ていること。

改正にあたっては、過半数の賛成投票で採択されます（国際付則第14条第1項）。

第2章 代議員の投票

資格を証明された各出席代議員は、大会で選ばれる各役員について１票を、また大会に提出された各議題について１票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持ちます（国際付則第６条第３項、同第９条第３項、クラブ会則第９条１項、２項）。

(1) 「本人の意思」についての解釈

クラブから選ばれた代議員であるから、クラブの総意を代表するものであるが、大会会場における各種の情報を、幅広く且つ高度なレベルで収拾した結果を充分勘案のうえ、本人の責任と権限において、自主的に判断し投票することです。複合地区・準地区の大会についても同じです。

■ 国際本部の見解

1984 年４月 21 日、各８複合地区会則委員長と国際本部ロイ・シェッチェル事務総長との質疑応答より

Q： 文字通りの解釈では、個人の意思を重んじて、年次大会への提案をする母体が、費用を持つ意味がない。

A： ライオンズの一番大事なことである、個人である代議員の選択が、経済的な問題で左右されないということである。

大会では、フリーにディスカッションする人が良い代議員である。予めクラブ・地区の代表として、狭い考えにとらわれていては自由に議論できない。大会でいろんな論議を経て、クラブのため、あるいは国際協会のため、一番よい選択をすることが必要です。

このような意味において、クラブは理性を持って判断できる個人を、代議員として選ぶべきである。

(2) 国際大会開催地

2002 年　第 85 回	日本　大阪	7/8～7/12
2003 年　第 86 回	コロラド州デンバー	6/30～7/4
2004 年　第 87 回	ミシガン州デトロイト、カナダ・ウインザー	7/5～7/9
2005 年　第 88 回	香港	6/27～7/1
2006 年　第 89 回	マサチューセッツ州ボストン	6/30～7/4
2007 年　第 90 回	イリノイ州シカゴ	7/3～7/7
2008 年　第 91 回	タイ　バンコク	6/23～6/27
2009 年　第 92 回	ミネソタ州ミネアポリス	7/6～7/10
2010 年　第 93 回	オーストラリア　シドニー	6/28～7/2
2011 年　第 94 回	ワシントン州シアトル	7/4～7/8
2012 年　第 95 回	韓国　釜山	6/22～6/26
2013 年　第 96 回	ドイツ　ハンブルグ	7/5～7/9
2014 年　第 97 回	カナダ　トロント	7/4～7/8
2015 年　第 98 回	ハワイ州ホノルル	6/26～6/30
2016 年　第 99 回	日本　福岡	6/24～6/28
2017 年　第 100 回	イリノイ州シカゴ	6/30～7/4
2018 年　第 101 回	ネバダ州ラスベガス	6/29～7/3
2019 年　第 102 回	イタリア　ミラノ	7/5～7/9

第3章 国際大会、地区大会または複合地区大会代議員

(1) 国際大会代議員

国際協会は大会参加クラブによって方向づけられる。クラブは国際協会の諸問題に対して発言するため、国際年次大会に派遣するため、必要な経費を支払う権限および能力を持たなければならない。

大会開催前月 1 日現在の国際協会の記録に基づき会員 25 名につき、およびその過半数（13 名以上）について代議員および補欠各 1 名を国際大会のいかなる大会にも派遣することができる。また、クラブの会員数の如何（13 名未満）のクラブにかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる（クラブ会則第 9 条 1 項）。

元国際会長、元国際理事には、各国際大会および所属地区大会（単一、準、複合）において代議権が与えられ、クラブの大会代議員割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各地区ガバナーおよび元協議会議長並びに LCIF 執行委員会のアポインティを務めている会員はその任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブの代議員割当数に含まれない。

各協議会議長は任期中に開催される国際大会において代議権を持ち所属クラブ代議員割当数に含まれない。（国際会則第 6 条第 2 項、クラブ会則第 9 条第 1 項）

国際協会の役員（会長、前会長、第 1 および第 2 副会長、国際理事、地区ガバナー）は国際大会および所属地区大会（単一、準、複合）の正規代議員となるが、同大会のクラブ代議員の割当数に含まれない。（国際会則第 5 条第 1 項、第 2 項）

(2) 地区大会、複合地区大会代議員

すべての地区および複合地区の問題は、地区大会および複合地区大会に提出され審議される。クラブは定数全員の代議員を地区大会および複合地区大会に派遣しなければならない。また、クラブ代議員を大会に派遣するため、必要な経費を支払う権限および能力を持たなければならない。

大会開催前月 1 日現在における国際協会の記録に基づき少なくとも 1 年と 1 日在籍している会員 10 名およびその過半数（5 名以上）について代議員および補欠各 1 名をその地区（単一、準、複合）の各年次大会に派遣することができる。ただし、クラブは会員数の如何（5 名未満）のクラブにかかわらず、代議員および補欠を少なくとも各 1 名派遣することができる。新たに結成されたクラブおよび大会開会前に新会員を加えたクラブについては、国際本部で記録された日に少なくとも 1 年と 1 日以上クラブに在籍していた会員数に基づいて代議員の数が定められる（国際付則第 9 条第 3 項、クラブ会則第 9 条 2 項）。

国際理事会は、この条項において生じるいくつかの特別な状況について、下記の通り説明している。

1. 転入会員が少なくとも 1 年と 1 日、受入先クラブの会員であった場合には、クラブの代議員数計算のためにその転入会員を計算に入れることができる。

2. 再入会員が総計１年と１日以上、再入したクラブの会員であったことを条件に、クラブの代議員数計算のためにその再入会員を計算に入れることができる。
3. 新しく結成されたクラブの場合には、結成から１年と１日経つまで一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。その後の代議員数は、クラブに１年と１日在籍した会員の数に基づく。
4. ステータスクオから解除されたクラブの場合には、ステータスクオから解除された際に少なくとも１年と１日在籍していた会員数に基づいて、代議員数が決まる。ただし、ステータスクオから解除されたクラブは最低一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。転籍会員が１年と１日以上、転籍したクラブに在籍した場合、代議員の資格を得るための会員数として計算される。

（2000～2001 年度より実施）

複合地区大会の諸決議は登録し出席した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第７条６）。

地区大会の諸決議は登録し出席した地区ガバナーその他の地区内国際役員、元国際理事、前、元地区ガバナーおよび代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは補欠がこれに代わる（複合地区会則第 20 条６）。

クラブ代議員の派遣定数をカウントする母数の会員数は、大会開催前月１日現在少なくとも１年と１日国際協会の記録に在籍した人数と定められていますが、出席代議員の資格は、大会出席が認められている会員の誰にでもあることに留意すべきであります。

第4章 国際理事立候補の手続について

(1) 国際理事の定数

国際理事の定数は 34 名で、うち東洋東南アジア・フィリピン諸島およびブルネイ（以下東洋・東南アジア地域という）に６名（奇数年３名、偶数年３名）が割り当てられています。

国際理事会の構成員および選出地域を定めた国際会則第５条第３項（2001 年改正された国際会則では第４条第４項）は、1985 年６月の第 68 回国際大会（ダラス）において、8 地域を 7 地域とし、国際理事選出数を 28 名から 31 名に増員されました。これにともない、奇数年１名、偶数年２名、計３名であった東洋・東南アジア地域への割当も毎年２名、計４名に増えました。

この改正にそなえ、1985 年６月５日、東洋・東南アジア地域の現・元国際理事、各複合地区ガバナー協議会議長が、マニラにおいて協議し、向こう 10 年間の国際理事選出のローテーションを申し合わせました。

その後、日本と台湾の間の調整による変更がありましたが、日本からは毎年１名、1988 年と 1992 年は２名が選出されることになりました。

1995 年 12 月　香港で開催された第 34 回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、1997 年～2007 年までに選出される国際理事 27 名のうち、26 名の選出国を申し合わせました。残り１名（2005 年）は今後のアジア情勢によって決定するとしました。その結果 1999 年と 2003 年は日本から２名の選出となりました。

1996 年国際大会終了時より、国際第三副会長職の廃止に伴い、国際理事が 32 名となり東洋・東南アジアよりの選出が奇数年２名、偶数年３名、計５名となりました。

また、1999 年より、ボードアポインティが１名減り、国際理事は 33 名になりました。

2000 年 11 月　韓国釜山で開催された第 39 回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2003～2005 年を香港とし、日本は 2005～2007 年に繰り下がる変更が申し合われました。この結果、日本から２名の選出は 2005 年になりました。

2005 年 10 月　仙台で開催された第 44 回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008 年～2016 年までに選出される国際理事 23 名のうち、22 名の選出国を申し合わせました。残り１名（2016 年）は空欄とされ、その結果 2011 年と 2015 年は日本から２名の選出となりました。

2007 年国際大会終了時より、国際理事数の再配分とボードアポインティ１名の削減により、国際理事は 34 名になり、東洋・東南アジアより選出の理事数は奇数年３名、偶数年３名、計６名となりました。

2007 年 10 月　韓国テグで開催された第 46 回東洋・東南アジアフォーラムにおいて、2008 年～2022 年までに選出される国際理事 42 名の選出国を申し合わせました。その結果、2019 年も日本から２名選出されることになりました。

(2) 国際理事候補者の資格

国際理事候補者の資格は国際付則第２条第３項において、次のように定められています。

(a)　国際理事の候補者は：

(1) グッド・スタンディングのライオンズクラブのグッド・スタンディングの正会員であり、

(2) (a) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間を務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は

(b) ①任期中又はその後にグッド・スタンディングのクラブ数が 20 に達したか、又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10 年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、

(3) 所属地区（単一、準、複合）大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第８条２項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。

(4) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区（単一、準、複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

(3) 候補者の推薦および証明

国際理事候補者の推薦と証明の方法については、国際付則第２条第４項において次のように定められています。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットまたは準地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。

この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 30 日前までに、第二副会長候補者の場合には 90 日前までに国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後３日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く２回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、（ⅰ）推薦撤回はできないし、（ⅱ）他の推薦は無効であり、（ⅲ）死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、１回目か２回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

(b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一、準、及び複

合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

なお、上記国際会則・付則の条項に基づき、日本の８複合地区では、国際理事立候補者推薦手続規則を設けています。

国際理事立候補者推薦手続規則

第1章　準地区および複合地区大会の推薦

1. **資　格**
   国際理事立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。
2. **意思表示**
   国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。
3. **届　出**
   立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度あるいは不測の事態のため必要になった場合は当年度の 1 月 31 日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。
4. **地区ガバナー**
   地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。
5. **ガバナー協議会議長**
   推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して、推薦を求める。
6. **周　知**
   地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。
7. **推薦方法**
   準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。
   ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位２名で再度投票を行う。
   複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。
8. **国際本部への届出**
   推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の 30 日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。
9. 国際理事候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の、国際理事候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章　国際理事候補者選挙管理委員会

1. 名　称

本組織の名称を国際理事候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

2. 目　的

国際大会の選挙において330～337複合地区からの国際理事が円滑に選出されるために、定員数の候補者を選出することを目的とする。

3. 構　成

選挙管理委員会は330～337複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ1名の委員をもって構成する。ただし、国際理事候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

(1)　第1章9項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7月31日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。

(2)　推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

(a)　候補者の氏名、履歴、所信

(b)　所属する地区および複合地区年次大会の決議書

(c)　クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

5. 選挙管理委員会

(1)　推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日までに、ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。

(2)　選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ50名、並びに前年度末の複合地区の会員数300名ごと、およびその端数151名以上について1名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦

(1)　選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9月30日までに文書による推薦投票を求めなければならない。

(2)　推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。ただし、日本に2名の割り当てが合意された年度は、上位2名を選挙管理委員会の推薦候補者とする。

(3)　推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。

(4) 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、投票人による選挙を省略して、選挙管理委員会の推薦候補者とする。

8. 諸経費

(1) 選挙管理委員会出席のために費用は、プール制によって各複合地区が負担する。

(2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは日本ライオンズ連絡事務所の経費をもって充当する。

(3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章 改正その他

1. 本規則の改正、廃棄には複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
2. 本規則は、330～337 すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
3. 本規則は、2003 年以降の国際理事候補者を推薦するために 2002 年 7 月 1 日から実施する。

国際第 2 副会長立候補者推薦手続規則

第1章 準地区および複合地区大会の推薦

1. 資格

国際第２副会長立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

2. 意思表示

国際第２副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。

3. 届出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の 1 月 31 日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

5. ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

6. 周知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

7. 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。

ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位２名で再度投票を行う。

複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

8. 国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の 90 日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による投票が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

9. 国際第２副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第２副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第2章　国際第２副会長候補者選挙管理委員会

1. 名称

本組織の名称を国際第２副会長候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

2. 目的

国際大会の選挙において 330～337 複合地区からの国際第２副会長が円滑に選出されるために、１名の候補者を選出することを目的とする。

3. 構成

選挙管理委員会は330～337 複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ１名の委員をもって構成する。ただし、国際第２副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

4. 推薦要望書の提出

(1)　第１章９項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の７月 31 日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。

(2)　推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

(a)　候補者の氏名、履歴、所信

(b)　所属する地区および複合地区年次大会の決議書

(c)　クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

5. 選挙管理委員会

(1)　推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の８月 10 日までに、ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。

(2)　選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。

(3)　当委員会は、国際第２副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

6. 投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ 50 名、並びに前年度末の会員数 300 名ごと、およびその端数 151 名以上について１名とする。選挙管理委員会

の委員は投票人になることはできない。

7. 選挙管理委員会の選挙による推薦
   (1) 選挙管理委員会は 8 月 31 日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9 月 30 日までに文書による推薦投票を求めなければならない。
   (2) 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。
   (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。
   (4) 推薦を希望する候補者が 1 名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。
8. 諸経費
   (1) 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。
   (2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは日本ライオンズ連絡事務所の経費を持って充当する。
   (3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第3章　改正その他

1. 本規則の改正、廃棄には複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。
2. 本規則は、330～337 すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。
3. 本規則は、2003 年以降の国際第 2 副会長候補者を推薦するために 2002 年 7 月 1 日から実施する。

(2015年1月27日現在)

2008～2022年国際理事ローテーション合意

2008～2022 International Director's Rotation Agreement

氏名の* 印は故人。

	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th
1988						
1989		Japan 相澤春吉*	Japan 岡元大三*			
1990	Japan 篠田博正*			Korea Min-Koo Kang		
1991		MD308 Douglas K. K. Lee	Japan 米島 忍*			
1992	Japan 菊地伸治			MD300 Taiwan Blacker Sia		
1993		Japan 土屋呂武*	Japan 山口雄司*			
1994	Japan 名越 勉			Korea Dr. Tae-Sup Lee		
1995		Philippines Vic Cheng Yong	Japan 松原文彌*			
1996	Japan 福井正憲			MD300 Taiwan Yu-Su Hsu*		
1997		Korea Jung-Yeoi Choi	Japan 吉田憲史		Hong Kong, Macau Paul Fan	
1998	Japan 大野泰一			MD308 Peter Y. S. Fu*		
1999		Japan 大野元昭*	Korea IL-Yun Kim		MD300 Taiwan Dr. Maw-Hsiung Wang	
2000	Japan 藤井基博			Japan 竹内淳一		
2001		Japan 団 忠夫*	Korea Chang-Jin Song		Thailand Vuthi Boonnikornvoravith	
2002	Japan 麻生貞市*			Philippines Gen. Pedro R. Balbanero*		
2003		Japan 矢部四郎*→亀井良次	Korea Shi-Wook Lee		MD300 Taiwan Ching-Li Lee	
2004	Japan 大久保彦			Hong Kong, Macau Dr. Wing-Kun Tam		
2005		Japan 石橋幹雄*	Korea Kee-Jung Woo		Thailand Somsakdi Lovisuth	
2006	Japan 伏見 龍			Japan 山田實紘		
2007		Japan 谷野 徹	Korea Sung-Gyun Choi		MD300 Taiwan Pei-Jen Chen	
2008	Japan 後藤隆一			Japan 重松良次*→桓森新治		
2009		Japan 杉本忠夫	Korea Kwang-Soo Jang		MD308 Hjh. Ellis Suriyati	
2010	Japan 不老安正			Korea Byeong-Deok Kim		Philippines Michael S. So
2011		Japan 山浦晟暉	Korea Sang-Do Lee		MD300 Taiwan Ta-Lung Chiang	
2012	Japan 高田順一			Japan 秦 従道*		Thailand Pongsak "PK" Kedsawadevong
2013		Japan 武久一郎*	Korea Dr. Tae-Young Kim		MD300 Taiwan Chang Jui-Tai	
2014	Japan 清水英徳			Korea Byung-Gi Kim		China Teresa Mann
2015		Japan 西川義規	Korea Dr. Joong-Ho Son		MD308 Charlie Chan	
2016	Japan 安井克之 候補			Japan 佐藤宜之 候補		Korea Eun-Seok Chung 候補
2017		Japan E	Korea		MD300 Taiwan	
2018	Japan W			Korea		Philippines
2019		Japan	Korea		MD300 Taiwan	
2020	Japan			Japan		Thailand
2021		Japan	Korea		Korea	
2022	Japan			MD308		MD300 Taiwan
2023						

注：1. 2005年10月仙台フォーラムのコーカスで、上記「2008～2016」年に選出される国際理事23名のうち22名の選出国が、テーサップ・リー元国際会長から提示された。 「2016-2018 (5th)」は空欄。

2. 2002年1月第4回議長連絡会議で、2002年以降日本の理事を東 (E) 西 (W) で交互に、均等に選出することが明確にされた。また、2002年から (2007年選出までの) 日本のEWのMD構成を次の通りとすることが確認された。
E (東日本) ーMD330, 331, 332, 333　　W (西日本) ーMD334, 335, 336, 337

3. 2006年11月第5回議長連絡会議で、2008年から2016年までに選出される日本の理事を、EWに割当することを申し合わせた。

4. 2007年7月6日、シカゴ国際大会で国際会則第4条4項が改正され、2009年国際大会より東洋東南アジアの選出国際理事定数は2名から3名へと1名増員された。したがって、東洋東南アジアの国際理事は、2009年以降毎年3名が選出され6名となる。

5. 2007年10月韓国テグ・フォーラムのコーカスで、上記「2008-2022」年に選出される国際理事42名の選出国が提案され、ローテーションが合意された。選出国の国際理事数は、会員数比率を念頭に配分されたものである。
日本17席 (40%)、韓国12席 (29%)、MD300台湾5席 (12.9%)、フィリピン2席 (4.8%)、タイ2席 (4.8%)、MD308 (マレーシア、ブルネイ、シンガポール) 3席 (7%)、中国 (香港、マカオ含む) 1席 (2.3%)

6. 2011年11月臨時議長連絡会議で、2014-2017日本の東西MDのローテーションを確認した。

7. 2015年1月第7回議長連絡会議で、2017-2019年日本のローテーションはWとすることを確認した。

「国際役員立候補者資格と手続の規則」について

国際本部よりの指示

（2009 年 12 月付　法律部長兼幹事スコット・ドラムヘラーからの各地区ガバナー宛の文書）

国際会則付則によりますと、本件は次の通りとなります。

国際付則第２条第２（a）項

第二副会長立候補の資格。

(a)　国際第二副会長立候補者は：

(1)　グッド・スタンディングのクラブのグッド・スタンディングの正会員であり、

(2)　選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、

(3)　所属地区（単一、準、複合）の大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第８条２項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。

(4)　本付則または会則の規定通りに、所属地区（単一、準、複合）の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第二副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。

国際付則第２条第３項

国際理事立候補の資格。国際理事の立候補者は：

(a)　グッド・スタンディングのライオンズクラブに所属するグッド・スタンディング正会員であり、

(b)（1）　本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は

(2)　①任期中又はその後にグッド・スタンディングのクラブ数が 20 に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10 年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、

(c)　所属地区（単一、準、複合）大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第８条２項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。

(d)　本付則又は会則の規定通りに、所属地区（単一、準、複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

国際付則第９条第４項

地区ガバナー立候補の資格。地区ガバナーの立候補者は、

(a)　所属単一地区又は準地区内グッド・スタンディングの正ライオンズクラブのグッド・スタンディングの正会員であり、

(b)　所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、

(c)　現在、所属地区の副地区ガバナーを務めている者でなければならない。

(d) 現副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に 1 年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記 (c) 項の条件を満たしている。

国際付則第２条第４項

候補者推薦および推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 30 日前までに、第二副会長候補者の場合には 90 日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦もその推薦に続いて、本付則又は会則の下に会員が他の条件でも選挙される資格を持つ２回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、（ｉ）推薦撤回はできないし、（ii）他の推薦は無効であり、（iii）死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、1 回目か 2 回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

(b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一、準、複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

国際付則第２条第５（a）項

代表権。

(a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区（単一、準、複合）から一人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る 14 人の理事のうちの一人又はカナダからの一人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の 30 日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず、それが投票用紙に記載される。

以上、貴地区（単一、準、及び複合）におけるこれらの各役職への立候補見込み者に十分な助言ができるよう、候補者の資格についての規定を引用しましたが、特に下記の条件にご注意ください。

1. 第二副会長又は国際理事…候補者が複合地区（単一地区の場合も同じ手順であるが、地区の推薦のみを必要とする）に属するクラブの会員である場合は、
   (a) 所属準地区大会での推薦と所属複合地区大会での推薦の両方を得なければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者は、まず自分の所属準地区の推薦を確保しなければならない。複合地区大会中に開かれる準地区「集会」は、「大会」とみなされる。
   (b) 上記の推薦を証明する推薦証明書を、2 通確保しなければならない。
      (1) 1 通は、所属準地区の大会で第二副会長又は国際理事の候補者として推薦されたことを証明する地区ガバナー及びキャビネット幹事の署名入りの推薦証明書で、同大会の開催日と開催地が記されている。
      (2) 1 通は、所属複合地区の大会で国際理事に推薦されたことを証明する複合地区協議会議長および幹事の署名入りの推薦証明書で、同大会の開催日と開催地が記されている。
      （推薦証明用紙は、ここに添付されています）
   (c) (b)項に記述されている推薦証明書は、第二副会長候補者の場合には候補者が立候補する国際大会の開会 90 日前までに、また国際理事候補者の場合には 30 日前までに、国際本部に到着していなければならない。
2. 地区ガバナー…所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内の過半数のクラブの推薦を得なければならない。

以上の条件及び手続き法を貴地区の国際役員立候補者にお知らせくださるよう、お願い申し上げます。ご質問がありましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

敬　具

法律部長兼幹事　　スコット・ドラムヘラー

ライオンズクラブ国際協会
スコット・ドラムヘラー法律部長殿

次の通り証明致します。

候補者氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号/ファックス番号/Ｅメール・アドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

準地区証明	**複合地区証明**
上記の者は、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に	上記の者は、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で開催された	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で開催された
＿＿＿＿＿地区の準地区大会において、	＿＿＿＿＿地区の複合地区大会において、
（　　）国際理事	（　　）国際理事
（　　）第二副会長	（　　）第二副会長
の候補者として代議員の推薦を受け、20＿＿年	の候補者として代議員の推薦を受け、20＿＿年
の国際大会での選挙に立候補します。	の国際大会での選挙に立候補します。
署名年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	署名年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
地区ガバナー署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	協議会議長署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
楷書での上記氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	楷書での上記氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
キャビネット幹事署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	協議会幹事署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
楷書での上記氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	楷書での上記氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注：準地区推薦の場合は現職の地区ガバナーと現職のキャビネット幹事の両方の署名を、又複合地区推薦の場合は現職の協議会議長と現職の協議会幹事の両方の書名を付けて、証明しなければなりません。更に、署名時の日付を入れる必要があります。

第5章 東洋東南アジア・フォーラム（OSEAL FORUM）

国際協会は七つの会則地域（Constitutional Area）に分けられており、日本は「東洋東南アジア」に含まれている。東洋東南アジア・フォーラムはエリア・フォーラムの一つであり、親善を深めることを主目的としてこの地域内のライオンズ国（日本、台湾、フィリピン、香港、マカオ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、韓国、タイ、グアム、ミクロネシア、北マリアナ諸島サイパン、パラオ、モンゴル、広東、深圳）のクラブの代表の出席を得て開催され、この地域に共通の問題を話し合っている。国際理事会は、このような地域のフォーラム（Area Forum）を、友好、親善、経験交換、ライオニズム高揚のための行事として認めているが、その決議はクラブまたは会員を拘束することはできないという点で、地区大会、複合地区大会、国際大会とは基本的に異なる。

東洋東南アジア・フォーラムは、OSEAL フォーラムと略されている（第 48 回 2009 年タイ・パタヤ、第 49 回 2010 年台湾）。

東洋東南アジア・ライオンズの現勢（2013 年 12 月 31 日現在）

地区名	国 名	地区数	クラブ数	会員数
MD300	Taiwan	15	1,091	42,394
MD301	Philippines	9	384	12,772
303	Hong Kong & China Macau	1	68	1,698
MD308	Malaysia, Singapore & Brunei	4	333	9,242
MD310	Thailand	6	269	7,437
MD330 – MD337	Japan	35（8MD）	3,185	102,809
MD354 – MD356	Korea	21（3MD）	2,078	78,485
204	Guam, Micronesia, CNMI, Marshal Island	1	20	485
	Mongolia	－	6	91
	Cambodia, Kingdom of	－	4	67
380–383, 385-389	China	9	607	17,274
	Laos	－	1	20
計		101	8,046	272,774

(1) エリア・フォーラム（Area Forum）の目的

東洋東南アジア・フォーラムなど世界の各会則地域で開かれているエリア・フォーラムに関し、国際理事会はその目的を次のように定めている。

a. ライオンズクラブ国際協会の目的と方針を促進する。

b. 地区およびクラブ役員を指導・教育する。

c. 合同事業の可能性を含む奉仕事業一般について意見や情報を交換する。

d. LCIF に対する理解と認識の向上を図る。

(2) 東洋東南アジア・フォーラムの開催地

2001年 第40回	タイ／バンコク	12/6～12/9
2002年 第41回	香港	11/7～11/10
2003年 第42回	台湾／台北	11/27～11/30
2004年 第43回	フィリピン／マニラ	12/2～12/5
2005年 第44回	日本／仙台	10/7～10/10
2006年 第45回	マレーシア／ペナン	11/3～11/6
2007年 第46回	韓国／テグ	10/12～10/15
2008年 第47回	香港	12/4～12/7
2009年 第48回	タイ／パタヤ	11/19～11/22
2010年 第49回	台湾／高雄	11/18～11/21
2011年 第50回	フィリピン／パサイ	11/24～11/27
2012年 第51回	日本／福岡	11/8～11/11
2013年 第52回	シンガポール	11/7～11/10
2014年 第53回	韓国／仁川	11/13～11/16
2015年 第54回	タイ／バンコク	12/3～12/6
2016年 第55回	香港	（未定）

（2015年3月現在）

第6章 ライオンズクラブ国際財団（LCIF）

LCIF は 1968 年に国際協会によって設立された財団で、寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、集められた資金は主に次の区分により、申請に応じて交付される。

交付金の種類（申請者）

1. 緊急援助交付金（地区ガバナー・複合地区協議会議長）
   天災が起こった直後、ライオンズの救援活動の資金援助をするための US$10,000 の援助金交付。
2. 一般援助交付金（地区〈複合地区含む〉または２クラブ以上の合同申請）
   地区の人道主義的奉仕事業の資金援助をするために、US$10,000～US$100,000 の援助金交付。申請額と同額の資金を地元（申請者）で集めなければならない。1 地区が原則として同時に２件まで申請できる。
3. 国際援助交付金（IAG）（単一クラブまたは地区）
   少なくとも二つの異なる国のライオンズ間の国際的な協力事業の資金援助をするために US$5,000～US$30,000 の範囲で援助金交付（例えば、別の国への医療団派遣事業など）。申請者が 50%以上を負担。申請額が US$10,000 以内であれば LCIF の内部審査で承認される。
4. 四大交付金（Core 4）（地区）
   LCIF 最新のこの援助金プログラムは、視力保護（現在は該当事業なし）、障害者援助（スペシャルオリンピック）、健康促進（糖尿病予防）、青少年奉仕（ライオンズクエスト）の４つの分野、4 事業でのみ申請できる。事業は３対１（LCIF 対申請者）の資金調達に基づき、交付金の最高額は US$200,000、しかしライオンズクエストの上限は US$100,000。
5. 大災害援助交付金（国際本部）
   国際的規模の大災害のために US$50,000～US$1,000,000 が交付される。この援助金は地区やクラブの申請によるものではなく、国際会長、LCIF 理事長、LCIF 執行委員会の承認により交付される。交付の例としては、日本の阪神・淡路大震災、スマトラ島沖大地震、ハリケーン・カトリーナ、四川大地震、東日本大震災。
6. 用途指定交付金（指定の内容に基づく）
   献金を受ける時点で指定されている用途に拠出される交付金。
7. 視力ファースト交付金（地区または複合地区）
   途上国での失明予防事業を助ける用途に拠出される交付金。

LCIF の援助資金は前記の 7 区分によって交付される。一般援助交付金、国際援助交付金、四大交付金の申請締め切りは国際理事会の 60 日前となっており、申請する際に国際援助交付金を除いては、キャビネット会議の承認が必要で、LCIF 理事会が認可した場合に援助資金が交付される。

これらの活動を支援するための寄付の方法には、用途を指定して行う方法と、指定しないで行う方

法とがある。

国際理事会構成員を中心にLCIF理事会が構成されるが、LCIFの日常の運営は11名の委員から成るLCIF執行委員会によって行われる。前国際会長がLCIF理事長を務める。
また、執行委員会に指針および助言を提供する18名からなるLCIFステアリング委員会を設置している。日本からは栢森新治元国際理事が委員に任命されている。

CSFⅡの成功を受けて、LCIFの一層の強化を図るため、LCIF理事会、LCIFステアリング委員会、LCIF複合地区コーディネーター、LCIF地区コーディネーターによるLCIF開発計画が推進されている。

LCIFが他の奉仕機関ときわだって異なる点はライオニズムの信条を基盤としていることである。世界各地のライオンズクラブ会員が、互いに力を出し合い、助け合って奉仕を実施していくために最も有効な手段である。その規模の大小にかかわらずLCIFに寄せられる寄付金を総合すれば、個々のクラブが単独では手に負えないスケールの大きい奉仕事業を可能にすることができる。

2013-14年度、LCIFへの献金総額は約US$4,390万、交付金総額は約US$4,600万である。

LCIFを支援し寄付を行った会員に対し、その支援を正式に認証し謝意を表すため、感謝状、ピン、芳名録記載、メルビン・ジョーンズ・フェロー賞授与など各種の認証（アワード）プログラムが設けられている。

LCIFへの寄付金は、みずほ銀行第五集中支店に振り込むことができるが、その際にはLCIF送金用の専用口座番号を使用する。同時に献金報告用紙（2014-2015ライオンズクラブ役員必携付表16）に必要事項を記入の上、下記宛に送付する。特にMJF献金は用途指定が常に必要になった（2011年香港理事会）ので、注意すること。

Lions Clubs International Foundation
300 W. 22nd Street, Oak Brook, Illinois 60523-8842, U.S.A.
電話 米国（630）571-5466　　FAX 米国（630）706-9078（日本LC専用回線）

また送金の際は、毎月の円換算率（ライオンズ・レート）で計算の上、振り込むようにする。クラブが実際に振込んだ時点のレートで処理される。

特に「ドル」による直接送金を希望する場合は、最寄りの銀行から、その銀行備え付けの海外仕向け送金依頼書（所定の用紙はない）を使用して、みずほ銀行本店のLCIF外貨預金ドル口座9107566に振込む。この場合も「円」による送金同様、献金報告用紙によってLCIFあて寄付金の報告をする必要がある。近年はクレジットカードによる送金をすすめている。